

10月7日(月)

出席委員

委員長 大倉 たかひろ 君
副委員長 芹 澤 裕次郎 君
同 つ る 伸一郎 君
委員 おくの 晋 治 君
同 くにば 雄 大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西 村 直 子 君
同 小 芝 新 君
同 せ お 麻 里 君
同 松 澤 和 昌 君
同 のだて 稔 史 君
同 筒井 ようすけ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 田 中 さやか 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 湯 澤 一 貴 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 石 田 ちひろ 君

委員 安 藤 たい作 君
同 高 橋 しんじ 君
同 須 貝 行 宏 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 木 村 けんご 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 あ べ 祐美子 君
同 西 本 たか子 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

渡 辺 裕 一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 部 総 務 課 長
立 川 正 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地域振興部生活安全担当課長
黛 和 範 君

参 事
商業・ものづくり課長事務取扱
山 崎 修 二 君

福祉部障害者福祉課長
松 山 香 里 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

健康推進部健康課長
高 山 崇 君

品川区保健所生活衛生課長
鈴 木 誠 君

参 事
品川区保健所保健予防課長事務取扱
鷹 箸 右 子 君

品川区保健所品川保健センター所長
仁 平 悟 君

品川区保健所大井保健センター所長
間 部 雅 之 君

品川区保健所荏原保健センター所長
榎 本 芳 美 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市環境部都市計画課長
鈴 木 和 彦 君

都市環境部住宅課長
森 一 生 君

都市環境部環境課長
小 林 剛 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部河川下水道課長
松 本 昇 君

防災まちづくり部防災課長
中 島 秀 介 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

区議会事務局長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○大倉委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

本日の議題に入ります前に、10月4日の本委員会における若林ひろき委員および高橋伸明委員の質疑の中で保留となっていた部分の答弁について、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○松山障害者福祉課長 10月4日、民生費で答弁漏れがございましたので、ご報告申し上げます。

まず、若林委員のご質問で、平成30年度の第2種手当の内訳についてですが、身体障害者手帳3級の方が593人、愛の手帳4度の方が511人、精神障害者で障害年金1級を受給している方が38人でございます。また、障害年金2級を受給している精神障害者の方の人数についてですが、国保を通じまして品川年金事務所に確認いたしました、数字が確認できませんでした。

次に、高橋伸明委員のご質問で、心身障害者福祉会館の工事の内容についてですが、防火ダンパー工事と小破修繕でございます。

私からは以上でございます。申しわけございませんでした。

○大倉委員長 それでは、平成30年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第4款衛生費および第5款産業経済費でございますので、ご了承願います。

これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者 おはようございます。それでは、第4款衛生費からご説明申し上げます。決算書260ページ下の行でございます。

第4款衛生費は、左側から2列目、「計」に並んで、予算現額117億7,602万5,220円、支出済額は111億3,428万4,425円で、執行率は94.6%、対前年度2,449万4,786円、0.2%の増であります。増の主なものは、荏原保健センター管理運営費、胃がん検診などであります。

1項保健衛生費の支出済額は、52億4,666万9,106円で、執行率は93.3%であります。

次のページに参りまして、1目健康推進費では、健康づくり支援事業費、休日・応急診療費、公害健康被害補償事業費、各保健センター等の管理運営費などを支出いたしました。

266ページに参りまして、下の行、2目母子保健費では、妊婦健康診査、母子保健指導事業、不妊治療助成事業などを行いました。

次のページに参りまして、下の行、3目保健予防費では、各種予防接種、がん検診、こころの健康づくり事業、感染症予防などを行いました。

274ページに参りまして、4目生活衛生費では、食品衛生等の監視指導、そ族昆虫防除対策などを行いました。

次のページに参りまして、2項環境費の支出済額は14億2,391万7,855円で、執行率は94%であります。

1目環境対策費では、省エネルギー対策事業、エコライフ普及事業、しながわ環境未来事業などを行いました。

次のページに参りまして下の行、2目リサイクル推進費では、古紙などの資源ステーション回収、資源物再商品化事業、資源化センターの管理運営などを行いました。

次のページに参りまして、3項清掃費の支出済額は44億6,369万7,464円で、執行率

は96.3%であります。

1目清掃費では、廃棄物排出指導、収集運搬、清掃事務所および粗大ごみ中継センターの維持管理、粗大ごみ受付センターの運営などを行いました。

衛生費の説明は以上でございます。

続きまして、産業経済費をご説明申し上げます。284ページをお願いいたします。

第5款産業経済費は、予算現額28億9,779万8,000円、支出済額は25億6,222万211円で、執行率は88.4%、対前年度5,915万2,830円、2.4%の増であります。増の主なもの、事業承継支援事業、商店街活性化推進事業であります。

1項産業経済費、1目産業経済費では、中小企業振興といたしまして、中小企業事業資金の融資あっせん、事業承継支援事業、商店街振興といたしまして、商店街にぎわい創出事業、商店街活性化推進事業、プレミアム付区内共通商品券発行経費の助成を行うほか、消費者啓発事業などを行いました。

○大倉委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 おはようございます。今日も一日よろしくをお願いいたします。

本日は、決算書のページ273、3保健予防費のうち、感染症対策事業から麻しん対策について、ページ271、定期予防接種から風しん第5期定期接種について、さらに時間があれば、感染症対策事業からインバウンド感染症対策について、順次お尋ねしていきたいと思います。よろしくお願いします。まず、麻しんについて伺いたいします。

品川区のホームページを拝見しますと、「重要な情報」の項目2019年の10月2日付と10月4日付で、品川区内における麻しん患者の発生が掲載されています。この情報によれば、現在品川区内で麻しんが集団発生し、大規模な対策がとられているということですが、どのような内容かご説明お願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 品川区東品川四丁目にあります三菱総研DCSという会社で社員の方が麻しんに感染したという連絡を、私ども保健所が9月18日に受けました。同じフロアに勤務されている170人の方に健康監視を始めたところ、その後川崎市在住者など、次々に患者の報告がございまして、10月4日時点で都内4人、都外6人、合わせて10人の患者の発生を確認しております。

この健康監視とは、患者の家族や同僚の方、近くの人には感染拡大がある可能性を考えまして、もし発熱や発疹など麻しんの発症を疑わせる症状が出ましたらば、事前に住所地の保健所に連絡をしてから医療機関を受診するようというお願いをしているものでございます。

○鈴木（博）委員 この品川区の麻しん集団発生については、Yahoo!ニュースなどでも多く取り上げられております。今回麻しん患者が集団発生した三菱総研DCSのホームページには、「9月17日以降、弊社本社内（東京都品川区東品川四丁目12番2号 品川シーサイドウエストタワー）にて麻疹の感染発症者が複数確認されましたことをご報告申し上げます。現在、保健所の指導のもと、以下の対策を講じることにより徹底した感染拡大防止に努めております」とおわびと対応が掲載されております。私のクリニックにも関係する方が検査希望で既に来院しております。

インターネットのニュースサイト、BuzzFeed Japan Medicalや医療介護CBNewsなどにはさらに詳しい記事が掲載されており、それらをまとめると、先ほど課長もおつ

しゃいました、三菱総研DCSのシステム開発部署に常駐している40代の協力会社男性社員が、医療機関で麻しんと診断された。発熱など症状があると9月17日に申告してきたのが最初だそうです。この方は神奈川県在住だが、どこで感染したかは不明だそうです。この部署は100人ほどの社員が働いており、保健所の指導でその日のうちに症状の確認などが行われました。20～50代の男女10人に症状があることがわかり、10月3日にも新たな報告がありました。同社では、感染者を出勤停止にしたほか、同部署で働く約100人について、家族に妊婦や1歳未満の子どもがいる場合は、感染による重症化が予想されるため接触を避けるように指示したそうです。

また、10月1日以降、同じ品川本社にいる約1,000人の全社員・協力社員に対し、麻しんに対する抗体検査と抗体価が低い場合はMRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）の接種を開始したそうです。感染した社員に接触した可能性のある全ての取引先や顧客に連絡、さらに10月1日以降の全ての会議や社内外のイベントは全て中止されたそうです。また、昨年から風しんが流行し、麻しんも全国でたびたび発症者が出ているが、「恥ずかしながら、企業としての感染症流行への危機感がなく、これまで検査やMRワクチンを受けさせるなどの予防策も考えたことがなかった。現状は二次感染までで抑えているが、三次感染まで拡大しているかは来週後半ぐらいにわかると思う。何よりもお客様や取引先に感染を広げるのは避けるべく、社長以下で連日、会議を開き、対策をたてている」という担当者のコメントが載っておりました。この三菱総研DCSの事案について、今詳細に経過を見てきましたが、保健所当局から追加のコメントやご説明があるようだったらお願いしたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 保健所といたしましては、この9月18日の第1報を受けまして、患者と同じフロアの172人に対してすぐに健康監視を始めております。その後、患者が増え続けまして、現在までの間に都内外合わせて43の保健所に対して、現在297名の方に対して健康監視の実施をお願いしております。会社は当初、派遣社員が多いなどという理由もありまして、社員の方、勤めている方の住所を三菱の本社が把握していなかったとか、またそもそも勤めている方の住所をなぜ保健所に提出しないといけないのか、そういったところのご理解がなかなかいただけなかったことにより、この健康監視者の細かい情報を把握するまでに時間がかかったという問題がございます。現在のところ、先ほどお話しした10名につきましては、初発患者と同じフロアに勤務されている方にとどまっておりますけれども、また別のフロアからも症状が出ている方がいるということの情報も得ております。その場合、この同じフロア以外、例えば食堂などですとかそういったところでの感染も考えていかなければいけないと考えております。

こちらの品川シーサイドウエストタワー、このビルには、三菱総研DCSの方が1,300人、それ以外に6つの会社が入っていると聞いておりまして、ビル全体で3,000人の方がお勤めになつていてということで、今後どれだけの患者が出てくるのかということで、保健所としては予断を許さない事態になっております。

また、この患者から、初発から感染した川崎市民の方については、詳細な行動経過が川崎市のホームページに既に10月2日に上がっている状況になります。

○鈴木（博）委員 今、川崎市のお話が出たのですが、実は川崎市のホームページとかを見ますと、それ以外にもワクチン接種歴不明の20歳代の女性が9月30日に麻しんと診断されて公表されており、この女性は9月下旬にJR京浜東北線や東急多摩川線で川崎駅―東京駅の間や蒲田駅―多摩川駅、それから中目黒駅などの区間をたびたび電車で移動しているようです。さらに品川区では、先日五反田地域の保育園周辺でも麻しんが発生しています。これは外国から輸入された外国で感染した麻しん

のようですが、この五反田近辺での麻しん発生例についても、追加でご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 この三菱総研DCSとは別の事例ということで、五反田地域の保育園の園児の保護者の方、この方が外国から帰国した後麻しんに感染していることがわかり、その報告を受けてこちらの保育園の保育園児あるいは保育士の方のMR接種歴の確認、またMR未接種児に対しては早急にMR接種、麻しん混合ワクチンを接種するように指導しておりまして、麻しんを疑う症状があったらば、麻しん患者との接触歴を伝えた上で医療機関を受診するようにということで、今急ぎ指導と、連日監視をしているところでございます。

○鈴木（博）委員 それぞれ二次感染、三次感染の麻しん患者の発生が危惧される極めて憂慮すべき状況のようだと理解しました。

なぜ麻しんという病気がこれほど恐れられ、厳重な封じ込め対策が行われているのでしょうか。麻しんという病気の説明と感染対策が厳重に行われる理由について、いま一度ご説明をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 麻しんは空気感染する疾患でございます、感染力が非常に強く、ワクチン未接種者など麻しんに対する抗体がない人は、今回のように仕切りのない同じ空間にただけで、それだけで感染が拡大するという疾患でございます。発熱、発疹といった特徴的な症状に加え、脳炎などを合併して死亡することもまれではございません。そのため、ワクチン接種で抗体をつくるのが最も重要ですが、一たびこの感染が治ったとしても、10年以上経ってから重篤な脳炎を改めて起こして亡くなることもある、そういった意味では本当に重篤な疾患でございます。

○鈴木（博）委員 既に一般質問や特別委員会の質疑等でたびたび指摘したように、そして今課長からご説明があったように、麻しんという病気は、その感染力の強さ、死亡率の高さから古くから恐れられてきた伝染病です。麻しんは命定めと言われ、1862年の江戸の大流行では23万9,862人の死者があるお寺から報告されたほどでした。犬公方で有名な徳川綱吉も64歳のときに麻しんにかかり死亡しています。

麻しんの症状は、まず38度ぐらいの余り高くない熱と、鼻水、咳などの風邪症状が3日から5日ぐらい続きます。一旦熱は下がりますが、すぐに40度ぐらいの高熱がぶり返し、顔から小さな赤い斑点が出現し、あっという間に全身に広がり、全身が赤いまだら状になり、それが次第に癒合していきます。この高熱は3日から5日ぐらい続き、食事もとれず咳もひっきりなしに続きます。その後、ようやく解熱しますが、体力は落ち、食事がとれない消耗した状態が続きます。その後、徐々に回復しますが、発疹はしばらく色素沈着として残ります。

麻しんは、症状が激烈だけでなく、空気感染するために、患者と同じ部屋にいただけで未感染、ワクチン未接種など、麻しんに免疫を持たない人は100%発病します。もしもこの会議室に麻しんの患者が座っていれば、この部屋にいる全員が感染しまして、麻しんに免疫を持たない議員、理事者は100%発病します。手洗いやマスク着用でも感染は防げず、発病したら治療法はありません。苦しみながら症状が回復するのをただ待つということになります。

合併症は麻しん肺炎で人工呼吸器が必要になるような例もあり、重症になると死亡することもあります。急性喉頭炎や中耳炎、結膜炎もよく見られる症状です。麻しん脳炎は麻しん患者の1,000人から2,000人に1人の割合で発病し、15%が死亡、20～40%に後遺症が残ります。麻しんは今なお先進国でも1,000人に1人は死亡すると言われるほど、軽視できない恐ろしい感染症なのです。さらに、麻しんの場合、最悪は、先ほど課長からちらっとお話が出ましたが、亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という病気があります。このSSPEについて、改めてご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 亜急性硬化性全脳炎でございますが、小児期に麻しんに感染して一度治ったと思ったのに10年以上、多くは学童期に発症することが多いと言われておりますけれども、学童期にそれまで活発だった子が急にしゃべらなくなる、急に表情が乏しくなるといった、何か起きたのかとわからないような症状から始まって、気がついたら体が徐々に動かなくなる。その間、治療法がありませんので、大変残念なことです、そのまま死を待つ状態になるという非常に恐ろしい、後発で起きてくる合併症でございます。

○鈴木（博）委員 SSPEは麻しん感染後6年から10年も経ってから10万人に1人の割合で発病し、徐々に知能が低下し、最終的には衰弱して死亡する恐ろしい難病です。これは今難病になっています。このSSPEの患者やご遺族の方がSSPE青空の会という患者団体を結成し、SSPEをなくするためには、すなわち麻しんを根絶しなければならないと、全ての日本の子どもたちが麻しん含有ワクチンを接種し、麻しんを天然痘のようにこの世界から根絶するために現在も献身的な活動をなさっております。また、麻しん発生による経済的損失も甚大なものがあります。

沖縄では2018年3月20日に台湾から沖縄本島へ観光に来た麻しんワクチン未接種の1人の台湾人男性が麻しんを発病し、感染源となり、観光施設や大型商業施設、飲食店などで接触した県民らが次々と感染し発病しました。沖縄県のまとめによると、感染者は101人に及び、感染者の7割が麻しんワクチン未接種が接種歴が不明の方だったといえます。また、この麻しん流行による観光客のキャンセルの数は746件に及び、直接損害額は約4億2,000万円に上ったと言われております。この例は、1人の観光客が引き起こした輸入感染症の最悪の一例ということになります。

現在、麻しんは国内外で流行しています。WHO（世界保健機関）は、世界の今年の患者数が昨年同期の4倍に急増していると警告しています。例えば、フィリピンでは2018年から麻しんが引き続き流行しておりますが、既に4万9,000人の感染者と588人の死亡者が報告されております。日本でも今年感染者が2014年の462人を突破して、ここ10年で最悪の流行になっております。麻しんを地球上から排除するためには、麻しん含有ワクチンの接種が唯一で、しかも最も効果的、確実な対策です。麻しん含有ワクチンであるMRワクチンの麻しん発病に対する効果と、品川区は現在の麻しん集団発生に対し、今後どのような対応をとっていくおつもりなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 今回の会社での集団発生は、幸い現時点では品川区民の患者さんはいないということなのでございますが、いつ区民への感染拡大が起こるかわからない状況で、麻しんの感染拡大に防止には、今委員もおっしゃったとおり、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）の確実な接種しかございません。MRワクチンを2回接種することで95%以上の方が抗体を獲得するということを言われておりますので、MRワクチンをとにかく打っていただく、それが予防には一番大切だと思います。

今回患者発生時の緊急接種ということでは、生後6カ月以上であれば、感染から3日以内ですと感染しても発病予防に効果があるのでございますが、残念ながら今回は接触後3日以内を過ぎてしまっているので、それも現時点では間に合わないということ。とにかく未接種の方に確実にワクチンを接種していただくことが非常に重要だと考えております。

○鈴木（博）委員 MRワクチンは今もお話があったように、1回接種で90%、2回接種で95%以上の効果で麻しんの発病を防ぎます。麻しんは人の命を奪うだけではなくて、甚大な経済的な被害を引き起こす恐ろしい感染症です。その対策はワクチン接種しかなく、しかもそれが最良の方法であります。そのことを共通認識として全ての心ある人が麻しんの撲滅に立ち上がることを強く訴えて、次の質

間に移りたいと思います。

次に、麻しん同様、現在もわが国で流行が続いている風しん対策についてお尋ねいたします。

風しんが昨年から再び流行し始めています。まず、現在の風しんの流行状況について、ご説明をお願いいたします。2012年から2013年の風しん流行では、1万6,730人が発病し、45人の目、心臓、脳に障害を持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれました。そのうち11名が1年以内に亡くなっております。2018年から19年の本シーズンにおける先天性風しん症候群の赤ちゃんの発生についても一緒にご報告をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 昨年7月以降、首都圏を中心に始まった風しんの流行でございますが、全国で昨年1年で2,917人、前の年の実に31倍に当たる数でございますが、それだけの報告がございまして、今年につきましては9月21日までに2,196人もの患者が報告されております。また、今回の流行によりまして、先天性風しん症候群の赤ちゃん、今年の6月まででございますが3例、東京、埼玉、大阪で報告されております。

○鈴木（博）委員 2018年から再燃した風しん流行は残念ながら今なお収束に向かっておらず、まだまだ続きそうな状況です。そして、非常に残念なことです。先天性風しん症候群の赤ちゃんも3名現在誕生されています。風しんはもともと麻しんに比べてはるかに軽い症状の感染症ですが、妊娠初期に風しんに対して免疫を持たない女性が感染すると、脳、心臓、目に異常、障害を持つ先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれることが最大の問題点です。風しん対策は、妊娠・出産年齢の女性や妊婦の周りにいる風しんに免疫のない感受性者を減らすことが大切です。そのために、常に流行の温床となっている30代～50歳代の男性に、風しんに対する免疫をつけるために、現在風しん第5期定期接種が今年の4月から始まりました。この事業の内容と現状について、簡単にご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 4月から始まった風しん第5期は、これまで風しんの予防接種の機会がなかった、今年40歳～57歳の男性を対象とした予防接種でございます。3年間の時限事業でございまして、品川区の場合は8月までに1,498人が抗体検査、そのうち275人がワクチンを接種しておりまして、対象者に対する接種率は現在のところ6.1%という状況でございます。

○鈴木（博）委員 風しん対策事業が始まりまして、抗体の検査と接種率が低迷しているということは打開策を考えなければいけない非常に深刻な問題だと捉えています。先天性風しん症候群の赤ちゃんをなくすためには、30代～50代の風しんに対する免疫を持たない成年男性にいかにワクチンの接種を受けてもらうか。それを全ての区の担当者と医療機関の関係者が共同して取り組んでいかなければいけない重要な問題だと考えています。このことに関しましては、もう時間がありませんので、今後一般質問等でさらに続けていろいろご質問してご協議していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大倉委員長 次に、西村委員。

○西村委員 私からは、269ページ、1歳6カ月児健診、3歳児健診について、289ページ、産業支援施設運営費について伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

まず、一般質問でも申し上げました早期療育について伺ってまいります。それぞれ1歳6カ月児健診で3,532人、3歳児健診で3,340人の受診者数が記されておりました。このうち何人が精密健診を必要としたのか、おわかりになればお聞かせください。この人数は多いとお考えでしょうか、少ないとお考えでしょうか。発見できていない可能性はないでしょうか。健診で発見できなかった場合、そのまま小学生になる子が、1クラスに1人か2人、もしくは10人に1人いるとも言われていますが、品川区内の健診内容を改めてお聞かせください。

○仁平品川保健センター所長 まず、1歳6カ月児健診の精密健診の受診票を発行した数と受診した数なのですけれども、平成30年度におきましては、1歳6カ月児は全体で71件の精密健診票を発行いたしまして、受診が55件という形になっております。3歳児健診におきましては、平成30年となりますが、精密健診受診票は225件、受診は259人という形になっております。

この件数なのですけれども、経年を見ても、極端に下がったり減ったりということはございませんで、発見率は同じ形で推移していると認識しているところでございます。それと、特に発達系の話なのですけれども、健診を行っていく中で、お母さんのお話とか子どもの様子から気になる場合には、その後心理的健康診査というのもございまして、個別に対応していく形になっております。また、その中から様子を見ようということでグループ行動を見させていただいたりしまして、心理士等も導入いたしまして全体で当たっているところでございまして、その中でさらに療育が必要と、心理上何か病名を判定するというのは保健センターでは行っておりませんが、療育が必要だと保健センターで思われた場合には、親御さんとお話いたしまして、療育機関の相談等を勧めているところでございます。

○西村委員 さまざまに取り組んでいただいているというのは伺っているのですけれども、現場で声を聞いておりますと、まだまだグレーのお子さんが多いということで親御さんが悩んでいるのを実感しております。

例えば、小学校で先日学級崩壊しているクラス、学年のお話を聞きました。お子さんが座っていることができない、落ち着かないということが大半だそうです。お子さんが発達障害と診断されていると、小学校の進級先を特別支援学級にするのか通常学級にするのか、親は悩みます。小学校現場も今各地でこのことは課題になっていると思います。親の障害受容の問題もありますのでとても難しいとは思いますが、手挙げ式になっていると周りの大人の理解がないと、その子に合わせた教育、生活のために手を差し伸べてあげられるタイミングを失います。

次に伺います。小学校入学前の段階、就学相談で、手挙げ式ではない進学前健診を行うことはできないでしょうか。また、現在取り組んでおられる施策について教えてください。

○大関教育総合支援センター長 小学校あるいは義務教育学校前期課程入学前の就学前の段階のお子さんの就学相談に関しましては、教育総合支援センターで本人・保護者からお申込みいただいた方を対象に行っているのが現段階の実情でございます。

○西村委員 こちらも大変難しいとは思いますが、ここでそのまま小学校に入学して悩んでいる先生ですとか親御さんもたくさんいらっしゃるというのを課題に感じております。

さかのぼりますと、区内保育園・幼稚園でも親が傷つくことを考えるとみずからは言えないという保育園や幼稚園があります。家族と保育園や小学校、病院の診断結果、健診、母子手帳などの連携ができれば、もう少し早く早期発見につなげてあげられると思うのですが、いかがでしょうか。課を超えての取り組みも必要だと感じます。区の考えをお聞かせください。

○仁平品川保健センター所長 確かに、保健センターにおいて健診等で親御さんの相談を受けますと、保健師の方から勧めても、保護者の方がやはり納得しないとか、そういうふうには考えたくないという、これはお気持ちはわかります。ただ、強くは勧められないのですけれども、保健師が丁寧に、子どものそのときの状況によりまして大分違うとは思いますが、勧奨を図りながら、子どもの将来のためにということで引き続き指導に当たってまいりたいと考えております。

○西村委員 先日公表されました長期基本計画案にも、相談支援機能の充実と療育と課題対策の充実、案ではございますが記載されておりました。相談施設を増やしていただいていると思いますが、親自身は

気づかないことも多く、グレーの場合には親自身が子どもの努力不足だと責め、親では判断できないこともあります。一般質問でかおTVの導入を提案させていただきました。保護者など子どもの様子に気づいている大人がいても、今誰も手出しができない状態です。発達障害児を育てる多くのお母さんたちにヒアリングをさせていただきましたが、健診がきっかけになればと願っております。どうか健康診査の内容の見直しをご検討ください。そして、引き続き親支援もお願いを申し上げます。

続きまして、武蔵小山創業支援センターのあり方について伺います。

現在、武蔵小山創業センターの運営費は、維持費が1,350万円余り、運営委託費として4,700万円余りと記されております。まず、この金額につきまして、妥当かどうか、何に一番費用がかかっているのか、運営委託費の内訳をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 運営委託費のメインにつきましては、武蔵小山創業支援センターで行っている施設利用者に対しての起業に向けてのさまざまなサービスを提供するという事で、いろいろ在籍をしておりますインキュベーションマネージャーでありますとか、そもそも事務室の運営、事務の方でありますとか、そうした人件費がほぼほぼでございます。スタッフとしましては、所管としましたら、適正な人数で適正なサービスを行っているかと思っているところでございます。

○西村委員 内訳をお聞かせいただいて、判断材料とさせていただきたいと思ったのですが、といいますのも、武蔵小山創業支援センターは西大井、天王洲と異なりまして、女性起業家を支援するものとして運営されております。今年も募集中のウーマンズビジネスグランプリは、昨年私も訪問させていただきましたが、受賞者の大半が品川区ではなく、区外の方たちを表彰し、グランプリ30万円、優秀賞10万円が支給されています。受賞者がほぼ品川区民ではなく、応募対象条件にも品川区の文字はありません。幅広く募集するものと思われそうですが、ウーマンズビジネスグランプリの開催意図と目的をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 武蔵小山創業支援センターにつきましては、平成22年に開設をしまして、そこの一つの目玉事業として、ウーマンズビジネスグランプリというのを開催しております。そのウーマンズビジネスの目的と言いますか、当初、平成22年度につきましては、全国的に女性の起業をメインにした企業サービスを公共施設として展開しているところにつきましては、全国初の施設でございました。そういう意味では、コンテストに応募してくる方も、区内の起業家を目指す方々もたくさんおりますけれども、外からの方もいらっしゃるというようなことでございます。そういう中で、それぞれの方々の創業に向けての計画について、コンテストを通じていろいろブラッシュアップをするような機会というようなことで実施しているところでございます。それで、区内の方、あるいは区外からの比率ということでは、正直開設当初につきましては、委員おっしゃった部分につきましては、区としてもメインは区内の区民の方の創業を支援するという事は一番の主体でやっておりましたので、そういうことで区民の参加の率をもう少し上げたいと、こういうふうに思っておりました。最近では、実際にコンテストの中でいろいろ各賞を受賞される内訳としましては、区民の方の受賞率といいますか、そういったものも実際高くなっているのも事実でございます。とりわけ、コンテストで賞をとるのは一つのきっかけですが、コンテストに参加をしたことによって、武蔵小山創業支援センターなど、あるいは行政とさまざまな形で触れ合う機会があります。この方々を最終的には区内創業の定着に結びつけることが一番大事かと思っています。ある意味、外から呼び寄せる効果と、それから品川区の中でいろいろ起業を目指す女性と、いろいろな形で連携、コラボしながら、最終的には区内の起業率を高めるということを目的にしているところでございます。

○西村委員 であれば、具体的にどのように区内の産業に寄与しているのかということがより明確にわかるようなグランプリであるといいなと思います。実際に品川区のクレジットが入っております授賞式で、各地から信用金庫ですとか副区長も来られる中、なかなか何が品川区のグランプリなのだろうと思いましたので、そういった意図が伝わるようになればいいと思います。

また、ウーマンズビジネスグランプリのみならず、起業女性を育成するアントレーヌやパルム通り商店街の一角で実店舗を借りて出店するMUSAKOトライアルマーケットなどさまざまな取り組みをされておりますが、こちらもどれだけ品川区の方がかかわっておられるのか、また区内産業の活性化に寄与しているのか、お聞かせください。MUSAKOトライアルマーケットに関しましては、出店者、集客ともに苦戦をしていたと伺っております。実際にはいかがでしたでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 さまざま女性向けのテストマーケティングということで、そこは広く出店者を募るところでございまして、区民の方と区外の方の比率で、区民の方は5割到達していないような状況はあります。ただ、「MU★SAKO」という連続のスクールは5割を超えるような状況にあります。

まとめますと、いろいろ最終的には、例えば武蔵小山創業支援センターを利用して起業に向けた勉強をされたり、あるいは1階にはチャレンジショップというショップもあります。こうしたところを、10年経っておりますので、いろいろいわゆる施設を卒業されるということで、今まで27の事業所の方々がご卒業されて、100%起業は続けています。そのうち63%が区内で起業しているということでございます。半分以上ということで、外から来た人も武蔵小山創業支援センターで登記をして区内企業に切り替わって、それで区内で創業されている方も最近は成果として出ておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思うところでございます。

○西村委員 あと1分になりましたので、まとめさせていただきたいのですけれども、マーケティングですとかPR、サービスのつくり方を支援するセンターですので、センター自体の集客が認知にも直結すると考えております。ですので、今、業を起こそうと考える女性はばりばり思考でアントレーヌですとかグランプリに参加すると思うのですけれども、このターゲット層は年々少なくなっているように感じます。今は自分のスタイルで、手に職、資格を身につけたいというターゲット層が多く、アプローチが混在しているように思いますので、この武蔵小山創業支援センター自体のマーケティングを徹底的にし直していただきたいと思いますと思っております。区内の女性たちが抱える悩みですとか、働き方などを酌み取りながら、10年経っておりますので、運営の仕方を変化、転換させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大倉委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

269ページ、母子保健指導事業費、279ページ、もったいないプロジェクト、時間がありましたら271ページ、各種がん検診についてお伺いをいたします。

まず、母子保健指導事業費に関連をいたしまして、一般質問でもお聞きいたしました妊産婦、乳児に特化した救護所の設置についてと、液体ミルクについてお伺いをいたします。

今回の一般質問では、医療リスクの高い妊産婦・乳児救護所の設置に、文京区の事例を示して要望、提案をいたしましたところ、専用の施設の設置を含め、支援体制を検討するとの温かい前向きなご答弁をいただきました。そこで、検討に当たり、設置に向かってはスピード感を持って行っていただきたいと思いますと思っておりますが、現段階での検討のイメージですとか内容をお知らせいただけることがありました

ら、お知らせください。

また、液体ミルクに関しましては、このたび東京都が周知のための動画とリーフレットの作成をいたしました。これは品川区にも東京都からおりてくると伺っておりますが、実際にこのリーフレットが届いているのか、そしてこの動画とあわせて、品川区における具体的な活用方法をお知らせください。

○高山健康課長 私は、前段のご質問のほうにお答えいたします。妊産婦の救護所の設置ということでございます。

実際のところ、これから考えられる検討の内容といたしましては、一つには災害時に他機関の協力ということで、助産師会を中心としました妊娠期、産後の健康状態を管理していただくような、そうした専門職との連携ということが一つ、そしてもう一つは、現在分娩キットということで、簡易な備えをしているところではございますが、一体どのようなものが災害時の備えとして必要であろうか、そうした備蓄品の見直しについても検討すべきと考えております。

○仁平品川保健センター所長 現在のところ、保健センターに直接そのリーフレットの紹介というのは届いていないと承知しております。

○新妻委員 まず、救護所の設置に関しまして、具体的に取り組みをどうぞよろしくお願いいたします。

そして、液体ミルクにおきましては、これは東京都が既に作成をしております。これはネットにも東京都のホームページにも公開をされておりますので、ぜひご確認をいただいて、やはりママ・パパの中では、これは販売がされましたけれども賛否が両論ありますので、正しい知識を持って使っていただくということをしっかりと周知を進めていただきたいと思います。あわせて、特にこの妊産婦・乳児の救護所には液体ミルクを備蓄をしていただきたいと思いますということを改めて要望させていただきますが、いかがでしょうか。

○中島防災課長 液体ミルクに関しましては、何らかの形で災害時に活用できないかというのは検討しているところでございます。ただ、液体ミルクはなかなか消費期限等も短いということなどもございますので、区全体として備蓄に関してメーカーの動向でありますとか、東京都ほかの自治体の動向なども見ていきたいと思っております。また、販売店とも協力して協定とかいう形もできないかというのも含めまして、引き続き可能性を探っていききたいと思っております。

○新妻委員 今回起こりました台風15号でも、千葉県ではこの液体ミルクが大変役立ったと伺っておりますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。特に、また改めてこの東京都のリーフレットと動画は確認を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、もったいないプロジェクトについて、伺います。

本年10月1日から食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、10月が食品ロス削減月間、10月30日が食品ロス削減の日と決定をされました。国や自治体の責務、事業者、消費者が一体となって国民運動として取り組むことが明確化されております。まずこの月間食品ロス削減の日が決定をされましたが、ここに合わせた取り組みが今回この品川区で、この月間が既に10月になっておりますが、何か取り組みができるのかどうか、2019年度の予算の中では、ポスターの作成等ということも計上されているようではありますが、今年度のこの取り組みで何かできることがあるのか、お伺いをいたします。

○小林環境課長 委員からご紹介がありました食品ロス削減法に関する10月の取り組みというところでございますが、今委員からお話がありましたように、ポスターの作成等につきましては、今年度の

事業の中で進めるところでございます。このポスターにつきましては、幼稚園、保育園、小学校、あるいは「“もったいない”推進店」などを対象にしました食品ロス削減に向けてのポスターでございますが、削減に向けて何ができるかと、それぞれ記載する欄を設けまして、例えば小学校ではクラスで話し合うことで理解を深めるような工夫をしているところでございます。来年度につきましても、この月間に見合うような事業展開は引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

○新妻委員 現在、品川区では2020東京大会に向けての「“もったいない”推進店」の拡充に取り組んでおります。2点確認をさせていただきます。この事業は、オリパラ以降も継続されていくのかということ。そして、現在この「“もったいない”推進店」、134店舗と確認をしておりますが、目標150店舗までの見通しをお聞かせください。そして、新しく庁舎の食堂の事業者が変わりましたが、ここの食堂もしっかりもったいない推進店の一員としていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 2点のご質問のうち、まず1点目、オリンピック・パラリンピック以降の取り組みでございますが、この食品ロス削減、そもそもの始まりが平成27年でございます。その後、年を重ねるごとにやはり区民の皆さんの注目と関心というのは非常に高まっていると考えております。引き続き2020年という目標感を持っているところでございますが、それ以降も引き続き継続して行っていきたいと考えているところでございます。

それから、150店舗の見通しでございますが、委員からご紹介ありましたように、現在134店舗というところで、残りあと16店舗でございます。今までお声をかけていなかったような場所を含めて、今現在職員がお話し合いをしながら継続してPRしているところでございます。しっかり150店舗達成できるように進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、庁舎の食堂につきましても、お話し合いをしながらしっかりと位置づけできればと考えてございます。

○新妻委員 続きまして、戸越公園内に建設予定の体験型環境学習施設におけるフードドライブについてお伺いをいたします。

フードドライブとは、使い切れない食品を寄附する行動のことです。現在、品川区ではECOフェスティバルや環境講演会等でフードドライブを行ってきた実績があります。一方で、2018年の世論調査では、フードドライブの認識度は、知っているが3.6%、聞いたことがある6.8%で10.4%にとどまっており、知らない人が89.2%、無回答が0.4%と、この認識がないというところが課題かと思えます。ただ、この食品を寄附をするという行為は、その気持ちはあるものの、それがフードドライブであるという、その名称を知らない人が多いのかと思っております。本年3月の予特でも、この環境未来館でフードドライブの常設を要望いたしましたが、今後の展開を判断していくとの答弁にとどまっております。食品ロスのこの法整備がされたことで、この未来館でさらに食品ロスを学び、実践できるようお願いをいたしますが、現段階でのこのフードドライブの常設に関してはどのようにお考えか、お伺いをいたします。毎日ということではなく、例えば週1回とかそのようなところから取り組みを進めていくことも大事なこともと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林環境課長 フードドライブでございますが、今年度のECOフェスティバルでも非常に多くのものが集まって、昨年以上に集まったところで非常に関心が高まりつつあるというところは認識しているところでございます。戸越公園の中の施設でのフードドライブでございますが、運営事業者候補者からもこの事業を進めてやっていきたいというご意見はいただいたところでございます。その中身、手法につきましては、今委員からご紹介ありました週1回の開催を含めて、今後も引き続き検討を深めてま

いりたいと考えているところでございます。

○大倉委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 291ページの商店街振興事業より、商店街支援と買い物支援に関連して移動支援としてのコミュニティバスについても伺いたいと思います。

品川区では、さまざま商店街への支援を実施しておりますが、商店街がとてにぎわっている地域と、かつての商店が減り、店舗が建て替わると住宅にかわってしまい、商店街の姿が大きく変わっている地域もあります。商店が減ると日常生活における、とりわけ高齢者は、自転車に乗れなくなると買い物をするのがとても困難になってきます。品川区では、店舗が減り、高齢者が買い物をするのが困難な地域について、その調査や把握はどのようなになっているのか、伺いたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 品川区の商店街の一つの特徴は、品川区域内で、例えば路線間が短い私鉄の駅間を結ぶ生活道路に、沿道型の商店街がたくさん広がっているというところでございます。そういう意味では、区内各地から身近な商店街にアクセスする、そういった特徴ある部分ということで受けております。

それで、先ほど商店街の状況が二極化しているような事例もあるというようなことでございますが、そうした部分につきましては、毎年々の商店街のイベント事業に対して補助事業をというようにお話し合いなどがあります。各商店街の会長さんなどに直接やり取りする場合と、それから商店街連合会がその都度いろいろ消費税の関係のアンケートなどをとる際に、活動状況を一般的な部分も把握しているというように対応しているという状況でございます。

○中塚委員 私が伺ったのが、商店が減り、商店街の姿そのものが大きく変わっている地域を品川区はどのように調査、把握をしているのかと伺いました。具体的に私は西大井五丁目に住んでおりますが、かつては近所に八百屋、魚屋、金物屋、文房具店、本屋、酒屋、豆腐屋、公衆浴場の前にはスナックもラーメン屋もあり、とてにぎわっておりましたが、今はそれぞれお店が閉められ、建物が住宅にかわり、最近引っ越してきた方は、そこがかつて商店街だったということすら余り知られていないような状況に変わっております。西大井は一丁目から六丁目までありますけれども、すぐに頭に浮かぶ店舗としては、八百屋は1軒、魚屋は2軒、酒屋は2軒、肉屋はありません。買い物をする場合は、とても不便な地域となっており、とりわけお年寄りが歩いて買物をするのはとても困難な地域となっております。また、スーパーが幾つかありますけれども、レジで顔なじみになって、会釈や少し会話をすることはあっても、次にお客さんも来ますので、なかなか日常会話や雑談やお話ができないと。買い物をするときには、やはり店主との日常的な会話や今日のおすすめなどのやりとりというのも買い物の楽しみの一つであります。なかなかこれをスーパーのレジでやるというのは難しい状況にもあります。大井第三地域センターや伊藤小学校に行ったことがある方は周辺の住宅街の様子はご存じかと思っておりますけれども、こうした商店が少ない、また買い物がしづらい地域の買い物への支援について、商店への支援について、品川区はどのような手立てを考えているのか、伺いたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 区民の皆様の身近な買い物ニーズ、あるいはちょっとしたサービスの提供場所として、商店街が元気で機能する、こういうところに地域インフラとしての区の取り組みを、その商店街のフィールドで行う意味合いというのはそこにあるだろうと思っております。ただ、いろいろ以前からの状況のなりわいが土地利用の変化とともにあらわれてきているというような部分につきましては、そういった土地利用の変化が生まれ、いろいろな状況が変わってきているところも区としても承知しているところでございます。例えば、プレミアム付商品券のほうも、うちの近所で扱えるお店が

少なくなってしまったという声も聞くところでございます。区としましては、昔ながらの沿道の商店街も一つの商店街として、活力あるものに持続可能な支援を引き続きやっていくとともに、商店街と商店街の間に個性豊かな個店がぽつとできて、そこが集客につながっているような事例も区内では見受けられます。にぎわいとして新たな視点で創出するようなことも実態変化の中では起きておりますので、こうしたエリアといいますか面的な視点で、商店街振興施策も一つ考えていく余地はあるかと感じているところでございます。

○中塚委員 プレミアム付商品券やさまざま支援はやっておりますが、私の近所の話でいきますと、西大井駅前に幾つかスーパーや店舗がありますが、一步住宅地に入るとなかなか買い物するのが困難だというのが現状であります。商店が減って住宅地に変わり、住宅地としては閑静な静かで気持ちのいい住宅地だと私も思いますけれども、生活をする上では買い物ができないという声がたくさん寄せられております。西大井は隣が品川駅ということもありまして、新幹線など遠くに移動する際にはとても便利な地域だと思います。しかし、近所で買い物をしたり、毎日の生活をするという意味では近くが不便だという話もよく伺います。ぜひこの商店の支援や新たな開設支援とあわせて、買い物をする際の移動支援という視点で考えると、やはりこういう買い物が不便な地域を分析してコミュニティバスでつないで買い物の移動支援を進めていく、こうした支援の仕方もあるのではないかと思います。買い物の移動支援としてのコミュニティバス路線、今バス路線の検討も始まっておりますが、こうした視点でも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○鈴木都市計画課長 コミュニティバスのご質問をいただきましたが、現在コミュニティバスにつきましては導入に向けて協議会を立ち上げ、検討を開始したところでございます。8月に第1回目を開催しまして、品川区の現状についてお示しし、意見をいただいているところでございます。やはりこの現状の把握のところですが、いろいろなデータを使いまして、多角的にデータ、現状を分析しているところでございます。特に、やはり品川区は、鉄道駅、路線バス、非常に充実している中で、その中でもバス停から非常に遠い地域もその分析結果では明らかになっているところがございます。やはり区内充実した鉄道駅の中で、コミュニティバスについては、こうした公共交通を補完していくというところがまず第一義的にあるかというところでございます。今後この分析を検討を含めて第2回、第3回で具体的な地域、ルートについてお示ししながら検討を進めていくという状況でございます。

○中塚委員 さまざまなデータでコミュニティバス路線を検討しておるわけですが、ぜひその中で買い物が不便で移動支援が必要だと、こういう要素もコミュニティバス路線の検討の中に入れていただきたいと思いますので、改めて伺いたいと思います。

若い世代では、近くに商店が減っても週末車で買い物に行ったり、自転車で行ったり、必要なときはスマホで通販で購入したりとできますけれども、なかなか高齢者になってくるとそうしたことができず、近くに商店がないととても困るという話を伺います。買い物の移動支援としてのコミュニティバス路線を検討の要素として入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 今いただきました買い物が不便だということ、これは定量的に示すというのはなかなかデータ上分析することは難しいと思います。逆を言いますと、品川区内全域にコミュニティバスを走らせるかということになりかねますので、そこは今整理をしている現状をいかに分析をして、しっかり皆さんが使っていただけるようなバスルートに向けた検討をしていけるかというところで、しっかり検討していきたいというところでございます。

○大倉委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、263ページ、健康づくり支援事業費、295ページ、消費者啓発費、そして279ページ、水質調査、そして時間があれば295ページ、プレミアム付区内共通商品券発行助成についてお伺いをいたします。

令和の新時代にとって、やはり観光、そして健康、環境、そして改革が非常に重要な要素だと考えております。頭文字をとって令和4Kとも言いますが、観光の重要性につきましては総務費でお話をさせていただきました。本日、まず健康ということからお話をさせていただきたいと考えております。

超少子高齢社会、品川区はゆっくり進むとまだ思われますけれども、いずれやはり超少子高齢社会になることは免れません。そして、人生100年を健康に、そして健康寿命を延ばしていく、致命的な病気を防いでいくということが非常に重要なことだと考えております。

しながわ健康プラン21が策定から5年目を迎えまして、今年度中間評価、見直しを行うということですが、今、私が述べたように、健康寿命を延ばす、致命的な病気を防ぐということを踏まえて、今回の中間評価見直しの方向性、そして品川区の健康に対する姿勢、取り組み、そして今後の意気込みをお聞かせください。

○高山健康課長 しながわ健康プランの中間評価、見直しに関するお尋ねでございます。平成27年度に策定をいたしまして、今年度が5年目を迎えます健康プランでございますが、この間の動きとしまして、策定期に49の指標を設けまして、これについての達成度について直近のデータなどを参照しながらこの評価、見直しを図っているところでございます。

その中で申しますと、やはりこの中で取り組みが少し遅れている点と申しましては、働き盛りの健康課題を解決する、そして食を通じた健康づくりを推進するといったところの取り組みが、他の指標と比べますとおくれているというようなこともございますので、この点について、新たな後期5年に向けて施策を組み立ててまいりたいと考えております。

それから、新たな健康課題としましては、たばこ対策でありますとか、フレイルといった新たな、策定期になかった要素、ないしは取り組みが進んだ要素がございますので、この点についても重点課題として位置づけてまいりたいと考えております。

また、2点目のお尋ねの姿勢、取り組み、意気込みという点ではございますが、委員ご案内のとおり、人生100年時代を生き生きと自分らしく過ごしていく上では、健康がその礎となるものでございますので、このプランを基にさまざまな健康にかかわる施策、運動、食生活、それからたばこ対策、そうしたさまざまな健康をつくっていく上で重要な視点をしっかりと区民の皆様にご理解いただいて、それぞれにおける区の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○筒井委員 わかりました。まさにおっしゃるとおり、働き盛り世代の健康をずっと伸ばしていった、病気にならないうちに、本当にいつまでもなるべく健康寿命を延ばしていくということ、そしてまたフレイル予防ということは非常に重要だと考えております。今課題としておっしゃった働き盛り世代の健康づくりということに非常に関連すると思うのですが、ウォーキングマップというのをおつくりになられていると思います。アプリも作成されていると思うのですが、その一方で、ARで楽しむまち歩きアプリ「わ！しながわ巡り」というのを広報広聴課でつくられているのですが、私、2つともインストールしたのですが、まずウォーキングマップと「わ！しながわ巡り」、これに似たような項目というか使い方があっては、その違いについてお知らせください。

○高山健康課長 アプリに関するお尋ねでございます。健康アプリにつきましては、基本的には年々改修を加えて、歩数を記録して、昨年度は特にそのランキングを表示できるようにしたり、あるいはイ

ンターフェースの部分を工夫いたしまして、より見やすさを強調したといったところでございます。こちらのほうは、「私の散歩道」との連携も図っておりまして、そうした楽しみながらまちを歩くことで、知らぬ間に歩数を稼げるといった相乗効果を狙うものでございます。一方で、広報広聴課のほうで実施しているアプリにつきましては、これは別途観光などの目的を持って導入されたものですので、アプリそのものは導入の時期も違いますので、どうしても2つ存在してしまうのはやむを得ないことではございますが、区民の皆様にとってどちらのアプリがより運動なりを起こす上で動機づけになるかということでお選びいただく、ないしは両方ともご使用いただくといった選択もあろうかと思います。

○筒井委員 でも、やはりアプリをいろいろ入れ過ぎると、自分のスマホに入れるのも管理も大変だということもありますし、これはどちらかにどうしても偏ってしまうのかなというのもあると思うのです。また、ウォーキングマップを活用した事業として、ウォーキングイベントが平成28年、2016年にあったかと思うのですけれども、イベントが2016年の1回きりになっておりますし、あと、ウォーキングマップのアプリを見ますと、ニュースの表示がしばらく更新されていない状況でして、これはどういうことなのかということを感じております。まず、イベントが一回きりで終わっているということ、そして今後は「わ！しながわ巡り」とウォーキングマップ、これはやはり重なる部分が多いでしたら、区民にとってもわかりやすいので、これは一本化したらいかがかと考えているのですが、その点、区のお考えはいかがでしょうか。

○高山健康課長 2点のお尋ねでございます。イベント化、その後というお話もございましたが、健康に関する新たな事業としましては、昨年度から健康ポイント事業などもスタートしまして、さまざまなそうしたイベントに捉われずに区民が継続的にウォーキングなどに取り組めるような仕組み、事業については、他の事業において補っているところと考えております。また、表示が、いわゆる新着情報のようなものが余り更新されていないというお話ではあるのですが、実は健康ポイント事業を始めるに当たって、事業の受け付けを開始しましたといったようなところも新着に入れまして、また期間が終わったのでその表示を消したりということで、どうしても限られたスペースの中での情報発信となりますので、現在はがん検診などの情報を表示しているところでございます。

それから、似たアプリの統合という点に関しましては、どうしても簡便に、そしてスマホ世代にとってはとても受け入れやすい仕組みですので、このほかにさまざまな、パパママ応援アプリでありますとか、予防接種アプリとか、どうしても機能別にこういったものは立ち上がっていきますし、それぞれの提供するベンダー間でもこの仕組みの流用と言いますか、統合みたいなものはなかなか難しい部分もありますので、これはそうしたアプリが集まるのを待って全体的な検討をするというようなものかと思っておりますので、当面はこのような形で進めさせていただければと考えております。

○筒井委員 わかりました。しばらくは続けられるということなのですね。私、ウォーキングマップの使い方がよくわからなかったのでいろいろ調べましたら、しながわ健康づくり講演会が2016年11月21日に行われておりまして、衝撃を受けたのが、品川区ウォーキングマップを制作した株式会社中央ジオマチックス、阿部悠紀さんがウォーキングマップの活用方法について解説しましたということが書かれておりまして、これはまさに私を含めて使いたい区民の方が必要な情報かと思っておりますので、こういう活用方法についての解説や解説動画というのをぜひ配信していただきたいと考えております、それについてどうお考えでしょうか。

○高山健康課長 アプリを大変大事に思ってくださいといったご意見かと思っております。動画の作成までができるかどうかはわからないのですけれども、少なくともこれまでの冊子の形での散歩ルートの表示

に加えて、こうした新たな要素で区民が広くこうしたものに親しまれるということは非常に我々にとっても歓迎すべきことですので、QRコードなどでこうしたダウンロードがより一層進むような形で、このアプリが活用されるように努めてまいります。

○筒井委員 引き続きそうした使い方の発信というのをやっていただきたいのですけれども、今回もこの講演会を動画でぜひとも公開していただければかなり役に立ったのかと考えておりまして、YouTubeなどを活用してやっていただければと思うのです。前提としてももちろん著作権の配慮、講師の先生の同意とか要りますけれども、どんどん動画とかで各種講座をぜひ公開していただきたいと考えております。当然当日参加できない区民の方もいらっしゃるし、講演される講師の方もぜひ自分のお話をどんどん知っていただきたいという思いも当然あると思います。そして、動画などで公開することによって多くの区民の方から意見や感想、そうしたことを得て、次の改善とかに活かされると考えております。当然この講演会や講座も税金を投入されておりますし、内容は非常に役に立つ講座もあるかと思うので、せっかく税投入をしているのですから、ぜひインターネットの活用をして、まさに情報発信の改革、周知の改革というのをぜひ行っていただきたいと考えております。例えば2019年の健康チャレンジコースなどの公開もやっていただきたいと。私、あとからこのホームページを見て、これは聞いてみたいと思ったのですけれども、過去起きたことの文字での報告情報だけなので、録画して公開しておけばいつでも見られるので、ぜひやっていただきたいと考えているのですけれども、その点そうしたインターネットの活用をしての講演会の公開について、いかがお考えなのでしょうか。

○高山健康課長 委員のインターネットを活用した情報発信ということのご提案でございます。まさに委員がおっしゃるような著作権の関係などもございます。やはり講演者側のご理解も不可欠ですし、それが基本的に講演料に大きく跳ね返るようであると、なかなか講座の企画自体が難しくなってくるといった側面もございます。また動画の長さによってはなかなか頻回に見ていただけないという可能性もありますので、一つの新しい情報発信の手法としてインターネットというのは無視できない存在ではあります。どのような形が身近に健康づくりを考える上で、そういったインセンティブないしは動機になるかという点については、引き続き研究した上で、映像などの情報発信につきましては工夫してまいります。

○筒井委員 よろしくお願ひします。

食についても課題があるというお話でしたけれども、今のホームページを見てみますと、「食生活〈あなたの食事のワンポイントアドバイス〉」のところで、私は40歳になりましたが、20～30歳代までで情報がとまっているのですけれども、これは当然今高齢化も進んでおりますし、40歳代以降の方はどういう食生活をしたらいいのかというのを知りたいので、ぜひ40歳代以上の情報も載せていただきたいのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○高山健康課長 食に関するご提案でございます。現在、品川栄養士会のご協力のもと、基金を受ける食生活の相談会などを月2回やらせていただいております。ホームページでの情報発信という点で申しますと、例えば高齢期においては栄養不足がかえって健康を損ねるといったようなこともございますので、そうしたいわゆる多世代にわたります食に関する情報発信については、今後も拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、健康プランの見直しの中でも、その点の着眼点を外さないように、しっかりと見直しを図ってまいりたいと考えております。

○筒井委員 よろしくお願ひします。時間もなくなってきたのですけれども、私がお話しさせていた

だいた情報発信について、動画の活用、インターネットの活用については、これは健康課だけではなくてほかの課の方にも言えることでして、消費生活教室なども一生懸命やられているのですが、見ますと参加人数が16人だとか、人数が少ないのが見受けられます。これも動画の公開、そうしたインターネットの活用で視聴者がどんどん見て非常に役に立つのかなと思っておりますので、ぜひそこはよろしくをお願いします。これは要望で終わります。

○大倉委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、269ページ、1項2目母子保健費の妊娠期からの相談事業から、母親の産褥期のケアについて。277ページ、2項1目環境対策費の環境保全事業について。283ページの同じく3項1目清掃費のリユース（再利用・再生）促進事業について伺います。

最初に、母子保健指導事業費から母親の産褥期のケアについて伺います。産前から産後の母子へのケアの中で、特に産褥期の母体のケアについてはほかの時期に比べて認識が薄いのではということ指摘してまいりました。昨年4定の一般質問に関しては、産褥期に関する産前での段階での情報提供については重要と考えているので、内容を工夫しつつ今後充実をさせるという趣旨のご答弁をいただきました。その後の情報提供についての工夫と充実の展開について、何かあればお答えください。

続けて、産褥期への認識が薄いのではという一例として、妊娠届のときに手渡される「いきいきあんしん子育てガイド」の中に、品川子育てストーリーというページがあります。産後、自宅に戻り、夫は仕事で不在、両親が遠方という状況で不安に陥っている母親の様子が描かれています。まさに産褥期の不安です。そこに注目したところまでは評価できるのですけれども、それに対するアドバイスがそこに書かれていません。他の時期の不安には、ページを示すことで連絡先や提供されるサービスなどがわかるようになっているのに、そこだけ書いてないのです。この品川子育てストーリー、とてもわかりやすくよくできているように私は思うのですけれども、産後すぐのサポートについても的確な記載がされるべきと考えますが、見解を伺います。

○仁平品川保健センター所長 保健センターのほうで産褥期といいますと出産に近い時期と産後すぐというところになるのですけれども、産前におきましては、一般的に助産師による相談事業を妊娠届の際に行っておりまして、これは出産に向けましての情報提供を行っているところでございます。特に、その中で母親の体調等気になる部分がある方の場合には、その後保健師等が出産に向けて個別にフォローに入っております。

その後、産後におきましては、出生通知をいただくことになるのですけれども、そういう提出のない方に対しても助産師から直接ご家庭に電話等で退院後の状況等を確認して支援に当たっているところでございますし、退院してきた場合には、授乳関係の相談等ありますので、産後ケアの事業を充実させて行っているところでございます。

それと、子育てガイドのほうでございますけれども、確かにこれは毎年改訂作業を行っておりますので、引き続きその辺のリンクと言いますか、見やすいような形でまた見直し等を図っていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員 すみません、私が伺ったのは、産褥期についての産前の啓発、情報提供なのですから、産前についての情報提供は重要と考えているとご答弁をいただいています。重要と考えていらっしゃるのであつたらどのような工夫がされているのか、その辺について伺ったのですが、改めて伺います。

○仁平品川保健センター所長 先ほどお話しました妊娠届の際の助産師、専門職による保健指導等、

それと出産に向けての面談等を行っているわけなのですが、産前におきましては、各保健センターの方で母親学級を開催しておりまして、こちらに参加していただくことによって、出産から産後に向けた保健指導等といえますか、母親になるべく学んでいただいているところでございます。

それと、産前におきましては、そのほかに両親学級といえますか、父になる方も含めた2人で出産に向けて準備ができるように、出産後の生活の変わりようとか、その辺の保健指導といえますか、そういう講義を設けて対応に当たっているところでございます。

○吉田委員 少し前ですけれども、両親学級を見学した段階では、産褥期についてはほんの一言触れられるぐらいだったということなので、その後の工夫とかがあればと思ったのですけれども、やはり産褥期というのは、そもそも産褥期への認識は妊婦当事者もなかなかイメージしにくいものだと思います。子育てに対する大変さとか授乳に対する大変さとかは割とイメージできるのですけれども、母体自身がこの時期はやはり普通の病気ではないと言いながら、まだ回復していないということについてのつらさというのがわかりにくいのではないのかというのが私たちの問題意識です。そこが産前にもっときちんと認識されていれば、あらかじめのその対応が考えられる、その支援をしておられる産後ドゥーラの方たちもあらかじめの啓発ができていれば対応ができるのということ、大変歯がゆい思いをされていると伺っております。やはり産褥期はイメージしにくいのかと思いますが、ぜひ改めてもう少し認識を深めていただいて、本人たちもなかなか理解しにくいのだということを前提に啓発を進めていただきたいと思います。これは要望にとどめます。

次に、環境保全事業について伺いますが、最初に全般から伺います。

成果報告書には、環境事業関連の成果報告がありませんでした。どうしてなのか、その点をまず伺いたと思います。それで、例えば地球温暖化対策としてのエネルギーについての事業や、今世界的に問題になっているプラスチック削減については成果報告をしてほしかったと思います。今ここでご報告をいただきたいのですけれども、例えばエネルギーについては2018年の予特の質問で、区内で太陽光発電を進めることを続けるのは前提として、ほかの自治体で発電事業に力を入れているところと連携して、そこから自然エネルギーを購入して区内の学校や公共施設で使うことに取り組めないかという提案をしたところ、東京都で行おうとしている事業の情報を得ながら研究するというご答弁でした。その点についての現在の進捗状況を伺いたと思います。

また、プラスチック削減については、既に複数の自治体がかかなり踏み込んだ施策に取り組み始めています。品川区も踏み込んだ政策をとるべき時期と考えますが、現在の状況を伺います。

○品川財政課長 まず、成果報告書に取り上げる点につきましては、今回の成果報告書につきましては、それぞれの課の中とか区の重点施策とか、そういうところを中心として36事業挙げさせていただいております。基本的に今回どうしてないのかというところについては、その辺の判断の中から、少し該当する事業については入っていなかったというような結果となっているところでございます。

○小林環境課長 私から2点、まず発電事業の点について、それからプラスチックのことについてご回答申し上げます。

まず、発電事業でございますが、都との連携、情報交換ということでございますが、今年度東京都から会議体が設けられまして、財政的な負担の問題、そういったところが課題としてまだまだあるものの、今後も引き続き調査研究していきたいという発言があったところでございます。区としましても、その辺の情報収集は引き続き行ってまいりたいと考えておりますが、他自治体で発電した電気に関しますと、やはり他自治体ではございませんが、例えば学校施設におきましては清掃事務所の排熱を使いました電

気の活用とか、それらの拡充を含めて今進めているところでございます。引き続き低炭素エネルギーの導入から温暖化対策をしっかりと進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、プラスチックごみの件でございますが、予算書上というところでは、何か位置付けしているところではないかと思っているのですが、例えば平成30年度の取り組みの中ではE C Oフェスティバルの中で、具体的には今年度が一番大きな取り組みの一つだったかと思っておりますが、平成30年度におきましても、発生抑制の観点から使い捨てプラスチックを極力使用しない取り組みを続けてきたところでございます。また、世界的にも非常に注目を浴びている課題であるというところは認識しているところでございますので、今後、平成29年度に策定しました、例えば環境基本計画、そこも今後中間見直しが予定されておりますので、そういったところを含めて今後しっかりと形として位置づけできればと考えているところでございます。

○吉田委員 地球温暖化対策です。エネルギーについての取り組みというのは、もう早く進めないと間に合わない、地球温暖化の進行をとめるということについては、もう地球規模の問題であり、それに品川区が年ごとの成果をきちんと点検しながら進めるべき事業ではないでしょうか。環境関連事業の成果報告がなかったというのは、区の重点施策でもなく、今のご答弁は特に成果が上がるもの、アピールする成果がないと受けとめられてしまいました。ぜひそのようなことがないように進めていただきたいと思います。

それから、プラスチック削減については、先ほど申しましたけれども、既に複数の自治体レベルでかなり踏み込んだ施策をとり始めています。亀岡市の事例が有名ですけれども、栃木県でも県と県内全市町が全国で初のプラごみ削減に向けた共同宣言を表明して、県としては生分解性ストローの導入を促す取り組みを10月から始めた、それからさいたま市とか神奈川県葉山町の取り組みなどもあります。きのうのニュースでは、これは自治体ではなくて東京農工大学ですけれども、プラスチック削減5Rキャンパスを宣言したという報道がありました。2050年を目指して石油ベースのプラスチックゼロを目指し、使い捨てプラスチックの削減、新素材づくりなどに取り組んでいくということです。大学生協では、11月からレジ袋を有料化し、布製の置きバックも導入、将来的にレジ袋廃止を目指す。また、大学のノベルティグッズも紙製エコファイルや紙ペンなどの循環型素材に順次切り替えていくというような報道がされました。

例えば、品川区でもイベントでいろいろなものが配布されます。クリアファイルなどもありますけれども、さまざまなグッズの素材を循環型素材にかえていくことを区が主導するなどの取り組みに踏み出すべきときだと思っておりますが。見解を伺います。

続けて、それに関連するのですが、清掃費のほうのリユース（再利用・再生）促進事業についてです。啓発にリデュース促進事業が必要と思うのですけれども、リデュース促進事業についての啓発の実績があれば、それを伺いたいと思います。

○小林環境課長 私のほうからは、プラスチックについてお答えいたします。

次年度予算の編成におきましても、ワンウェイプラスチック、使い捨てプラスチックを極力使用しないというところで取り組みが進められるというところでございます。代替品を含めまして情報発信などにつきましては、庁内で情報共有しているところでございます。引き続きしっかり各課と共有しながら、この取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○工藤品川区清掃事務所長 リデュース、発生抑制への取り組みというところでございます。私も、10月には3R月間ということで発生抑制、そして再利用、適正処理、リサイクルにというところ

で啓発を図っておるところでございます。特にその中でもやはり優先順位を定めまして、発生抑制が一番に取り組むべきものということで、間口からの削減という部分を強調してお伝えしております。発生抑制が第一、どうしても抑制が効かない場合には再利用、そして最終的にはリサイクルというところで、大量消費、大量リサイクル時代から特にリデュースへの取り組みという部分を強化して啓発を図っているところでございます。

○吉田委員 プラスチック削減のほうです。やはりもう少し踏み込んだ施策が考えられないかと思います。あとのほうの清掃事務所長のご答弁だと発生抑制に努めているということですが、例えばイベントなどで使い捨てプラスチックになってしまうのではないかと、このものが配られつつ、清掃事務所で発生抑制と言われても、区の取り組みとしてはなかなか納得しがたいものだと思います。款を超えるとか所管を超えるとかいろいろあると思いますけれども、区全体の問題として取り組んでいただきたいと思っています。いろいろな自治体がさまざまな取り組み始めているときに、品川区がこの状況ではなかなか寂しいかと私自身は思っております。ぜひ次年度の成果報告に向けては、大々的に報告ができるような形で進めていっていただきたいと思っています。

それから、リデュースについてです。私、昨年度まで4年間廃棄物減量等推進審議会に委員として参加させていただいて、第9期の区長からの諮問への答申をまとめるときにも、その答申案を読むと、やはりリデュースの視点が少ないのではないかと、リデュースの視点を強く盛り込むべきと意見を申しました。品川区の環境政策全般にリデュースの視点が弱いように思います。いまだにリサイクルが中心というふうに見えるのですが、それがこの決算書にもあらわれているのではないかと、このことを強く危惧をいたします。もっと庁内で連携をとりながらリデュースを中心に考えるべきだと思いますが、見解を伺います。

○工藤品川区清掃事務所長 発生抑制へのさらなる取り組みをとっているところでございます。私どももレジ袋の削減、そしてマイボトルの利用促進、そしてワンウェイプラスチックの使用を控えていただき、繰り返し使っていただけるものを推奨しているところでございます。また、リデュースの最近の視点といたしましては、やはり食品ロスの問題がございます。これはやはりごみ減量、発生抑制につながるものということで、廃棄物減量等推進審議会の中でも、委員が意見されているこちらの項目を入れさせていただきまして、やはり食べ残しや食材をしっかり使い切る、余分な食品や食材は買わないと。また、外食時には食べられるものだけの量を頼む等、そのような行動を促進しているものでございます。

今後も発生抑制に向けて啓発の強化、区民の理解を図り、区民の生活様式の変容という部分を図るよう努めてまいりたいと思っております。

○吉田委員 啓発はどんどん進めていただきたいと思っています。

それで、さっきから踏み込んだ施策、踏み込んだ施策と言っているのですけれども、先ほどちょっと触れましたさいたま市とか葉山町の取り組みについては、区内のいろいろな庁舎とか公共施設に浄水器を置いて、場合によっては水道とつなげるとか、それで庁内の自動販売機からペットボトルを無くすなど、そういう施策をとっているところもあります。そういうことによって、啓発はポスターとか言葉の啓発も大事ですけれども、それによってまずは職員がマイボトルを持ってくる、ペットボトルは使わないというような取り組みを始めています。そういうことを具体的に始めるべきではないかと思うのですけれども、次年度に向けてその辺の見解があればもう一度伺いたいと思います。

○小林環境課長 ペットボトル削減への取り組みとかさまざまなご意見を今いただいたところでございますが、ペットボトルにつきましても、例えば今現在紙でできたカートカンと言われているような新

たな製品も今開発が進んでいるというところでございます。使い勝手の問題、さまざまいろいろと課題はあるかと思いますが、引き続きそういった品物の導入も含めて、関係課と調整し合いながらしっかりと見える形で啓発を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○吉田委員 やはり実際に自分たちも取り組んでみせるということでの啓発はすごく大きいと思います。ぜひ前向きに検討していただきますようお願いして質問を終わります。

○大倉委員長 次に、くにば委員。

○くにば委員 私からは、273ページの感染症予防費に関連して、品川区内で発生した麻しん集団感染についてと、時間があれば283ページ、粗大ゴミ関係、277ページ、カラス及び外来種対策事業についてお尋ねします。

まず、麻しん集団感染についてですけれども、先ほど鈴木博委員や理事者の方々から詳細について質疑がありました。麻しんは集団感染をする非常に強力なウイルスということで、二次感染の可能性を踏まえ、現在の集団感染の状況は重要度が高い事案かと感じます。

質問です。庁内全体として、この事態を全ての部署、職員は把握しているのでしょうか。また、庁内での緊急協議会と理事者・担当者を一堂に集めた会議は行われましたでしょうか。私は、この件に関して、一昨日の深夜にたまたまツイッターで見かけて知りました。区民に重要な情報を発信する必要がある区議会議員にすらこの情報が伝わっていないということはなぜなのでしょう。以上、まずご答弁ください。

○鷹箸保健予防課長 お尋ねでございますが、まず区民の方に対しましては、10月2日に区のホームページに第1報として載せさせていただきました。その後、10月4日に第2報ということで載せさせていただいたことで区民にまず周知をさせていただいております。10月4日のホームページに載った際に、10月2日の第1報がそのホームページの下の方に沈んでしまったので見づらくなったかと思いますが、一応そのような形でまず区民の方にはお知らせをしております。

また、この情報に関する庁内での共有でございますが、10月2日の時点で問題が起きてすぐに区長、副区長に向けて、幹部にお知らせするというので、まず私どもがお知らせしました。庁内全体での情報共有あるいは緊急対策会議については、現在のところでは開催してございません。

○くにば委員 では、重要性として低いので、区議会議員に連絡が来てなかったということなのでしょう。もう一度ご答弁をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 そのために区議会議員の皆様にもそれだけお知らせするというのでしょうか。それについては、それだけについて特段これまではお知らせしておりませんが、繰り返しになりますが、ホームページの掲載でまずは区民の方に第1報を差上げた、その区民の方というのは区議会議員の方も含めてという意味で私どもは考えております。

○くにば委員 後ほどこれについて言おうと思っていたのですが、こちら品川区のツイッターをまず私のほうで情報発信で拡散をしようと思って品川区のツイッターを開いたところ、信じられなかったのですが、ツイッターでもこちらの情報は何も発信されていないのです。さまざまな理事者の方々は、先日もお話ししましたが、ホームページに記載しました、ホームページに記載しましたとおっしゃいますけれども、一体それがどの程度本当に区民の方に伝わっていると思っているのですか。それについての姿勢がまず疑問なのですけれども、今回ツイッターで情報発信がされなかった状況について広報広聴課の課長は把握なさっていましたでしょうか。また、こちらの情報を発信するべきというふうに思っていましたでしょうか。

○木村広報広聴課長 ホームページの記載につきましては把握をしておったところでございます。それから、ツイッターその他で発信をしていないというところも把握しておりました。

○くにば委員 このような速報性があるニュースについては、ホームページよりまずはツイッターで発信をするというのが今現在の主流というかやり方だと思います。この辺については、必ず今後について修正していただきたいところだと思いますので、いろいろな方のツイッターの活用についてのご意見は聞いてみてください。

こちらについては、まだもちろんこの会議が終わってからすぐにでもツイッターでこの情報を共有することができると思いますので、そちらに関しては課に指示をするなりということをお願いしたいと思います。

それで、こちらは結局私もたまたま知ったということで、私ごとなのですがけれども、ちょうど昨日品川シーサイドに娘の生後100日記念で写真スタジオで撮影しようと1カ月前から予約をしていたのですが、たまたま同じ品川シーサイド内のビルで集団感染が発生して、これが空気感染もある非常に強いウイルスということで、もちろんこちらのほうは一生に一回の記念ですがけれども、キャンセルして取りやめました。ただ、同じように、ほかの区民の方々がそういった敷地内やあとは公共機関での二次感染の可能性があるというのはどの程度把握なさっていて、区のほうに問い合わせ等ありましたでしょうか。問い合わせの件数と問い合わせの内容をお尋ねします。

○鷹箸保健予防課長 現在までのところ、今回の東品川四丁目のビルで感染が拡大していることに関して、区民個人の方からのお問い合わせは現在のところございませんが、区内の医療機関からは会社が全額出してくれるということで抗体検査を受けたいという事案はあるのかといったお問い合わせはありました。先ほどホームページとお話をしましたが、この件に関しては、区内の医療機関、それから近隣の区、23区の予防課長会を通じて、近在の区の医療機関、医師会には、こういったことが起きているので感染を疑って検査を受けたいという方が受診する可能性がありますということは、いち早く10月2日の時点で情報発信はしておりますが、区民からの直接の問い合わせは現在のところはございません。

○くにば委員 区民の方から問い合わせがないというのは非常にゆゆしき問題だと私は思うのですが、それは確かだと思います。私も、もちろん私はたまたま知ったのでキャンセルしましたがけれども、これ、別のタイミングで知っていたら確実に問い合わせはすると思います。同じ敷地内にあるところでも感染する可能性があるのかどうか。これは十分考えられると思うのですが、例えば品川シーサイド、あちらのビル、同じ敷地内にオーバルガーデンとイオンとかが入っているビルがありますけれども、その敷地内での集団感染というのは特に全く考えていませんでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 先ほど鈴木博委員にお話をしたところですが、同じ敷地内、同じビルには全て情報を発信し、あとはエレベーターの中ですとかトイレとか、そういったところにも張り紙を既にしていただいているのでございますが、それ以外のビルに対して今までのところ保健所の方から情報発信したことはございません。

○くにば委員 その敷地内という部分も含めてご認識なさっていないことに私はさらにびっくりしているのですが、同じショッピングモールの敷地内にビルがあつて、すぐそのビルの真下にオーバルガーデンという食事ができる場所があつて、その隣にさらに大きなイオンとかがあるのです。もちろんビルの中の感染した職員の方々が、お昼休みにそのオーバルガーデンの中のところで食事をなさ

ることは当たり前を考えられます。その方々が結局、先ほど鈴木博委員からもご紹介いただきましたけれども、同じ食堂の中にいたら集団感染を漏れなくすると思います。そちらに関しての認識を、ちょっと緊急で改めて把握をしていただきたいと思います。

ちょっとこちらについて質問等は以上にさせていただきますけれども、広報広聴課を含めて、もう一度こちらの集団感染についての情報発信をどういうふうにするのが適切なのか、今からできる情報発信もあると思うので、そちらに関しては対応をぜひお願いいたします。

それでは、引き続きまして、緊急性が高い情報だったのでこちらについての質疑をしたのですがそれでも、残り、粗大ごみの事業について端的に伺いたいと思います。

現在、品川区で粗大ごみはおおむね回収までに2週間ぐらいかかるのですが、こちらの回収までの日数がかかってしまうことについて、恐らく車両であるとか人件費の問題とか、そこら辺にネックがあって予算がつけられず回収が非常に待たされる状況になっているのではないかなと思うのですが、そちらに関して対応策はいかがお考えでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 粗大ごみの考え方でございます。申込件数等を勘案しまして、車両等を当てているということでございます。近年増加傾向にございまして、昨年から比べまして10%ほど伸びてございます。それで、今年度新たに1台を追加したものでございます。

今後、やはり申し込みの状況や、申し込みから回収までの期間等、十分に把握しまして、区民の粗大ごみの回収を区民サービスの観点から支障がないように円滑に進めてまいります。

○大倉委員長 次に、せお委員。

○せお委員 269ページ、不妊治療助成事業についてお聞きします。

まず、決算書の不妊治療助成事業ですが、これは一般不妊治療費と特定不妊治療費を合わせた助成金の金額になっていると思います。平成30年度から品川区では特定不妊治療費の助成が始まり、大変うれしく思います。経済的に苦しめられ治療を断念する方も多いので、助成金が増えるというのはありがたいです。

まずお聞きしたいのが、平成29年度決算の不妊治療助成額が4,500万円で、平成30年度決算が3,700万円なのですが、平成30年度から新しく助成金が増えたのに支出が減っているというのはどのような理由なのでしょう。お聞かせください。

○高山健康課長 不妊治療助成事業のお尋ねでございます。710件という件数につきましては、一般につきましては578件、そして特定が132件ということで、578件、132件ということで710件という件数になっております。助成のメニューが増えているのに支出が減っているという点に関しましては、これは東京都の事業と連携するような形になっておりまして、東京都でカバーする年齢層と品川区でカバーする年齢層、これが一般不妊治療においてはかぶらないような形で設定しております。それが従前と比べますとカバーする年齢が減ったということで、助成の件数が減ったと考えているところでございます。

また、特定不妊治療につきましては、開始した初年度ということで、予定する件数には達しませんでしたけれども、今年度は基本的に8月末現在で順調に申請が伸びております。こうした件数の申請の推移について見ていきたいと考えております。

○せお委員 納得いたしました。

さらに、NPO法人Fineのアンケート調査によりますと、2018年には体外受精、顕微授精における1周期当たりの平均治療費が50万円を超えると回答した人は、2010年と比べると体外受精

で約2.5倍、顕微授精で約2倍に増えています。しかも、顕微授精においてはアンケートに答えた6割の方が50万円以上使ったと回答しています。顕微授精はほとんどの施設において金額が跳ね上がります。さらに、F i n eのアンケートでは、経済的理由でステップアップを躊躇、延期、断念した経験がありますかという問いで、経験がある、今後すると思うと答えたのが最も多かった年齢は31歳で、グラフを見ても比較若い世代が多いです。20代で治療をしている方もいらっしゃいますが、若い世代というのはまだ社会人になりたてで当然貯金も少なく、経済的に余裕がある方は少ないです。

そこで質問いたします。この現状を知っていただいた上で、特定不妊治療費助成額ですが、特に顕微授精を行った方、若い世代において助成額を上げていただきたいと要望いたしますが、品川区としてはどのようにお考えでしょうか。

○高山健康課長 顕微授精などの特定不妊治療にかかります助成額の増加ということでございます。この仕組みに関しましては、東京都の助成を受けている方の上乗せというような形で設定させていただいておりまして、東京都においては最大で1回25万円というような補助がございます。これに上乗せする形で、区においては5万円という金額を上限として設定させていただいております。こうした都と区の仕組みを組み合わせさせていただくことで、少しでも利用される方の負担が減ればと考えていますが、制度発足から日も浅いのですので、金額の増額については慎重に検討してまいります。

○せお委員 不妊治療はほとんどが自費で、治療以外にも例えばサプリを飲んだり、はり治療に通ったり、わらにもすがる思いでできることは何でもやってみたいという方が多いです。皆さん将来生まれてくるであろう子どものためにお金を使いたいと、少しでも貯金したいと思っています。まずはまだ今ご答弁あったように、特定不妊治療費は始まったばかりですので、今後検討していただきたいと思います。

そしてさらに、不妊治療でダメージを受けるのはお金だけではありません。不妊治療中は経済的にも身体的にも精神的にも大きなダメージを受けます。体が不妊ではないのに悩み過ぎてしまい、期間を空けて少し諦めていたところに妊娠したという方も多くいらっしゃいます。精神的なところがとても大きいです。不妊治療においては、治療方針、長期的な方向性、パートナーとの関係性の変化、治療終結など常に選択や決断に悩まされます。そこで、私からは不妊の専門相談窓口を設置することを要望いたします。ご夫婦の悩みを相談員がお聞きし、検査や治療方法などは専門家が応じるなど、そのような相談に加えて、不妊の基本的なことや不妊治療の情報提供ができる相談窓口です。

不妊だけではなく、妊娠や体に関することを結婚前から正しく知ってもらうことも重要です。東京都ではこういった「いつか子供がほしいと思っているあなたへ」というパンフレットを配布しています。品川区の窓口にも置いていただいているのですが、これはすばらしいパンフレットで、全ての若者に知ってほしいとこちらにも書いてあるのですが、本当に全ての若者に読んでいただきたいパンフレットになっています。こちらを広く置いていただけるだけでも啓発になるかと思います。

さらに、コミュニティも大切です。ご近所に同じ境遇の方がいると安心するとおっしゃっている方は多いです。同じ境遇の方、その中には女性だけではなく男性が集まれる場所も必要かもしれません。そのような交流会など、自治会が行ってくれれば安心します。

そこでお聞きしたいのですが、今ご提案したような相談窓口やコミュニティなど、助成金以外で不妊治療を行っている方への支援、サービスを今後品川区は行っていくご予定はありますでしょうか。

○高山健康課長 今後、治療を受けようとする方々へのさまざまな支援というお尋ねかと思います。実際そういったご相談事などありますと、身近なところでは保健センターの保健師などがそういった相

談に応じていただくこともできるかと思います。また、東京都においては不妊・不育ホットラインという形で、赤ちゃんが欲しい方、不妊で悩んでいる方が気軽に電話相談ができるような、そんな電話窓口を開設しているところがございます。また、委員ご紹介のパンフレットに加えてということでございますので、そうした情報共有の場、悩みを共有し合える場という点に関しましては、なかなか直ちにというのは難しいかと考えておりますが、こうした治療を受けたいという方はカップルの5人に1人が不妊に悩んでいるというような統計調査などもありますので、そうした悩みの状況なども踏まえまして、どのような視点が適切かということは引き続き検討してまいりたいと考えております。

○せお委員 ぜひ検討していただきたいです。パンフレットを置く場所とかも、例えば転入されてきた方とか新婚のご夫婦も多いと思いますので、そのようなご夫婦の目に触れる場所でしたり、品川区内の大学に置いて大学生に見てもらおうとか、そういった検討も必要かと思いますので、そういったことを要望したいと思います。

さらに、今お伝えしたような不妊治療に関するサービスを検討していただくとすれば、今品川区ですばらしい成果を上げているネウボラネットワークで行えば、妊娠前から切れ目のない支援というのを、妊娠前からの切れ目のない支援に変えられて、現状よりもさらに連携できて多くの課題解決になると思うのですが、ネウボラを妊娠前からにすることについてご見解をお聞かせください。

○仁平品川保健センター所長 現在、保健センターのほうで妊娠されてから出産、育児に向けて不安なく地域生活がおくれるようにということで支援をしているところがございます。現在、具体的には事業を行っていませんけれども、その辺、助産師関係を活用した講座とかができないかどうか考えてまいりたいと思っております。

○せお委員 ありがとうございます。課題などありますが、検討をお願いいたします。

○大倉委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは、271ページのがん検診と277ページのカラス及び外来種対策事業についてお聞きします。

現在、品川区では、国の指針で定める胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がんの検診のほか、前立腺がん、そして喉頭がんの検診が各年齢を対象に行われております。そこで、平成30年度の7つのがん検診の実施結果、こちらは隣の次のページの271ページにも受診数が記載されておりますが、これまでの受診率の推移と区のご所見をお伺いします。

また、昨年からは胃がんの検診で内視鏡検査が導入されたことを踏まえまして、こちらのほうのご所見もお伺いします。

○高山健康課長 がん検診のお尋ねでございます。国が定める5つのがん検診という点で申しますと、昨年度の傾向的なもので申しますと、女性のがん検診でいうところの子宮がん検診については受診率横ばいというような状況でございました。一方で、乳がん検診につきましては減少ということで、これはやはり芸能人など社会的に影響のある方ががんの罹患を公表すると、急にそうした受診率が上がるのですけれども、昨年度そうした大きな報道がなかったということも一つ影響しているのではないかと思います。また、胃がん、肺がんにつきましては、これはもう残念ながら死亡率が高いのですが受診率としては低い傾向があるという状況でございまして、そうした点を踏まえまして、今年度もがん計画をつくる過程で受診率の向上などについても検討してまいりたいと考えております。

それから、昨年度実施が始まりました胃がん内視鏡検診でございます。こちらにつきましては、平成28年の指針改定に伴いまして、品川区においては検討組織を立ち上げまして、昨年度導入というこ

とで、早期の導入ができたということで、大変これは23区の中においても努力の結果だと考えています。こちらのほうは、昨年度の胃がんの受診率が4.4%ということで、その前年度、平成29年度が2.2%だったというところから比較しますと、内視鏡検診の導入も受診率向上に寄与しているものと考えております。

○小芝委員 がん検診ですが、国の指針で定める5つのがん検診以外に前立腺がん、そして喉頭がんの検診が行われておりますが、こちらはどのような経緯でこの2つの検診を対象にしてきたのでしょうか。

○高山健康課長 国の指針で定める5つのがん以外の検診ということで、前立腺がん、それから喉頭がんのご紹介がありました。前立腺がんにつきましては、平成18年度から導入されておまして、喉頭がんについては平成20年度といった時期でございます。前立腺がんにつきましては、導入に当たってさまざまなお声をいただく中で、発症率の傾向や検査方法の進歩など、こういった状況をあわせ見まして、全体的な検診の体制を見直す中で導入されたものでございます。食生活や生活様式の欧米化などに伴いまして、日本でも増加傾向にあるがんの一つだったと捉えております。

また、喉頭がん検診につきましては、平成20年度、先ほどご紹介しましたように、こちら導入なのですが、高齢になるにつれて罹患率が上昇するといったがんでありまして、特に男性では50代より急激に増加するということである一方、治癒率が非常に高いというところをもちまして、検診として導入するのが適当ではないかということで、当時として導入を判断したものでございます。

○小芝委員 がん患者が治療を受けるに当たりまして、口腔ケアの必要性が高まっています。口腔ケアは、抗がん剤による副作用で口内炎など口内の炎症を抑えることでQOLの低下を防ぐことに役立ちます。一方で、口の中にできるがん、口腔がんによるQOLの低下も懸念されます。口腔がんの検診は、国指定の5つのがん検診を除いて、検診の割合が高い検診でございます。前立腺がん、喉頭がんよりも検診の割合が高い統計も出ていますし、国立がん研究センターの予測では、罹患者数では喉頭がんよりも5倍多い、おおよそ年間で約2万3,000人程度の方が予測されております。

そこで、口腔がん検診に対するこれまでの品川区の取り組みについてお聞かせ願えますでしょうか。

○高山健康課長 口腔がん検診のお尋ねでございます。区の取り組みという点でございますと、先ほど申しました7つのがん以外には、区の検診としては実施しているものはございません。したがって、取り組みとしては着手していないということでございます。基本的に、国の方針といたしましては、5つのがんに最終的に検診を絞っていくべきだというような考え方でございます。背景としましては、死亡率の低下に確実に寄与するような検診に、やはり税金を投入するべきだという判断でございます。口腔がん検診につきましては、地域の歯科医師会の方々の取り組みとして、自主的に取り組まれていることは存じ上げております。昭和大学の嶋根教授のご支援などがあると聞いております。そうした支援の状況などは、引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

○小芝委員 ちなみに、区内の歯科医院で口腔がん検診を実施している歯科医院は大体どのくらいあるかというのはわかりますでしょうか。

○高山健康課長 区内の歯科クリニックでの対応状況という点につきましては、特に区のほうにこうした情報を寄せていただく機会というのはありませんので、区では残念ながら把握していない状況でございます。近隣の港区などでは数カ所あるということは承知しております。

○小芝委員 この口腔がんの検診をされている歯科医院をぜひお調べいただきまして、その上で、成人歯科健診が今行われています。その際、受診券を家庭に送付されると思いますが、例えば受診券のと

ころに口腔がんの検診をされている歯科医院の一覧表を添えるのもいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○高山健康課長 成人歯科健診のご案内の際に、そうした口腔がんの受診可能なクリニックについてご紹介すべきという点ではございます。現状ですと、先ほど申しました歯科医師会の取り組みの中で、来月１１月にもそのようないわゆる集団の健診の機会を設けるというようなお話も伺っております。そうした区内においてもさまざまなスキルアップを図っていらっしゃるという段階かと考えておりますので、これを健診のご案内に載せるのが現段階で時期尚早か、あるいは適当かどうかというのは慎重に判断させていただきたいと考えております。

○小芝委員 続きまして、カラス及び外来種対策事業についてお聞きいたします。

私ごとですが、区議会選挙の直後、ゴールデンウィーク前に地元大井五丁目で、カラスの巣があるのでそれを取り除いてもらいたいという陳情を受けました。カラスは高所に針金など固いものを織りまぜまして頑丈な巣をつくっておりましたが、場合によっては重機を使わないと難しい場所もあるそうです。平成３０年度ではカラスの巣の排除はどの程度あったのでしょうか。また、この巣の排除が集中する時期というのはあるのでしょうか。お教えてください。

○小林環境課長 まず、巣の撤去の件数でございますが、平成３０年度、区全体といたしましては約１７０件程度あったとカウントしたところでございます。

○大倉委員長 時期についてはどこが多いか。

○小林環境課長 すみません、失礼いたしました。時期でございますが、カラスの巣というかカラスが攻撃する時期というのは子育てや卵を守るために攻撃することが多いというところでございます、その時期からいきますと３月から大体６月ごろが一番多いと言われているところでございます。

○小芝委員 カラス以外にも例えばアライグマ、ハクビシンなどといった外来種の目撃情報も寄せられております。そういったものは夜行性でございますのでなかなか対策が難しいと思います。区もこれまで対策されてきたと思いますが、ご所見をお伺いできればと思います。

○小林環境課長 アライグマ、ハクビシンにつきましても、引き続き箱ワナの設置等を含めて目撃情報を勘案しながら努力してまいりたいと考えております。

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後０時０６分休憩

○午後１時１０分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めまして、質疑において資料を提示する場合について、事前に委員長に申し出の上、発言に際し、事前に委員長の許可を得ている旨、一言添えていただくようお願いいたします。

質疑を続けます。

ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、２７１ページ、各種がん検診、２７９ページ、しながわ環境未来事業、（仮称）しながわ環境未来館について質問させていただきます。

がん検診についてですけれども、項目がないので、この項目で質問させていただきます。関連してですけれども、昨年の第２回定例会の一般質問で、品川区版のがん対策推進計画の策定というものを要望させていただきました。これは策定の義務が都道府県まではありますけれども、各自治体、１，７００

自治体においては、特に義務はないのですけれども、品川区のご病気で亡くなられる方の3割ががんであるというところで、これは区民の命と健康にとっては大きな脅威であるということで、品川区でもぜひこれを策定していただきたいというお願いをしましたら、濱野区長から、策定を検討するというご答弁をいただいて、先ほど午前中の答弁の中でもありましたが、現在その策定が進んでいるという認識です。

その後の決算特別委員会や予算特別委員会で進捗状況を伺っていましたが、お願いをしたのは、いわゆるコンサルタントに一任をするということではなくて、専門家による策定委員会を立ち上げて、品川区のいろいろな課題を盛り込みながら検討していただきたいということでお願いしました。策定委員会を立ち上げるというお話を伺っていたのですが、ここは質問なのですけれども、策定委員会の委員長はどのような方が入られているのかということと、委員の方は現在どのような方が入っていらっしゃるのかと、現在までの開催の回数と、今年度というお話になっていたと思うのですが、これからの計画策定までのスケジュールを教えてください。

また、議事録を読みたいのですが、ホームページにはまだ何も載っていないので、これを品川区のホームページで公開するののかも含めてお願いします。

○高山健康課長 各種がん検診にかかわりまして、がん計画の策定状況ということでのご質問でございます。この計画につきましては、本年度、策定をまさに進めているところでございまして、策定に当たりましては委員会を立ち上げております。委員長には国立がん研究センターの津金昌一郎先生にお願いしているところでございます。大変高名な先生で、この世界では第一人者と伺っております。

そのほか、区内ではN T T東日本関東病院、そして昭和大学病院が、がん連携病院ということで指定されておりますので、N T T病院から針原外科部長、そして昭和大学病院から角田主任教授にもご参画いただいているところでございます。そしてそのほか、マギーズ東京という患者の支援機関の方にもご参画いただくほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会にもご参画いただいております。

そして、3点目です。これまでの開催回数という点で申しますと、これまでに2回開催をさせていただいております。大体、計画の構成などをお示しした後に、さまざま意見交換をいただきまして、今、素案作成を進めているところでございます。したがって、今後でございますが、パブリックコメントなどを予定しておりまして、年度内に完成を予定するものでございます。

それから、議事録の公開という点に関しましては、議事録の公開については委員のご了解をいただいておりますので、その公表の仕方、要旨なのか全文なのか、その辺のところは考えさせていただいておりますが、その作成の経過も表にしていきたいと考えております。

○あくつ委員 国立がん研究センター、社会と健康研究センターのセンター長の津金昌一郎先生ということで、私もこの方の著作は読んだことがありますけれども、確かにその世界の第一人者の方ということで、期待をさせていただいているところです。また、品川区の基幹病院の先生方も入られている、医師会の方も入られている。後で述べますが、マギーズ東京の方も入っておられるということで、議事録を読むのが非常に楽しみだなと思います。長計の素案を読みましたら、今、パブコメをやっていますけれども、この中にも位置づけられているということも確認をさせていただきました。

一つ、計画の組み立てなのですけれども、ほかの自治体のものも大分読みましたが、まずは自治体のがん対策への理念とか決意というものが宣言してあって、次に検診率とか死亡率、医療費の現状と課題とか、そういうものが示されて、予防、早期発見、早期治療、そして緩和ケアといったことが計画には記載されているのが多いようです。そして最近では、がん教育とか受動喫煙防止といったことが盛り込

まれているというものを、よく読むのですけれども、この点について、今策定中であるがん対策推進計画の骨組みというかコンセプトというものが、どのようなことをイメージすればいいのか教えてください。

○高山健康課長 がん計画の政策体系という点でのお尋ねです。大きく委員がご紹介になったように、予防から始まるような構成を考えておりまして、科学的根拠に基づくがん予防ということで、大きくはがん予防に資する生活習慣ということで、喫煙対策であるとか、あるいは飲酒対策、食事、身体活動、体型の管理、それからウイルス等の感染対策といった、がんにかかわる6つの要素などをそれぞれ計画の中に入れていくという考えでおります。そのほか、予防の観点の中には、児童・生徒に向けたがん教育といったものも視点として入れていきたいと考えております。

そして、段階的には、科学的根拠に基づく検診の実施、これには精度管理を含むものでございます。そして3つ目としましては、がんになった後の支援ということで、患者やその家族への支援といったものを、できるだけ多くのものを書き込んでいきたいと考えているところでございまして、他の自治体と比較して、体系的には似ているかと思うのですが、できるだけ品川らしさを出していきたいと考えております。

○あくつ委員 さっき、組み立ての中で聞き忘れてしまったのですけれども、目標値をどのように、検診の目標値とかも盛り込んでいくのか、盛り込んでいただきたいという趣旨で質問するのですが、それと、先ほど最後にあった、がんになった後の患者ご自身やご家族のケア。緩和ケアは、昔はターミナルケアというか、終末ケアのことだけを指していましたが、今は診断を受けた段階から、それからのクオリティー・オブ・ライフを高めるためのさまざまな取り組みを、今、緩和ケアという言い方をするようでありますけれども、そこについて前に一般質問をさせていただいたときには、江東区にあるマギーズ東京という民間の施設を我々会派で視察して、その取り組みを紹介させていただきました。また、港区にある「ういケアみなと」という施設も紹介をさせていただきました。

そこで強調させていただいたのが、いわゆる病院ではないところで、品川区が支援をして、民間とも連携をしながら、いつでもがん患者やそのご家族が、さまざまなご相談や支援を得られるような窓口、相談窓口と言っていいかどうかはあれですが、窓口が絶対に必要ではないかということをお願いしました。そのときのご答弁では、区長のご答弁でしたけれども、努めてはいくけれども、専門スキルを持った専門家というものの確保がなかなか課題がありますというご答弁をいただきました。

それで、計画を今、つくられているというところで、なかなかすぐにはこういう窓口というのが、課題はあるということですから、できないにしても、計画の中にはしっかり位置づけをしていただきたいということが一つです。

それと、マギーズ東京は、江東区の新しくできた豊洲市場のすぐそばにあります。夕暮れどきが非常にきれいな、東京ガスの敷地の中にある非常におしゃれな建物で、場所だけでも本当に癒やされる場所なのですけれども、357号線の東京湾の海底トンネル、東向きが今年の5月でしたか、6月でしたか、開通をして、今、車で八潮からお台場を抜けていけば、おそらく車で行けば10分、15分になりました。高速を使わなくても行けるようになった。これは車を持っている方の話です。タクシーでも行けます。あと、比較的距離も近いので、計画に位置づける、位置づけないとは別で、マギーズ東京みたいな民間の施設、しっかりと民間の機関と連携をしていくということも、一つそういう形もあるのではないかと思います。これについてのご意見を伺いたいと思います。

○高山健康課長 3点のお尋ねかと思います。

1 点目の目標値という点におきましては、受診率などといったものについては、具体的な数値の目標を持って、5 年間でこれを達成できるかどうかというところをしっかりと見ていきたいと考えております。

そして2 点目、緩和ケアのお話でございます。なかなか専門的なスキルがないと、誰でもできるというものではないのですが、病院などの医療機関ではカバーし切れないようなものを緩和ケアの一つの役割として、計画の中にも必要性については書き込んでいきたいと考えております。

そして3 点目、マギーズ東京も含めた民間との連携強化、協力という点におきましては、私も現地を見させていただいて、大変すばらしい施設だと思いましたが、日本に1 か所しかないというところもありまして、現在は江東区との連携というのは聞いているのですけれども、品川区と果たして手を結んでいただけるか、ここはなかなかお忙しい中だと思うので難しいと思うのですが、そうした民間における我々行政の手の及ばない部分で、何かそうした緩和ケアでお手伝いいただけるようなことがないか、協力先を探すことも含めて、今後取り組んでまいりたいと考えております。

〇あくつ委員 マギーズ東京は確かに今、日本で一つしかない、イギリス発祥ということでイギリスなどにはいっぱいあるようですが、新幹線に乗って東京駅からその場に行かれる方もいて、また新幹線で帰られる方もいるということも報道されてはいましたけれども、特筆すべき点はあるのかなと。

それと、港区は港区で、医療機関に委託をして、港区立のそういう施設を、国立の跡地を使って非常に立派な施設をつくっていました。さまざまな方法はあると思いますので、ぜひ位置づけと、実際に具体的な検討をお願いしたいと思います。

続きまして、がん教育のことも伺わせていただきます。がん対策という観点で、がん教育について、がん対策総合計画の中で、どのような形で今、お考えになっていらっしゃるのか、新しい学習指導要領でも、がん教育というのは義務教育に位置づけられましたけれども、そこについて端的に教えていただければと思います。

〇大関教育総合支援センター長 がん教育についてお尋ねいただきました。区としての対策会議に私も教育委員会の立場で参画させていただいておりますが、若年層への教育もとても重要だと、策定委員会の中でもご意見いただいております。

現在、区立学校においては既に昨年度より、東京都全体としてのがん教育推進協議会に参画している東大附属病院がんセンター長の中川ドクターにいろいろご指導いただきまして、既に昨年度のうちに、きゅりあんでの保護者向けの講演会は非常に好評で、立ち見も出るほど満席となりました。そして、中川ドクターの医局の若いお医者様に、昨年度実際にモデル的に区内の義務教育学校で、9 年生を対象にがん教育をやっていたところです。とても中学生にとってわかりやすい、なじみやすい教育内容でしたので、今年度は5 校にそれを拡大いたしまして、さらに深めていきたいと考えております。

なお、東京都教育委員会といたしましては、学習指導要領が完全に中学校版が実施される令和3 年度より、全中学校でのがん教育において医師等を活用するという目標を持っております。品川区はそれに先んじて、既に今年度5 校行いまして、令和3 年度を待たずに、もっと拡充していきたいと考えております。

〇あくつ委員 もう少し掘り下げたいのですが、時間がないので、環境のところで伺いたいと思います。端的に質問だけさせていただきます。

令和4 年度にオープン予定の（仮称）環境学習交流施設について、SDGs に関する展示を、体験・参加型の取り組みとして、プログラムに具体的に組み込んでいただきたいということが一つ。また、

展示の内容というのは一過性のもではなくて、例えばその施設の中だけではなくて、地域での環境活動というものがポイントとして付与されて、持続性のある、継続的に参加できるような内容にしていたきたいということが一つ。

最後に、区立環境学習交流施設という仮称なのですが、ちょっと言いにくい部分があります。障害児者総合支援施設のときにも申し上げましたが、これを公募なり何なりして、誰もが行きやすいような愛称をぜひつけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小林環境課長 3つのご質問をいただきました。

まず、SDGsの件でございます。環境は非常にSDGsと密接な関係があるのは十分承知しているところでございます。事業者からも、こういった講座の開催とか、あるいは環境に配慮した設備の導入など、いろいろとご提案いただいているところでございます。今年度は環境情報活動センターにおいて、子ども向けのSDGsに関する講座を開く予定にしておりますので、そういった動向を踏まえながら進めてまいりたいと思っております。

2点目でございます。継続性についてでございますが、一度来て終わりにならないよう、また地域の方を巻き込みながらの事業展開にこれらを位置づけ、検討してまいりたいと思っております。

また、名称につきましても、委員のご提案を踏まえながら、今後工夫を凝らしてまいりたいと考えているところでございます。

○大倉委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私からは269ページ、健康診査費に関連して、加齢性難聴者への補聴器の購入費助成と聴力検査の導入について質問させていただきます。

まず、補聴器購入の助成制度です。この点、既に我が党の鈴木ひろ子議員が2定の一般質問にて要望したところですが、品川区の答弁は、障害者手帳を持たれている方への助成制度だけで十分だということでした。

そこでお伺いします。障害者手帳を持たれている方というのは、どのような聞こえのぐあいの方なのでしょうか。聴力レベル何デシベル以上の方、あるいはわかりやすく言えば、どの程度の日常会話が理解できるような方なのでしょうか、お伺いいたします。

○松山障害者福祉課長 聴覚障害の程度ということのお話ですけれども、両方の耳の聴力レベルがそれぞれ、2級の方で100デシベル以上の者という形で、2級から6級までございます。

○おくの委員 私の調べたところ、障害者手帳を持たれている方というのは、聴覚障害の6級以上の方で、幾つか基準がありますけれども、両耳の聴力レベルで70デシベル以上の方ということでした。それで、これは簡単に言いますと、40センチ以上離れられると、その会話を理解することができない。つまり、自分の40cmの範囲でしか会話が理解できないという方のことを言うのだそうです。それが聴力レベルでいうと両耳で70デシベルということなのだそうです。40cmの範囲でしか会話が理解できないというレベルの方のことだそうです。高度難聴者あるいは重度難聴者ということなのだそうです。こういうかなり重度の方のことを指して、この方に対してしか助成制度がないというのが現状だということなんです。

もう一つお伺いします。もしご存じでしたらお答え願いたいのですけれども、WHO（世界保健機関）では、何デシベル以上に補聴器をつけるということが奨励されているのでしょうか。ご存じでしたらお答えいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 申しわけありません、存じておりません。

〇おくの委員 これも私の調べたところでは、41デシベル以上ということだそうです。これは、基本的には聞こえるけれども、かなり聞き取りづらくなっている。日本の分類だと、先ほどとは違って高度・重度の難聴者というよりは、中等度の難聴者ということなのだそうです。ところが、この段階から補聴器をつけることがWHOでは奨励されている。

といいますのは、このまま放っておくと、認識できない音がだんだん増えていって、その後で補聴器をつけても、もはや聞こえの改善が得られないということなのだそうです。つまり、手おくれになってしまうのだということだそうです。だから、逆から言えば、この段階から補聴器が必要なのだということだそうです。だから、日本の専門家、お医者さんに言わせても、早期の段階から、この段階から補聴器をつけることが非常に望ましいのだということなのだそうです。

一方、補聴器というのは、ご存じの方はいらっしゃると思いますが、非常に高い。安目・低目に見積もっても、片方で3万円から20万円いたします。つまり、両耳ではこの倍額いたします。もっと高いものもあります。現在、医療保険の適用はありませんから、障害者手帳を持つ高度・重度の難聴者とされる方以外は、全額自己負担となっているのが現状です。この負担の大きさからいって、助成の必要性は非常に高いのだと言えます。

しかも、高齢者の方というのは年金暮らしです。その年金も今の日本では、北欧諸国などと比べれば、もちろん低いということが非常に問題になっております。しかも年金だけでは暮らせず、働かざるを得ない、あるいは政府自ら働くことを推奨しているというのが今の日本の社会の現実です。働くということになれば、仕事を満足にこなしていくためには、補聴器は必需品だと言えます。

そこでさらに伺います。今申し上げたように、障害者手帳を交付する以前の難聴の段階から、補聴器が必要であります。そして補聴器は、今の高齢者の生活状況からいって、公的助成が必要であります。こういう現状を前提にすれば、品川区も障害者手帳を持たれている方への助成制度だけで十分だということ。今までの考え方を改めて、補聴器購入の助成制度を検討しようというお考えにはなりません。お伺いいたします。

〇松山障害者福祉課長 手帳をお持ちの方以外の助成制度についてのお尋ねでございます。手帳の等級は身体障害者福祉法の施行規則ということで、国で客観的な基準に基づいて行っております。補聴器が必要な方は、高齢者の方で聞こえの悪い方はさまざまいらっしゃると思うのですが、補聴器のみの解決でいくのか、それとも客観的な基準が必要なかなどなど、さまざまな面から研究していかなければならないと考えております。

〇おくの委員 ぜひ助成制度を再検討されることを求めまして、次に行きます。聴力検査です。さきの我が党の一般質問では、加齢性難聴の早期発見、それから早期の補聴器着用などの啓発を行うとともに、そのための定期的な聴力検査実施も求めました。ところが品川区の答弁は、聴力低下というのは自覚できるし、周囲も気づくことだから、実施するお考えはないというものでした。

しかし、先ほども少し述べましたが、専門家の方によれば、加齢に伴う聴力の低下というのは非常にゆっくり進行するので、視力の低下などと比べて本人にも自覚しにくいものであるし、気づくのはおくれがちになるというのだそうです。聴力検査を受ける機会が非常に少ないことも、気づくのがおくれる一因になっているということだそうです。さきにも述べましたように、認識できないという音が増えないように、早期からの補聴器の使用が必要なことなのです。

そこで、最後にお伺いいたします。これらのために啓発活動を行うとともに、高齢者への定期的な聴力検査の実施は極めて必要なことだと思います。改めて、高齢者への定期的な聴力検査をすべきだと考

えますけれども、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○高山健康課長 高齢者に対する定期的な聴力検査の実施の必要性というご質問かと思いますが、繰り返しになりますが、高齢者の聴力低下は、日常生活の中で何か聞こえづらくなっているといった自覚などでありますとか、あるいは家族による周囲の気づきなども得られることから、現在のところ、実施をする考えはございません。

○おくの委員 必要性は、今、るる述べてきたところでおわかりだと思います。導入を再検討されることを求めて、質問を終わります。

○大倉委員長 次に、松本委員。

○松本委員 本日は決算書283ページの一般廃棄物処理業許可事務費に関連して、先日もお伺いした遺品整理について伺いたいと思います。

まず、基本的なところからなのですが、区の一般廃棄物処理業許可のページを拝見いたしますと、区では一般廃棄物のうち、事業系一般廃棄物を許可の対象としていますという文言が掲載されております。これは、家庭廃棄物については区の責任で行う、委託する場合は許可というより委託という形をとっているからということなのかと思いますけれども、こういった理解でよろしいでしょうか。

また、許可の種類としては、事業系・家庭系という区分けは基本的にはないという理解なのだと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 一般廃棄物処理業の許可につきましてのお尋ねでございます。許可事業者に関しましては、特別区の場合には事業系一般廃棄物の処理という考え方でございます。

○松本委員 では、まちなかで軽トラックとかで不用品の回収をやっている業者があろうかと思えますけれども、ああいった業者というのは、どのような許可が必要になるのでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 どのようなものを積んでいるかというのはわかりませんが、基本的には許可を受けた会社につきましては、車両に許可番号等が記されております。それ以外の車につきましても、一概に違法とは言えませんが、例えば古物、有価物等を運搬している実態があろうかと思っております。

○松本委員 ここは明確にしておきたいのですが、有価物ではなくて廃棄物の場合は、やはり一般廃棄物収集運搬業の許可が必要という理解でよろしいですか。

○工藤品川区清掃事務所長 廃棄物に関しましては、許可が必要になってまいります。

○松本委員 そうすると、先ほどの話に戻るのですが、廃棄物を回収している業者は、別に事業ごみを回収しているわけではなくて、家庭の不用品、家庭の廃棄物を回収しているということになるかと思うのですが、そうすると、先ほどの23区、特別区としては、一般廃棄物のうち事業系一般廃棄物を許可の対象としているというお話があったと思うのですが、ここの関係というのはどうなるのですか。事業用で許可を出しているというのですが、実際には家庭用のごみも回収している。このあたりの関係性というのはどうなるのでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 先ほど申し上げましたように、許可事業者につきましては、あくまでも事業系ごみということでございます。家庭から廃棄されるごみにつきましては、市区町村の責任で、自治体で対応するというところでございます。

○松本委員 結構ここは法律上、なかなか微妙というか、難しいところもあって、私もこれはそんなに専門ではないのでわからないのですが、おそらく事業系で許可を受けた人たちが家庭ごみを回収しているという事例はあるのではないかと思います。

それで、新規に一般廃棄物収集運搬業の許可を得ようとした場合なのですけれども、これは現在、区でも一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針というのが出されていて、許可を得るには試験が要ると思うのですけれども、この試験を、この方針によってやらないと書かれておりますので、基本的には新規の一般廃棄物収集運搬業の許可は、現在はおりないという理解でよろしいでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 一般廃棄物の処理の許可につきましては、23区の中で共通で試験を実施しております。今回、私どものホームページに載せていただいたものにつきましては、今年度は試験は行わないということでございます。許可がおりないというわけではなくて、年度によって、需給バランスの中で試験を実施するというところでございます。

○松本委員 ここ5年ぐらいでいいのですけれども、5年ぐらいで許可がおりた業者というのはありませんでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 近年の状況でございますけれども、ここ5年ということで、平成26年度が合格が2事業所、平成27年度が2事業所、平成28、29、30年度は試験を実施しましたが、合格事業者は出ていないという状況でございます。

○松本委員 私も試験がほとんどやられていないものだと思っていたのですけれども、やられているということで、勉強になりました。ありがとうございます。

それで、遺品整理について伺っていきたいのですけれども、先日も取り上げましたが、ここ数年というか近時、室内の清掃、遺品の買い取り、廃棄物の運搬をワンストップで行う遺品整理業に対する需要が高まっていると言われております。先ほど、くには委員からの質問でも粗大ごみに関して、やはり2週間待ちだという話もありまして、そういうのを2週間も待たずにワンストップでやってくれるという業者、即日でという業者の需要自体は高まっていると、よく報道等では言われているのですけれども、まず、需要が高まっているという事態自体は、行政としては認識されているのでしょうか、お願いします。

○工藤品川区清掃事務所長 近年、高齢化の中で、そのような遺品整理その他の家財処分等々の需要は高まっていると認識しております。

○松本委員 遺品整理業の場合も、買い取りの場合もあるのですけれども、やはり廃棄物を運ぶという場合がありますので、これは一般廃棄物収集運搬業の許可が必要になるというところだと思います。ただ、先ほども少しやりとりさせていただきましたけれども、現在の一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針などもあって、なかなか新規の許可がおりないというところが、いろいろなところで、品川区に限らず言われているところではないかと思えます。

それで、結構問題なのが、古物商の許可を得た業者が、実際には遺品整理をやっているという実態があるのではないかとされておりまして、その中で、ぎりぎり合法なのかなというのが、一般廃棄物収集運搬事業者と連携してやっているケースはある。ただ、これはこれで、連携をしないといけないということで、あまり効率がよくないとも言われている。もっと問題なのは、一般廃棄物収集運搬業者が絡んでいないというところで、古物商許可事業者が一旦買い取る形にして、それを自社の事業ごみとして廃棄しているケースがあるという話も伺うのです。買い取ったものをすぐ事業ごみとして廃棄する。これは法律が想定しているのかなというところで、これが合法なのかというところをお伺いできればと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 厳密に申し上げますと、買い取ったものを廃棄物として処分する場合には、許可が必要になってございます。

○松本委員 そうなのです。しかも、事業系のごみとして出しているのですけれども、実際は家庭ご

みというところもあるので、結構大きな問題がある。これをあまり許容していると、監督ができなくなるのではないかとということと、不法投棄にもつながるという話もあるので、これは実際には何とかしないといけない問題ではないかと思っています。

結局のところ、遺品整理に関して言うと、なかなか許可がおりにくいという状況があると思うのですが、福岡市が7月に、遺品整理に限定した一般廃棄物収集運搬の許可を2社に認めたという話があります。これはかなり細かい条件を定めて、ほかの事業者に迷惑がかからない形ということもやっておりますので、ぜひとも品川区もいろいろ検討していただければと思って、要望として申し上げます。

○大倉委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、263ページ、健康センター事業費、そして健康づくり支援事業費、時間がありましたら295ページのプレミアム付商品券を質問したいと思います。

まず、健康センター事業費についてです。政府は平成29年に人生100年時代構想会議を設置しまして、国を挙げて将来に向けた経済・社会のシステムの整備を進めようとしております。現在パブリックコメントが実施されている品川区長期基本計画素案の中でも、未来につながる4つの視点の一つとして、超長寿社会に対応する視点が設定されています。人生100年時代に向けて健康長寿を実現するためには、栄養、運動、社会参加を促す各種施設の充実が求められております。区民が身近な場所で気軽に健康づくりができる施設として、現在、品川健康センターと荏原健康センターの2カ所があります。施設の管理・運営は民間事業者のノウハウを活用して運営するという事で、指定管理制度により運営されていることと思います。

そこでお聞きいたします。まず、この健康センターの設置の目的と、指定管理委託の主な内容を教えてください。また、設備改修等の工事として約6,700万円の金額がありますが、この概要についてもお聞かせください。

○高山健康課長 健康センター事業費につきまして、3点のご質問をいただきました。

1点目の健康センターの設置の目的でございます。品川区立健康センター条例の中では、区民の健康の保持および増進を図るためということで設置をすると規定されております。区民にとって身近な健康づくりの拠点として、低廉な料金で多彩な運動にかかわるメニューを提供しているところでございます。

そして2点目、指定管理にかかわる点ですが、本施設は委員ご紹介のとおり、指定管理制度を導入しております。平成21年度から施設の運営と建物の維持管理を一体的にお願いしております。なお、品川と荏原の両健康センターは、同一の事業者により運営・管理をお願いしているところでございます。

そして3点目、施設改修工事の6,700万円余の金額でございますが、こちらの主な内容としましては、照明のLED化にかかわる工事のほか、便所の排水耐震化に要した費用でございます。開所から年数が一定経っておりますので、施設を安定的に運営していく上では、こうした金額は毎年一定程度負担していく必要があるものと考えております。

○松澤委員 指定管理制度を導入してから、民間のノウハウによりさまざまな成果、また効果があったと思います。事務事業概要を拝見いたしますと、フリー利用、コース型など、利用実績は平成30年では品川・荏原の両健康センターで年間30万人以上になると推計しております。一方で、施設の管理・運営の費用だけではなく、公共施設を長く使用していく上で、維持管理にも一定の経費が必要といった説明でありました。

そこで、健康センターを運営していく上での今後の課題について、お伺いいたします。

○高山健康課長 施設運営上の課題というご質問でございます。指定管理者を導入後の成果・効果に

つきましては、年間の利用者は委員ご紹介の30万人という数字でしたが、指定管理導入前は19万人という状況でございました。したがって、この10年間の努力によりまして、30万人を超える規模まで利用は伸びてきているところでございます。また、施設の運営・管理面におきましては、光熱水費の削減ということが図られておりまして、効率的なエネルギー使用によりまして施設が運営されているところでございます。

そして、運営上の今後の課題という点につきましては、品川・荏原の両センターはともに開所から20年以上が経過していきまして、施設の老朽化は否めないという状況でございます。冒頭ご質問にありましたような改修の経費などは、やはり年々かかるものでございます。大規模改修なども含めると、今後も一定程度の金額を負担する必要があるかと考えております。

また、年間利用者の30万人というのは、ほぼ上限に近い状況でございます。これ以上の大幅な利用増というのはなかなか難しいところではございますが、これは施設の安定的な、安全な運用の面から、入場をお待ちいただくなど、現場における工夫なども今後必要になってくると考えております。

○松澤委員 同じ健康センターといいましても、品川と荏原は施設の広さ、設備の面などで、同じではないように思います。もちろん、400円、500円と利用金額に差をつけることで、バランスをとっていることとは思いますが、健康センターが今よりもっと広く設備の面で充実するとすれば、荏原地域の皆さんも大変喜ばれると思っております。

そこで、長期的な視点に立って、さまざまな検討が必要とは思いますが、区民のさらなる健康推進に向けて、今後の施設のあり方についてお考えをお聞かせください。

○高山健康課長 今後の施設のあり方という点でございます。委員ご紹介のとおり、両健康センターを運動エリアだけで比較しますと、荏原は品川の大体5分の1程度ということで、荏原の場合は複合施設の中にあるということもありまして、これ以上の施設内での拡張というのはなかなか難しい現状がございます。

今後、区民の健康に対するニーズ、機運がさらに高まって、利用者数が増えていくとなると、なかなか現状では受け入れが難しくなっていくこともありますので、今後、施設の改修、そして公共施設の再配置などさまざまな検討の中で、こうしたことは課題提起していきたいと考えております。

○松澤委員 継続的な運動習慣を持つことは、健康寿命を延ばすために大切な施策だと思っております。両健康センターが健康づくりの拠点として、今後も多く区民に利用されることを願って、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、健康づくり支援事業の中で、公衆浴場支援調査委託についてお伺いいたします。昭和の時代には当たり前のようであった銭湯ですが、時代の流れとともに劇的に減少してまいりました。まちなかにあった銭湯の煙突も減り、銭湯好きといたしまして私も大変悲しい思いであります。銭湯は日常生活に身近な存在であり、日々の疲れを癒やし、また私が子どものときは、大人に叱られながらマナーを学んだ大切な社交の場でもあります。

そこで、まず、この公衆浴場支援調査委託の概要についてお教えくださいませ。

○高山健康課長 公衆浴場支援調査委託の件でございます。本調査は平成30年度の単年度の調査でございまして、区内の公衆浴場が減少する中、区としてさまざまな支援策をこれまで講じてまいりましたが、抜本的な解決というのはなかなか難しい状況にございました。そこで、経営支援の専門家に経営調査を委託しまして、さまざまな提案をいただくということで、品川区の商店街連合会のタウンマネージャーの方をお願いして、調査をお願いしたものでございます。

内容といたしましては、現況調査、アンケート調査、そして浴場経営者からのヒアリング、調査分析など、各種活性化に関するさまざまなご提案をいただいたところでございます。

○松澤委員 減少が進む銭湯の活性化とのことですが、時代の移り変わりの中で、どのようにして銭湯は現在の数にまで減少したのか、その背景などわかりましたらお願いします。

○高山健康課長 銭湯の減少につきましては、東京都の調査では、昭和50年には2,425軒、都内にあったということでございますが、昨年度都内では544軒まで減少している状況でございます。この傾向につきましては、品川区も同様でございます。やはり経営不振でありますとか、施設の老朽化、人手不足、後継者難など、さまざまあると聞いております。また、自家風呂の普及というのも一つの影響と考えております。

○松澤委員 区内の銭湯が今後も元気に経営していく上でのさまざまな支援策が今後必要になると思います。実は荒川区では、見守り支援員銭湯派遣事業というのが平成30年8月にありまして、これは、ひとりで入浴困難な高齢者が安心して入浴できるよう、銭湯に見守り支援員を置くといった事業でありました。そういった支援の枠を超えて、住みなれた地域で自立した生活ができるように支援する、こういう関連を持たせる事業を一つの提案といたしまして、これまでの公衆浴場に対して、今後ともさらに支援の輪を広げていただけたら幸いです。

○大倉委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、295ページ、消費者被害防止啓発、ページが前後しますが277ページ、環境指導相談費と環境調査測定費、275ページ、そ族昆虫防除対策費、また時間があれば、287ページの景況調査委託費等について質問させていただきます。

まず、消費者被害防止啓発についてです。特殊詐欺の被害は後を絶ちませんが、2022年の4月からは法改正によりまして、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、カードローン詐欺など、若年層の金融被害の増加が懸念されております。

そこで気になったのですが、消費者啓発費の平成30年度の当初予算は4,300万円余であります。決算額を引くと約335万円の不足額があり、平成29年度から平成30年度の当初予算も約280万円の減額がありますので、金額だけ見ると、この2年で約600万円の縮小があるように思いますが、その理由を含め、この事業の内容と、ここ数年の詐欺被害の状況、成果とともに教えていただけたらと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 まず、予算・決算の数字の部分でございます。消費者展というイベントをやっておりまして、こちらが平成30年度から2日開催が1日開催になったということで、そういった理由によるものでございます。

それから、一般的な詐欺被害も含めた消費生活相談の状況というところで、ここ四、五年、件数では3,000件に満たない程度年間のご相談件数ということでございます。それから、平成30年度につきましては、特に相談の傾向というのが、今まではインターネットによるSNSあるいはホームページなどによる詐欺の相談といいますか、詐欺まがいの相談が多かったのですが、昨年度においては、はがきによる架空請求の部分が急増しているということが、一つ特徴かなということでございます。

それから、成果という意味では、相談によって救済をされた、あるいは返還された、解除できた金額というところでは、これは内々の数字ですけれども、5,000万円ほどの成果を出していると捉えているところでございます。

○湯澤委員 事業の縮小ではないということで、安心をいたしました。しかし、今後も特殊詐欺は手

をかえ品をかえ行われると思いますし、狙われやすいのは、やはり高齢者、そして今後は社会経験の乏しい若年層になると推測されます。固定電話を使用する特殊詐欺被害の対策につきましては、自動通話録音機の設置が大変有効だとのこと説明が担当課長よりありました。録音機の購入所管は地域活動課かもしれませんが、消費者被害防止の観点から、録音機を余すことなく区民へ貸与されますよう、地域活動課とともに商業・ものづくり課でも努めていただきたいと思います。と思っています。

また、若年層への詐欺被害対策として、例えば成人式のときに寸劇などをして、その後にクイズ形式の詐欺対策冊子などを配り、解答すると区内商品券をプレゼントするなど、まだ消費者被害に関心の少ない新成人に対し、関心を持つような政策が必要であるかと思いますが、区の見解を聞かせていただければと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 自動通話録音機につきましては、消費者センターでも相談を受けて、所管におつなぎしながら、配付希望者に適切につなぐということをやらせていただいております。引き続き、その辺は力を入れてやってまいりたいということと、それから、未成年者の成人というところでは、委員ご紹介の成人式などの機会を捉えながら、さまざまな啓発も工夫の上、しっかり対応してまいりたいということで考えるところでございます。

○湯澤委員 今後もぜひ有意義な予算活用によって、詐欺被害撲滅に努めていただきたいと思います。続きまして、環境指導相談費と環境調査測定費についてであります。世界が地球温暖化対策にかじを切っている中、国ではパリ協定のもと、温室効果ガス排出量を2030年までに25%削減することを目標としておりますが、品川区においても品川区地球温暖化対策地域推進計画にて、2010年からの10年間でCO₂の排出量を2006年度比で25%削減を目標としているかと思っております。いよいよ来年が10年目になりますが、目標が達成できそうですでしょうか。成果と、また今後の課題があれば教えていただきたいと思います。

○小林環境課長 温暖化対策に対するご質問でございます。今、委員からお話がありました計画でございますが、実は昨年、平成30年3月に新たな計画の策定が始まっております。品川区環境基本計画という新たな計画がスタートしております。こちらの計画では、2027年度までに2013年度比で約33%の温室効果ガス削減というところを目標に、進めているところでございます。計画に向けて、今、着実に削減が進んでいると捉えているところでございます。

○湯澤委員 新たな目標達成に向けて、引き続き的確な指導のもと、環境に優しい品川区として、我が国が世界に掲げた目標の一翼を担っていきたいと思っております。

続きまして、そ族昆虫防除対策費についてであります。昨年、大変危険な外来種として、ヒアリが国内で初めて発見され、メディアでも報道されたかと思っております。品川区でも今年、大井ふ頭や品川ふ頭のコンテナヤード周辺で発見されました。このような危険な特定外来生物が発見されたとき、環境課ではマニュアルがあって、それに基づく職員の指導や、都や国との調査、報告といった連携はできているのでしょうか。また、今回はできていたか、そちらも教えていただければと思います。

○小林環境課長 ヒアリに関するご質問でございます。委員ご紹介のとおり、今年の7月に品川ふ頭でヒアリが発見されたというところでございます。発見確定される前に、東京都からはヒアリのおそれがあるということで、事前に情報共有をされたところでございます。また、このヒアリの発見の前とか、そういったところがない中でも、東京都あるいは国と連携を図って連絡会議を継続的に行っているところでございます。今後も引き続きこういった会議を開きながら、都と国と連携しながら対策を進めていくというところでございます。

○湯澤委員 環境課ではそういったマニュアルのようなものがあって、職員の皆さん等には周知徹底されているのでしょうか。

○小林環境課長 マニュアルでございますが、これも国や都が作りましたヒアリの見分け方とか、こういったところに生息しやすいかというところがマニュアルとして整備されているところでございまして、そういったものを用いながら、職員同士の情報共有あるいは研修を進めているというところでございます。

○湯澤委員 危険が伴うお仕事だと思いますけれども、ぜひ発見時には迅速かつ的確な対応をお願いしたいと思います。

最後に、景況調査委託等についてなのですが、こちらは四半期ごとに報告されている品川区の景気というものがありまして、そこで景気の移り変わりを、晴れ、曇り、雨と、天気マークを使っている景気予報として表記されておりますが、天気マークを使うのはいいのですが、景気が横ばいというマークがグレーの雨雲になっておりまして、大きく上昇でやっとお日様マークになるような感じになっております。自治体が発表されるものに関しましては、珍しく消極的だなと思っておりますので、景気予報図だけ見ると、品川区は曇天続きになっておりますので、例えば、せめて白い雲にさせていただくとか、そういう対策をしていただければと、要望として伝えさせていただきます。

○大倉委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 277ページ、環境対策費、環境調査測定費に関連して、羽田新飛行ルートについて伺います。

言うまでもなく、羽田新ルートが実施されれば、騒音や大気汚染、落下物など、品川区内の生活環境は大きく脅かされることになります。ところが国は、地元の理解を得て実現と言っていたにもかかわらず、区民の反対世論や、品川区議会が上げた全会一致の「容認できない」との決議も無視して、8月8日、来年3月29日からの運用開始を発表しました。現在、国は航空法に基づいた公聴会を10月29日に行おうとするなど、手続を進めています。改めて、こうした決定に抗議をして撤回を求めたいと思いますけれども、この決定の過程で、品川区が公の場で計画に発言する場が、7月30日の関係区市連絡会でした。ここでの区への対応、発言について、幾つか伺いたいと思います。

品川区はこれまで、先ほど紹介した容認できないという決議を重く受けとめると述べてきましたが、連絡会の前に、この決議を踏まえた意見を表明するにと、全ての会派、多くの無所属議員が要請をしました。ところが、副区長の当日の表明は、引用しますけれども、「品川区区議会では、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできないとする全会一致の決議がなされております」とだけで、決議の紹介にとどまり、区みずから容認できないという表明を行いませんでした。

伺いますけれども、なぜあの場で区議会決議と同様に、区も容認できないと表明しなかったのか、紹介にとどめたのはなぜか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 2015年の国から当計画が示されて以降、品川区としましては一貫して、区民不安の払拭につながる落下物対策、騒音環境の軽減の取り組み、さらには区民への丁寧な周知・説明を継続して求めてまいりました。今お尋ねいただきました連絡会でございますが、3月の全会一致の決議の前提となります区民不安の払拭につながる取り組みがされていないというところを、区としても当日、この連絡会の場において、しっかり国に示したというところでございます。

○安藤委員 全く納得いかないのですが、区議会決議というのは、容認できないと表明してい

るというのが肝なのです。それを、再三の全会派からの要請があったにもかかわらず、区が容認できないという表明を行わなかったのはなぜかということを聞いています。これは当日、連絡会に出席をした本人であります副区長も参加していますので、当日発言した桑村副区長に、ぜひその辺を説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 重ねてのご答弁になりますが、3月の全会一致の前提が、区民不安の払拭につながる取り組みがまだされていないというところでございます。その前提に立ちまして、区は計画発表当時から一貫して伝えている、その取り組みを加速して、あるいは、しっかりやっていただきたいというところでお伝えしたところでございます。

羽田空港の機能強化につきましては、これは国の事業でございます。事業の実施は事業主体である国の判断、責任において実施されるというところでございます。

○安藤委員 前提だということで、今、区議会決議を勝手に解釈しているのです。区議会決議というのは、全会一致で、容認できないとはっきりと態度表明しているわけです。それが生きていて、直前の要請もあったにもかかわらず、なぜ表明しないのか、そういうことを口で言わないのかというのは、私は、何か容認できないと表明できない理由でもあったのかと疑いたくもなります。区議会決議というのは軽く見ているといいますか、勝手に解釈するのはやめていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 3月の決議は、区としても非常に重く受けとめているところでございます。その重く受けとめた中で、7月末の関係区市連絡会にも参加して発言をしているというところでございます。

やはりこれは国の事業でございまして、当初からお伝えしておりますが、区として容認する、しないということではございません。事業主体である国が、しっかり責任を持って進めていただく。その中で我々が、区がすべきことは、区民不安の払拭につながる取り組みを、継続してしっかり国に伝えていくというところでございます。

○安藤委員 容認する、しないではないとは、本当に情けない態度だと私は思います。昔、品川区長は、国の方針に対して反対したわけです。だからこそ沖合移転になって、海上ルートを約束させた。ところが今の区長は、容認する、しないではない、それは区が言うことではないと。これはどうなのですか。私は地方自治の観点から、そして区民の暮らしと命を守るべき立場から、大きく変質していると思いますし、そういったことは許されない。だからこそ私は、会派を代表して本会議でも質問させていただいたところです。

重く受けとめていると言いますが、今の答弁を聞いて、区が区議会決議をゆがめたと私は思います。重く受けとめているというのは口だけだと私は思います。直接、区議会決議を無視して、容認できないということを伝えなかった区の責任は、私は重いと思います。

次に伺います。また、区は連絡会の場で、反対ということの表明はもちろんしませんでしたけれども、計画を発表してから一度も反対という表明はしておりませんが、容認できないと表明しなかっただけではなく、事実上、飛ばすことにゴーサインを出しました。それが、固定化することがないようにとの発言です。

当日は、事前に品川区が述べていた、都心上空を飛行する新飛行ルート案を固定化することがないよう取り組んでいただきたいとの意見に対して、国から回答が示されておりました。その回答に対して副区長は当日、その継続的な検討を早急かつ具体的に示すよう、強く求めました。そのことで、改めてこ

の場でも、まだ決定されていないのに、決定前に「固定化することがないよう」という区のメッセージを送ったのです。

伺いますけれども、この決定的な場面で、桑村副区長はなぜ「固定化することがないよう」などと、一旦飛ばすことは認める発言を行ったのか、重大な点だと思いますので伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 区の考え、スタンスにつきましては、5月の時点で東京都より意見照会がございまして、その時点で、固定化することがない取り組みも含めて、意見を伝えてございます。連絡会の場で、飛行することを前提に、固定化することがないようという発言ではございません。固定化することがないような取り組みは、区民不安の払拭に向けた取り組みと並行して、しっかり検討していただきたい。それは国が説明会の場でもかねがね、継続して行っていくというところは発言してございましたので、それは並行してやっていただきたいということで伝えているものでございます。

結果として、例えば飛行高度が、追加対策として高度の引き上げが示されたり、これはほかの区を見ても、高度に言及したり、あるいは固定化に言及した区はございません。これは品川区が、影響の大きい区がしっかりさまざまな場で求めてきた結果というところだと思います。

○安藤委員 私が伺ったのは、この決定的な場面で、7月30日の関係連絡会で、固定化することがないようという意見に、改めて向こうから回答がありました。その回答があったことに対して、それをしっかりやってほしいと。つまり、その場でしっかり、また求めたのです。この決定的な場面で、協議会が近日開かれるであろうということはほとんど明白でした。協議会が開かれれば、大臣がこの決定発表をするということは周知の事実です。

ところが、この場面であえて、「一旦飛ばすことは、まずは認めます」としかとれないメッセージを飛ばすというのは、区と国があうんの呼吸でゴーサインを出したと言われても仕方ないのではないですか。どうでしょうか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 区が固定化しない取り組みを含めて、都に伝えた意見については、先ほどご紹介しましたとおり、5月でございます。連絡会についても、この場で飛行計画の決定を前提に連絡会を開かれたというところは、全くございません。具体化協議会の中でも国の航空局長が、今後の決定時期については国で検討していくというところを伝えてございます。

したがいまして、連絡会が公式に今後決定に向けて進めていく中でのプロセスの一つだというところで開かれたという事実はございませんし、そういう案内通知もございません。

○安藤委員 それはあまりに強弁といいますか、無理筋だと私は思うのですけれども、連絡会にどのように臨みますかということは、品川区議会でもいろいろな会派から詰められていました。きちんと品川区民の反対の声を伝えるべきだという意見もありました。そして、この連絡会の場で、私たちもそうですけれども、何を区民の代表として伝えるかというのはとても大事なことで、繰り返しそこを質問してきたわけではないですか。それで、この決定に向けてのプロセスの一過程とは言えないという、そんな欺瞞はあるのでしょうか。私は、この決定的な場面で、なぜ飛ばしてもいいですよととれるような発言をしたのか、この責任は重大だし、事実上、一緒にゴーサインを出したという責任を、品川区は感じていないのですか。これを改めて伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 連絡会については、先ほどもご答弁申し上げたとおり、決定する場として開かれたという事実は一切ございませんので、5月区議会、常任委員会でも区としての考えをお示しし、後日開かれる連絡会でも、これに沿った発言をしっかり東京都を含め、国にしていくというところでご報告差し上げたところでございます。

繰り返しになりますが、これは国の事業でございます。決定に際しての責任は、当然ながら国が持つという内容でございます。

○安藤委員 とても白々しい答弁だと私は思います。なおかつ、スケジュール感を逆算してみれば、あの時期に開かれる連絡会がいかにか決定的なものかというのは、決定に当たって、それは容易に想像できることだし、今の答弁は納得いきません。

さらに決定的な場面がありました。決定発表の前日の、国の協議会なのですけれども、国の協議会に向けて東京都が、そこに出席するのは東京都副知事ですから、品川区は残念ながら、この協議会には参加しておりませんけれども、その協議会に向けた都としての意見案を、意見を反映するために連絡会をやったわけですから、その意見案をまとめており、事前に関係自治体に示し、意見を求めていました。都の意見案を読み上げますと、「国においてはプロセスで示されたスケジュールに基づき、2020年までの羽田空港の機能強化に向け、必要な手続を着実に進めるよう要望」という案が、品川区にも示されたのです。

しかし、品川区はこの案に対し、8月2日に「意見なし」と回答しました。これは我が党、白石都議の情報公開により明らかになっています。協議会に向け、都が新ルートの推進を要望する意見案を出しているのに、意見なしと回答するとは、新ルートによる環境破壊を心配する区民、その世論を背景にした、容認できないと決議を上げた品川区議会に背信する行為という認識はないのでしょうか。なぜ意見なしと、それは背信だと思いますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○鈴木都市計画課長 具体化協議会の前の東京都副知事の意見に対する照会でございますが、副知事は東京都として、一自治体として、その場で発言する内容について、まず照会がありました。それは東京の副知事としての発言でございますので、区が意見を差し挟むというところではございません。その中で、連絡会で整理した品川区の意見という形で、固定化しない意見というところがしっかり入ってございましたので、意見なしという形で返したところでございます。

○大倉委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、269ページの母子保健指導、289ページの就業支援費、そして、前後しますけれども、277ページの環境調査測定費に関連して、羽田新ルート計画についてお伺いしたいと思います。

まず、母子保健指導なのですけれども、母子手帳の経費と1冊当たりの価格を教えてください。

○高山健康課長 母子手帳は1冊当たり108円の単価でございまして、毎年5,000冊を印刷しているところでございます。

○あべ委員 母子手帳は、妊娠から周産期までの母親の健康と、胎児から乳幼児の子どもの健康管理に欠かせない、とても大切なものだと思っております。1冊当たり108円ということで、非常に安価ではありますが、子どもにとっては予防接種の記録もあり、一生の健康の基礎ともなります。また、日本の固有のすばらしい制度であると考えております。

ただ、一つ課題があると思っております。母子手帳には、父親が登場するのが名前と連絡先くらいで、妊娠期から継続して使うことによって、記入者は自動的に母親となっていく構造によって、子どもの健康管理や健康観察は母親固有の仕事という意識を植えつけがちであると感じております。

近年、独自に父子手帳をつくる自治体も出てまいりました。港区では父親手帳を独自に制作し、妊娠中に父親ができるサポートから、入院直前の準備、パパから赤ちゃんへのメッセージ、成長カレンダー、そして家庭内事故を防ぐための留意点、区内の子育て施設の紹介など、いろいろと盛り込まれていまし

て、大変好評です。

妊娠中から胎児の成長を自分の体で感じられる女性と違い、父親こそ準備が必要だと思います。父親手帳をつくる、または、子どもが成長後も健康の礎として保管される母子手帳に、父親の記入欄を設けていくことで、父親もともに健康観察、健康管理の主体としての意識を涵養するということはいかがでしょうか。現在108円というものが、少し単価が上がったとしても、十分に費用対効果が得られるものだと思います。いかがでしょうか。

○高山健康課長 母子手帳への父親の記入欄をつくってみてはというご提案でございます。母子手帳につきましては、いわゆる省令様式ということで定型の部分と、任意の様式ということで一定程度、幅を持って記載事項を変えられる、そのような2段構成となっているところでございますが、多くの自治体では大体、統一的な様式を一括して購入して使っているという現状かと思えます。

ご提案の父親の育児参加の側面からということで申しますと、調べましたところでは、母子健康手帳に関する検討会報告書なるものがありまして、その中でも、限られた100ページというボリュームの中ではあるのだけれども、父親が母子の健康について理解を深める上で、そうした活用の視点から、記載欄の拡充などは十分検討する余地があるのではないかという報告も載っておりましたので、品川区として、直ちにというのがどうかとは思いますが、そうした1冊の手帳を父親・母親双方にとって使いやすいものとしていくという工夫は必要かと考えております。

○あべ委員 決して高いものではないので、ぜひ前向きにご検討ください。

次に、就業支援なのですけれども、多様な雇用の創出という視点からお伺いします。区内中小企業では、障害者雇用というのはどの程度進んでいるのか、また、障害者雇用義務のない45.5人以下の企業というのがほとんどを占めるとは思いますけれども、区内ではそういったところでの障害者雇用をどのように捉えているか、教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 平成29年度の東京都全体の報道発表の数字は、当時法定雇用率2.0%のところ、1.88%という数字でございます。それから、品川ハローワーク管内でも、ほぼ同様の数字ということで、区内企業の状況としましては、確定の数字はございませんが、同様の傾向で、数字から判断しますと、そういった方面で充足されていくべき余地があるかなと考えているところでございます。

それから、品川区内の産業の特徴としましては、20名以下の小規模事業所が85%以上ということでございますので、法的な義務づけという方向性では、働きかけというのはまだまだ進んでいない状況ではあります。多様な人材の雇用という意味では、経営者の方に啓発事業などを通じて訴えているという状況でございます。

○あべ委員 区内の多くの小規模な事業所では、障害者雇用も進んでいない一方で、人手不足ということもあるかと思えます。また、障害を持った方々には、週20時間という基準以下でしか働けない方も多いかと思えます。東大先端研が障害者の超短時間勤務制度、ショートタイムワーク制度というのを構想し、実際に今、川崎市では既に小規模企業約60社に広がっております。中小零細企業の人手不足解消と、多様な雇用の創出の2つの課題への対応策として、ぜひ品川区でも検討されてはと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 繰り返しになりますが、20名以下の事業所が約85%ということは、規模が小さい事業所だからこそ、なかなか人材、人1人を雇用するというのは、すごく判断が必要なところだと思います。そういう意味では、おっしゃられた短時間の就労ですとか、そうしたニーズは逆にあるとい

うところでございますので、例えば例示された障害者の方も含め、女性の再就職でありますとか、外国人の方々なども含めて、多様な人材が時間をシェアリングする形でも、企業の一つの戦略として、区内企業の活力の醸成の担い手として、活躍の期待をしておりますので、何らかのそうした小さなマッチングといったことも、人材アシストマネージャー制度などを持っておりますので、そうしたことを活用しながら、挑戦といいますか、検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○あべ委員 ぜひご検討いただければと思います。

羽田空港についてなのですが、先ほどから出ております、ルートを固定化することのないよう求めていく。これは、品川区として本気で取り組んでいくつもりがあるのかどうか、改めてお伺いします。

○鈴木都市計画課長 ルートの固定化の意見につきましては、連絡会の場で区としてもしっかり発言したところでございます。国からは、騒音環境の軽減の観点から、引き続き検討していくという回答もいただいております。当日例示としては、首都圏機能強化の調整などというところで例示も挙げさせていただきましたが、区としては国としっかりと調整をして、協議をしていきたい、要望していきたいというところでございます。

○あべ委員 私も今回の本会議一般質問の中で、区民の健康被害の可能性があるということ、そして、そうした情報を積極的に収集して、それをもとに、どれだけ区民が、そして品川区が、この飛行ルートによって苦しい思いをしているのかといったことを、きちんと伝えることによって、今の方向をぜひ見直してほしいと。そのためには、まず情報収集が必要だというお話をいたしました。区からも、専門の部署の創設ということも含めてご答弁をいただいたところではありますけれども、ただ、情報収集については、国が一義的だというお考えだということもわかりました。

しかしながら、今の固定化をさせないようというためには、区としての一定の交渉も必要です。そして、そのためには、区が独自の情報を持っていないと、国の情報だけで今のルートを変えろというやりとりというのは、非常に難しいと思っております。ですので、そういった意味でも、国に健康調査その他の情報収集を任せるのではなくて、品川区としてどのような健康被害があるのか、あるいはどのような変化があったのか、これは飛ぶ前からきちんと情報収集をしていくことが、まず交渉の入り口として必要だと思います。その意味では、飛び始める前からそうした収集をすべきだと思いますが、改めてお伺いします。

○鈴木都市計画課長 まず第一には、調査等については国にしっかりやっていただくというところで、区民の声もあわせて、しっかり国に届けていきたいというところでございます。

○大倉委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、267ページ、妊婦・産婦歯科健診、269ページ、健康診査費、273ページ、こころの健康づくり事業をお伺いしたいと思います。

まず初めに、妊婦・産婦歯科健診についてですけれども、妊娠すると妊婦さんは、つわりなど体調の変化で、思うように歯磨きするのが難しい場合があり、口腔内環境が悪化しがちとされております。また妊娠中は、女性ホルモンの増加で歯周病菌が活性化して、最も歯周病になりやすい時期とされております。また、出産後、赤ちゃんのお世話で自分のことが後回しになりがちになって、口腔内のケアが行き届かないという現状があり、そのようなことから、例えば、ママのお口の中に虫歯菌が多いと、大切な赤ちゃんに虫歯菌を感染させてしまうということもあります。

さて、赤ちゃんの歯についてですけれども、乳歯が生え始めるのは生後6カ月から8カ月ごろという

ことで、歯のもとになる芽、いわゆる歯胚ができ始めるのは、妊娠7週から10週のころとされておりまして、その後、4カ月から5カ月ごろから少しずつかたい組織になって、歯の形がつくられるとされております。また、一部の永久歯の芽も妊娠期からつくられ始めるとされておりまして、こうした赤ちゃんの歯のメカニズムから見ても、妊産婦の口腔内ケア、とりわけ歯のクリーニングといったことは、本当に大事であるということがわかりますけれども、区の認識としては、こういう点はどのように捉えておりますでしょうか。

○高山健康課長 妊娠期、それから産後の母親の口腔内の環境変化という点でのお尋ねかと思います。区ではご紹介のとおり、妊娠中においては1回の歯科健康診査の機会、そして産後に1回の歯科の健康診査の機会を設けておりまして、それぞれ変化のしやすい口腔内の状況を確認していただいて、適切に指導していただくといった事業を、この健診の内容として盛り込んでいるものでございますので、こうしたものを活用していただいて、口腔内の変化に早く気づいていただきたいと考えているものでございます。

○こんの委員 今ご紹介あったとおり、妊婦さんの妊娠中の健診は、健診の受診券をもらって受診をする。こうした体制は承知をしております。それと同時に、あえて口腔内のケアをきちんとするということをしちんと捉えて、歯のクリーニングということが大事であると捉えております。ですので、妊産婦歯科健診に加えて、歯のクリーニングというのを導入していくということを提案したいのですが、ご所見をお伺いいたします。

○高山健康課長 現在、区においては、成人歯科健診において、そうした健診の機会に歯のクリーニングというのを希望する方については、ご利用いただいているところでございます。この目的としましては、成人歯科健診の受診率を高めるといった側面から、継続しているものでございまして、実際にこうしたものを導入している区は少ないと聞いておりますが、現在のところは区として、これも一つの魅力として、受診率向上に寄与すればということで続けているものでございます。

一方で、先ほどご紹介の妊娠期の歯科健診につきましては、こうした目的とは違うものですので、クリーニングを一つのインセンティブといいますか、きっかけとして受けるようなものではなくて、母体の弱っている時期にきちんと適切に歯科機関とつながることで、その後の治療などにも必要な場合には、治療につなげていただきたいという趣旨のものでございまして、導入については現状のところは考えていないというところでございます。

○こんの委員 希望者にはクリーニングをしてくださっている現状があるとご説明をいただきました。妊婦さんも、私もそうですが、初産の場合は、どのように自分の体になるのか、そしてどれだけ赤ちゃんに影響するのかといったことが、わかっているようでわかっていない。だから、母子の教室などに通いながら、自分の体と赤ちゃんの体と、きちんと自分で学びながら進んでいくのですが、そうしたことを本人だけに任せておくと、母体と赤ちゃんとの健康というところを踏み込んで考えていかなければ、区民の健康ということは守れないのではないかと考えます。

ですので、今後こうしたクリーニングに対しても、母子の健康というところを捉えていただきながら、どのようにクリーニングが大事なのかということも、周りの行政の動きも見ながら、ぜひ研究していただきたい。このように要望いたします。

次の質問に参ります。健康診査費に関連いたしまして、骨粗しょう症についてお尋ねしたいと思えます。まず、現状についての認識をお聞きしたいのですが、内閣府の平成30年版高齢社会白書によると、介護が必要になった方の主な原因は、認知症が18.7%と最も多く、続いて脳卒中など脳血管疾

患 15.1%と続きまして、私がこの白書で着目したいのは、12.5%の骨折・転倒という現状であります。

また、厚労省の平成28年の国民生活基礎調査で、寝たきりや、自立した生活ができない要介護状態となった原因の多くは、脳疾患や認知症とともに、関節疾患や骨折・転倒が原因となっている場合も多いとしており、高齢者が転倒・骨折する背景には骨粗しょう症があり、超高齢化社会の我が国では、この骨粗しょう症による骨折を防ぐことが重要な課題であるとしております。

また、品川区医師会によりますと、骨粗しょう症は全国で概算1,000万人超の方が存在しており、50歳以上の女性が骨折する確率は3人に1人、男性では5人に1人であり、さらに、骨折後に歩行状態まで回復しない割合は40%と伺いました。また骨折は、生命予後に大きく影響しており、特に足のつけ根の骨折後は、1年以内の死亡率は20%にもなるとお聞きし、今後、骨粗しょう症への対策は喫緊の課題と捉えておりますが、区のご見解をお聞かせください。

○高山健康課長 骨粗しょう症の認識でございます。高齢の女性のおおむね3割から4割が骨粗しょう症になるという実態から、検診等を用いまして骨量の状況を発見するというよりは、日ごろからの日常的な運動によって筋肉量を一定に保ちまして、骨量を維持すると。そして、それに当たっては、適切に栄養をとっていただく。そのようなことが大変重要だと考えております。

区はかつて保健センターにおいて、骨粗しょう症検診を実施していたものではございますが、その後、区内における骨量測定を受けられる整形外科の状況などが整ってきたことから、平成15年度に本事業を廃止したものでございます。現状においては、一旦そのような事業評価を行ったものでございますので、さらにということであれば、目的、対象なども含めて、さらに検討が必要になるものと考えておりますので、現状においては、例えば健康づくりの中で、ロコモティブシンドロームの予防でありますとか、運動習慣を身につけるといったものを用いて、健康長寿を実現していくべきものと考えております。

○こんの委員 今現在、そのようなご説明をしてくださった状況で、対応もしてくださっていることがわかりました。その対応が、高齢者の方々のご自分の体を知るという意味でも、どれぐらい自分の体の骨がどうなっているのかということころは、多分、全員にそのことは認識されている現状ではないと思われまので、骨粗しょう症が非常に高齢者の健康に、また骨折、先ほど申し上げた転倒ということころにつながっていくことは、介護予防の体操をただけでは足りないということころで、現状、自分の体をよく知って、介護予防の体操をどれだけ自分がしていったらいいのかという、ご自分の体を知る認識にもなると思いますので、検査の必要性を感じますけれども、さらにご答弁があればお願いしたいと思います。

○高山健康課長 高齢期においても、自分の健康状態を適切に把握して、自分に足りなくなっている骨量であるとか、あるいはそのほか、注意すべき血圧だとか、その他健康にかかわるさまざまな関心を持つということは、大変重要だと考えております。ご提案のようなものも一つの手法だとは思いますが、健康に資するさまざまな啓発などは、これまでも健康課としても続けてまいりましたので、そのような事業の普及でありますとか、あるいは新たな普及啓発などを用いて、しっかりとご自分の健康に関心を持っていただくことで、介護が必要となるという生活に陥らないように、ご自身の健康はご自身で守るといったことで、取り組みを進めていただければと考えております。

○こんの委員 ぜひ、今ご答弁いただきました内容も、今後さらに、どのように高齢者の体、健康を考えていったらいいのかということも、今後のことも捉えていただきながら、さらに事業の拡大ということころも見通していただきたいと思います。要望で終わります。

最後に、こころの健康づくり事業に関連しまして、保健師の状況を少しお聞きしたいと思います。歳入のときに、メンタルチームサポートについてはご説明いただきまして、病状不安定な精神疾患の患者さんや措置入院の患者さんなどに対し、精神保健相談員による個別支援などを行う事業であると伺い、大変に期待をしております。しかし、この事業の一方で、大変に各保健センターの保健師の業務は多岐にわたっていると想像いたします。本来の業務のほかに、対応することが多いと想像するのですが、新たなメンタルチームサポートについても、こうした事業に大変期待するところでありますので、保健師のそうした業務の多岐にわたる現状からすると、保健師の今の人数といった体制は大丈夫でしょうかということを、少し懸念するのですが、現状はどういった状況でしょうか、お知らせください。

○榎本荏原保健センター所長 保健師についてのご質問でございます。メンタルチームサポート事業を開始いたしまして、こちらでは精神保健相談員、それから心理職、保健師が連携しまして、今、事業を進めているところでございます。保健師につきましては、妊娠期に始まりまして、乳児、高齢期まで、あらゆる年代層を対象にしまして、健康にかかわる相談などを担当して、地区の担当制もしいて、精神保健や母子保健を担っているというところでございます。

メンタルチームサポート事業をはじめといたしまして、精神保健相談員、心理職、もしくは妊娠期から育児にかかわりましては、ネウボラ相談員という専門職も配置いたしまして、保健師とほかの職種と連携をしながら、さまざまな事業の充実を今、進めているというところでございます。

○こんの委員 さまざまな多岐にわたる保健行政としての役割、あるいは保健所としての保健師の役割、さまざまな角度から保健師のお仕事が多岐にわたっていると思うのですが、品川区の全体の行財政改革というところで、職員の数というところに少し視点を置くと、必要な場所に必要の人を充てていただく、必要な人数を配置していただくといったところから考えますと、保健師の人数などが増加していくことによって、こうした福祉的な、また、今新たな事業を展開して下さっていることへも、きちんと現状は対応して下さっておりますが、さらに対応していただくような配置をお願いしたいと考えております。どうか必要な場所に必要の人を配置していただく行財政改革を、品川区としては行っていたきたい。要望して終わります。

○大倉委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、273ページ、こころの健康づくり事業、そして275ページ、狂犬病予防および動物の愛護からの質問です。

最初に、今も質問がございました273ページ、こころの健康づくりからの質問であります。こころの健康とは、私が考えるには、一番自分らしく生きていくために、体の健康との両輪が大変大事なことだと思っています。まさか自分がこころの病にかかっているとは、誰が感じるのでしょうか。それを助言したり、病に気づくのは、やはり身近にいる家族や友人だと思っています。それ以外に、もし何か発見方法があれば、また教えていただきたいと思います。

特に夫婦は、絶えず一緒にいることが多いため、一番よく相手のことがわかる。夫婦だからこそのわかる部分というのでしょうか、奥さんからとか、旦那からの声というものが一番多いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○榎本荏原保健センター所長 こころの健康づくりということで、ご夫婦のご相談のあり方という内容だったかと思います。保健センターにおいてのこころの健康づくりのご相談の中におきましても、ご夫婦の間でのご相談も入ってきております。そういった意味では、いずれかがアルコールの問題がありますとか、もしくは子どもさんのことでご夫婦で悩まれているとか、それぞれの関係において悩まれて、

離婚にかかわるような、精神的に不安定になっているというご相談もあつたりということで、ご相談に応じているということで、身近な相談相手であり、また家族関係の変化によってはゆがみが生じてしまうということもあるという関係だと認識しております。

○木村委員 　こころの病気というのは、不眠や気分の落ち込み、また食欲がない、疲労感がとれないなどが大きな原因と言われておりますけれども、また高血圧や糖尿病などと同じく誰もがかかる可能性があるとも言われています。早目の発見が何よりも大事でありますけれども、年間どれぐらいの相談件数があつたり、また治療が行われているのでしょうか。そして、治療すれば多くの人々が完治をするのでしょうか。また、完治率というものがあれば、大体１００人いれば、何人ぐらいがそのまま完治するのかということがわかればお聞かせください。

○榎本荏原保健センター所長 　こころの健康相談の相談件数ということでございますけれども、昨年度の実件数ということで、保健センターでは平成３０年度は１，１０１件の方のご相談に応じております。それぞれの方に対して、所内でご相談する場合や家庭訪問をする場合、あと、電話相談をする場合ということで、さまざまな相談形態によりましてご相談をしております。所内相談ですと１，４１１件、家庭訪問につきましては１，８３８件、電話相談は７，７４９件ということで、ご相談に応じている状況でございます。

また、精神科の専門医によるご相談も応じておりまして、その中で、ご自分なりご家族が医療機関にかかったほうがいいのかどうかというご相談も入ることがございます。その中で、医療機関にご紹介したりということは行っておりますが、医療機関にどの程度かかるか、もしくは医療機関にかかって完治した方の割合というところにつきましては、医療機関にかかった後ということでございますので、こちらではわかりかねるということでございます。

○木村委員 　予想以上に大変多くの相談などがあるのだなということが、今聞いて驚きました。

全国の自殺者数というものが今、平成１０年以降、１４年間連続で年間３万人を超えておりました。ようやく平成２４年以降が減少、平成２９年度は２万１，０００人強と、大きく減らすことができたそうであります。品川区においても、過去１０年間に自殺によって失われた命は約７００人弱ぐらいでしょうか、区内の交通事故死の約１０倍に当たるそうです。少なくなってきたはいるが、まだまだ行政として、頭の痛いところであろうかとも思います。

今後この問題は、どのような対策を立てていくのでしょうか。そして、この問題ですけれども、どのような対処をしながら、また、こころの病気に対しての薬や対処法は、どんどん開発や研究が進んでいるのでしょうか、全ての人が快方へと向かうわけではないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 　まず、品川区の自殺の状況に対するお尋ねでございますが、今年度、品川区では自殺対策計画を策定するというところで、今年度当初より関係者の方とともに検討会議を立ち上げて、現在この自殺対策計画を立てているところでございます。その中で、国が示している基本施策に加え、品川区独自の重点施策などを設けて、今年度末までに品川区の地域に根差した自殺対策計画を策定する予定でございます。今後、１２月を過ぎてからパブリックコメントなども皆様をお願いをしながら、年度末までの完成を目指しているところでございます。

自殺に至る要因には、お一人で平均して４つ以上、経済的な問題、家庭問題ですとか、お一人で４つ以上のさまざまな原因をお持ちということがわかっていところでございますが、その中で、最終的に鬱病などの精神疾患を併発することによって、自殺未遂をしたり、最終的には自殺既遂、自殺まで至っ

てしまう方がいらっしゃると思いますが、その中で、いかにして精神疾患まで至る前に何とか予防しよう、その予防をできるための支援ができる方、ゲートキーパー、命の門番と言われている方々を、区としても、専門家だけではなく身近な方、ちょうど委員のご指摘にありました、例えばご夫婦、ご家族なども、そういったゲートキーパーの役割を担えるようにというところで、積極的な養成なども目指しているところでございます。

また、精神疾患の治癒率ですとか、その方策については、保健所として詳細を把握しているわけではございませんが、自殺対策においては、まずは予防が一番重要というところで、改めてそのあたりに力を割いていく。来年度以降は、今年度計画を策定します自殺対策計画に基づきまして、さまざまな事業展開に新たに取り組めたらと考えているところでございます。

○木村委員 自殺は人の選択の結果と思われるがちですが、その背景には健康、家庭、職場等の人間関係、過労、失業、生活苦などの問題が大きいと言われております。自殺予防のために、今、鬱病の早期発見と適切な治療が必要であること、鬱病患者の8割から9割は適正な治療を受けていない可能性もあるということが言われております。

お聞きいたします。健康で自分らしく生活を送るためには、体だけではなく、こころの健康がとても大切だと、今もこれからも私はそうであろうと思っています。眠れない、気分が落ち込む、引きこもりなど、こころの病気の症状ではないかなどと心配なときの相談窓口を設置していると思いますけれども、患者らしき人に対し、一番気を使うところ、また、気になるところはどのようなところか、最後にお聞かせください。

○榎本荏原保健センター所長 こころの相談窓口といたしまして、保健センターでは専門医の相談もございますが、保健師や心理職などによる直接的なご相談も応じております。

○大倉委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は衛生費の中で、健康教育事業、263ページ、それから清掃費で、280ページの中から何点か、それから産業経済費の中で中小企業活性化推進事業、289ページあたりからお聞きしたいと思います。

まず、健康教育に関してなのですが、薬物関係でお聞きしたいと思います。品川区と東京都薬物乱用防止推進品川地区協議会と一緒にあって、毎年1月に第三庁舎のロビーのところでポスターの展示をやっていると思います。これはホームページで調べさせてもらったのですが、今年はポスターが116点、標語が292点、応募があったと。これは小学生の方からの応募だと出ていました。

薬物乱用防止委員の方というのは、東京都知事の任命ですが、なかなかこちらに出てこないのですけども、ただ、品川区長の推薦ということで出ている委員の方です。その点で、今のポスターはあるのですけども、区と薬物乱用防止委員の方の連携というのを、もう少し詳しく教えていただければと思いますので、お願いします。

それからもう1点、清掃関係です。人口がこれだけ増えてきている中で、区の中のごみの量をもう一回、全体的な傾向で結構です、細かい数字は要りませんが、どのような傾向にあるのか。清掃車両についても、また増えてきているのか。その辺のところと、殊に増えているのは廃プラというか、ペットボトルが相当増えているとお聞きしております。この辺の大まかな状況を教えていただければと思いますので、お願いいたします。

○高山健康課長 私のほうは、前段の質問の薬物乱用防止指導員のお話かと思います。こちらの区との連携という点でのお尋ねでございますが、委員ご案内のとおり、都の事業として、都知事からの依頼

に基づきまして、現在14名の方に委員を務めていただいているものでございます。地域における健康づくり推進委員、そして薬剤師会のご推薦、また保護司の方、青少年委員の方、民生委員の方などで構成されるものでございます。

事業の主だったものは、東京都の予算を執行するような形で、ご案内のようなポスター展であるとか、あるいは街頭における啓発活動などをやっていただいているところでございますが、区の支援としましては、そうしたものの事務を事務局的に補助していくという形で、ご支援をしているという状況でございます。

○工藤品川区清掃事務所長 まず、ごみ量の傾向でございますけれども、昨年度が約7万2,000トンということでございます。前年度も7万2,000トンというところでございますので、傾向的にはここ数年、横ばいの傾向になってございます。人口が増えておりましても、1人当たりのごみ量というのが確実に減っておりますので、このような数字が出てございます。

あと、車両の増減についてでございますけれども、車両につきましては、ごみ量と収集時間という部分を考慮して配置するわけでございます。車両につきましても、ごみ量等が横ばいということで、昨年と同様という状況になってございます。

あと、ペットボトルでございますけれども、状況的には、資源回収といたしまして、昨年がトンでいますと1,469トン、今年が1,593トンということですので、やや微増、わずかに増加しているということでございます。

○鈴木（真）委員 薬物乱用防止指導員の方ですけれども、お声の中で、もう少し区のほうで何かやっていただけないのかなと前から言われているのです。今まで取り上げていなかったのですけれども、お金の面だけではなくて、例えば地区委員会の協力とか、それから、民生委員のところでの協力的なもの。自分も地区委員をやっているのですけれども、研修の中で薬物乱用防止啓発の動画を見たことがあるのですが、そういうのがあまり状況が見えないので、その辺のご協力がいただけないかなという話がありました。

それと、できれば社会福祉協議会の三和会でしたか、ああいうところとの連携もとっていただくと助かるのですけれどもというお話もありましたので、その辺を検討していただけないかどうか、まず1点、教えてください。

それから清掃関係の、先ほどの午前中の質疑の中で、粗大ごみが10トンぐらい増えているというお話が、たしかあったと思いました。車両も増加しているというお話があったのですけれども、粗大ごみの処理の施設、東品川中継所が、いつもお聞きしているのですけれども、来年の3月いっぱい品川区として自由に使える状況にある中で、ある程度、区の方針性が固まったのかどうか、その点を教えてください。

○高山健康課長 薬物乱用防止指導員への区からのさらなる支援というお話です。冒頭ご説明しましたように、東京都の事業に対する区としての協力ということで、これまでご期待に必ずしも応え切れなかった部分はあろうかと思えます。さまざま、どのようなご支援ができるかどうか、実際に会長の方からお話を伺うとかする中で、協力・支援の中身については、できるだけご負担が少なくなるような形で、区としてもご支援していきたいと考えております。他団体との連携とかにつきましては、そうしたお声を実際にお伺いする中で、どのような連携が望まれているかという点も含めて、反映できるよう努めてまいります。

○柏原企画調整課長 東品川の清掃作業所の今後の活用というところでございます。委員ご指摘ござ

いましたとおり、来年の3月で用途制限が終わるという中で、区といたしましても、どういったことで活用できるかということで、今、全庁的なところでの活用の検討を行っているところでございます。まだ確定的に、こう使いますとお示しできる段階ではないのですが、皆様にご相談、ご報告できるように、今、鋭意検討しているといった状況でございます。

○鈴木（真）委員 最初の薬物乱用の件については、ぜひお願いいたします。

中継所の件、まだ固まっていないというお話は、大体そのようにお聞きしていたのですが、実際にこれから先、ここを活用していく上で、中継所の今やっている作業をどうやっていくか。次が見つからなければ、後の方向性が決まらないということなのでしょうけれども、その粗大ごみの処理を、品川区としてこれからも考えていっていただきたい。どこか場所を見つけて、区の中でやっていただきたいという思いがあります。

中央防波堤の跡地に直送するという形があると思います。それは今度、防波堤のところに見に行く機会も、先ほど資料をもらったのですが、廃棄物減量等推進審議会の視察で行くと出ていたのを偶然見たのですが、あそこに直接持ち込むというのでは、品川区として清掃とか、ごみリサイクルという面での思いがなくなってしまうような形になると思いますので、ぜひ区の中でどこか、東品川の処理場ですとか、そういうところが東京都の部分ですから、なかなか難しいのでしょうけれども、どこか対応する場所を見つけて、ぜひ区の中で処理をしていただきたいと思います。

また、逆に区で処理した場合と、直送した場合というのは、金額的にどのような傾向になるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 私ども清掃事務所といたしましても、この土地が別の活用を検討されているということで、粗大ごみの中継のあり方について、今、鋭意検討しているところでございます。可能性としては、委員のお話にございましたように、実際、中継業務の新たな代替地を探して中継をするのか、それとも中継をせずに直接、中央防波堤に持ち込むのかという2つで、今、メリット・デメリットを洗い出し、検討しているところでございます。

中継業務のメリットとしましては、効率的な収集運搬ができるということで、かなり経費的にも、増車等もあまり必要がないという部分と、もう一つ重要なのは、粗大ごみで集まったものを約20%、今、分別しましてリサイクルに回しています。そういった意味では、ごみ減量施策にもメリットが中継業務は多いと思っております。ただし、代替地に関しましては、東品川と同様というところまではいかないかと思っておりますけれども、区内もしくは区内の近接地で、粗大ごみ中継施設までの中継業務のメリットが十分確保できる代替地の確保が必要だというのが、一番のネックとなっております。

また、経費の比較というところでございますけれども、直送を、中継地を経ずにするという話になりますと、現在の車両をかなりの数、増強しなければいけないというところになりますので、そういった意味では、1台当たり年間3,000万円くらい要しますので、今、使っている車の倍増ぐらいはかかるようなことと試算しているところでございます。

○鈴木（真）委員 確かに代替地は難しいでしょうけれども、どうにか見つけていただいて、品川区のリサイクルにかける思いというか、それがなくなってしまうと捉えたくないですし、ぜひ今の形で中継して、リサイクル率も今、20%あるというお話もありましたし、ぜひどうにかその辺をうまく見つけていただいて、やっていただきたい。この点については要望します。

それから、これは報道にあったのですが、ごみをめぐって各区に負担の隔たりが出ているという話が出ていました。この辺で、区の考え方はどうなっているのか、江東区の問題等、いろいろありま

すけれども、その辺の話を教えてください。殊に２０００年のとき、平成１２年に清掃移管がされたときの話に、また戻ってしまったのかなという感じもしていました。

この議会の、さっき勘定したら、２０００年のときにいた議員は５人しかいない状況で、かわっています。ですから、移管した状況もなかなか議会の中に伝わっていないですし、それから、清掃協議会も５年間でなくしたいというお話も、高橋区長のときに随分やっていたらしいましたけれども、その辺もすっかりなくなってしまうている、議会の中でもわからなくなっている状況なので、これからもう一回意識しないといけないのかなと自分も思っているのですけれども、今の２３区間の傾向と、品川区の思いと、どうなっているか教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 清掃負担の公平という制度のご質問かと思います。この考え方は、２３区、清掃工場のある区、ない区というものがあります。このアンバランスを是正するために、金額によって一定の処理等をした場合に、金銭によりアンバランス、迷惑料のようなものを調整しているということでございます。

今現在、見直しということで、２３区が進めておりまして、新しい考えで、今後この負担の公平制度をどうやって決めていくのかというのを議論している最中でございます。品川区としても、そういった議論にしっかり入りながら、２３区の中で全ての区が合意して、この制度が引き続き継続的にされるように考えているところでございます。

○鈴木（真）委員 自分の中でも、現場もなかなか行かなくなってしまうている。何年か前には行っていたのですけれども、その場所も現状はわからないし、もう少し意識しなければいけないのかなと非常に思っているところなのですが、清掃部門はこれからはいろいろあると思いますが、よろしくお願いします。

それと、お答えいただけるかどうかなのですが、先日、品川区の中小企業支援策のご案内というパンフレットを見させていただきました。相当いろいろなことを支援しているということは十分わかっております。新しくベンチャー企業等にいろいろな支援をしていただいているのは十分承知しているのですが、逆に、先ほど零細企業が８５％というお話があった中で、私からすると、零細部分に対する支援がどうしてもしにくいし、なかなか方法も難しいのしょうけれども、その辺を強くする方法を、少し時間は短いのですけれども、よろしくお願いします。

○山崎商業・ものづくり課長 小規模な企業が多くて、技術がたくさんあります。そうした区内企業間の取引マッチングなどの創出といった、具体的なことをしていければいいかなということで、努めてまいりたいと思うところでございます。

○大倉委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、２６９ページ、成人歯科健診に絡めて、歯科口腔保健法というのができて、平成３４年ですから、令和４年になるのでしょうか、数値目標がいろいろ掲げられております。その数値目標に対し、品川区の進捗状況はどうなっているのでしょうか。そして、この法律の中に、社会環境の整備の中で、口腔保健支援センターというものの設置が掲げられております。ほかの自治体は非常にこのセンターができ上がりつつありますけれども、品川区はこのセンター構想についてはどうお考えなのか、もうそろそろ具体的な検討に入ってしかるべきではないかと思います。

２つ目が、２６９ページの１歳６カ月児・３歳児健診。午前中もありましたけれども、配慮が必要なお子さんに対しての早期発見、そして療育へというのは、以前からも求めておりますけれども、ここで一番問題は、親御さんの認識です。発見したとしても、認めることがなかなか難しいというケースが

多々あります。その場合に、発見したときに、その親御さんに対しての対応をどうされているのか。また、保育園・幼稚園に行かれている方は、ある程度の支援ができる可能性はあるのですが、在宅の子育ての家庭においては、なかなかそこに直接的な支援ができるのだろうか。そして、就学相談という中においても、連携がそれぞれのぐらいいきていて、子どもに合わせた形で教育のつながりをつけられるようになっているのかを教えてください。

それから、279ページの（仮称）しながわ環境未来館の設置がありますけれども、先ほども出ていましたが、箱物をつくりますと、それを維持するというのが非常に大変で、何をしていくのかということです。何を目標として、この環境未来館を活用していくのかということをお尋ねします。

それから最後に、287ページの事業承継支援ですけれども、これは助成金が出ております。しかし、これは本当に承継された上での助成金という形になっているのでしょうか。見かけ上そうなっていて、実際は事業承継されていないようなケースはないのだろうか。そして、成果報告の中に、戸別訪問することで親子関係が改善とありますけれども、本当に改善されたのでしょうか。非常にその辺は報告を見ると、本当ですかと疑問視するのですが、いかがでしょうか。

○高山健康課長 歯科保健に関するお尋ねでございます。1点目の数値の目標という点で申しますと、健康プラン21の中におきまして、そうした指標・目標を定めているところでございます。

それから、2点目の口腔保健支援センターにつきましては、センターを設けることができる規定だったかと思っておりますので、区においては、こうしたセンターを設ける考えは現状ございません。

○仁平品川保健センター所長 私からは、乳幼児の発達と療育の関係ですけれども、健診時に発達上の課題があるお子さんに対しましては、個別の心理相談を行ったり、グループ等での行動の観察をさせていただいております。ただ、心理士等がここにかかわっているのですが、この段階では療育上問題という診断までは下せませんので、保護者の方とお話の中で、状況によっては療育機関へ紹介状を発行するような対応をしております。

その後なのでございますけれども、課題を持ったお子さんということで、保健センターでは各保健師が継続してフォローに当たっていくという形になっております。中には集団といいますか、保育機関等に入られてから、現場からそういう声が挙がってきたりしますので、そういう場合にも、保健センターで改めてご相談に応じるという体制をとっております。

○小林環境課長 私からは、戸越で建設を予定しております環境学習施設についてのご質問にお答えいたします。そもそもこの施設でございますが、環境というのは非常に大切ではあるものの、なかなか即効性があるものがなく、そもそも環境行動として何をしたいかがなかなかわからないとか、漠然としてしまうといったところが、区民の皆さんのいろいろな声として聞いているところでございます。そこを少しでも改善しようというところから、この施設の建設、設立につながったところでございます。

目標感というところでございますが、環境に関する最大の喫緊の課題というのは、やはり温暖化防止というところは我々としても捉えているところでございます。環境基本計画の中でも、温暖化防止のために温室効果ガスの排出量を一定量、目標値を決めているところでございますので、その目標達成に向けて、まずは進めていくというところが一番大きなところかなと思っております。

また、ここの施設は子どもを第一ターゲットに掲げた施設でございます。やはり若年層の意識の向上というところが、まずは一つの大事なところかなと思っております。一つ一つの取り組みが大きな一歩につながる、そのところを発信しながら、この施設をしっかりと運営していきたいと考えているところでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 事業承継支援につきましては、承継をきっかけに、先代からの信用力で、中小企業の生産力がいつとき落ちるような傾向にありまして、こうした低下を、生産性のある機器に入れかえたり、こういったところを設備投資ということで、投資をさせていただいているところでございます。これにつきましては、予算を投入させていただく以上、この事業だけではありませんが、しっかり申請をいただいて、専門家の審査を入れてというフェーズを通過しておりますので、しっかり適正に適用させていただいているということでございます。

それから、今回の決算の成果報告書で書かせていただいたものにつきましては、いろいろ事業承継でご相談をいただいて、専門家を派遣したり、職員が行ったりということで、その全てがしっかり承継計画をつくるまで成果があるわけではありませんが、一つの例としましては、非常に厳しい関係にあった親子関係が改善されて、事業承継にきっかけとして結びついたという事例でございますので、こちら、ご理解をよろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。

○西本委員 口腔保健支援センターはつくらないということをお聞きしましたけれども、非常におくれていると思います。歯というのは健康の基盤になるものでありますので、これは医療費削減にもつながるものであります。また、先ほども出ていましたけれども、なかなか歯の治療ができないという方が妊婦さんであったりと、いろいろなご相談項目がありますので、それを包括的に広げていくというのは非常に大切で、健康のベースをつくるというのが、この口腔保健支援センターになるかと思ひますし、既にほかの自治体はやっておりますので、そこについては真剣に考えていただきたいと思ひております。

それから、早期発見のところですけども、いろいろなところで発見されると思ひます。その情報共有化を、どれだけしていけるのかということ。そして、その情報共有化で、就学するときに、いろいろな経緯を含めて、将来に向けてのサポートという体制をとっていただく仕組みをつくっていただきたいと、要望したいと思ひております。

そして、環境未来館については、子どもさんたちをターゲットにということなのですが、本当にこれは、使い方によっては非常に啓発活動でいいのかもしれませんが、非常に難しいことだと思ひます。特に環境でござひますので、その認識を高めていくためのというのは、わからないではありませんが、どういう内容のものをつくるのかによって、生きるか死ぬかという形になりますので、税金の無駄遣いにならないように、しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、事業承継については、なかなか難しいと思ひます。これから衰退していく事業所もあると思ひますので、それをわざわざ公金を使ってということは、いかがなものか。やはり次の世代に、次の新たな新規の企業にという形への生まれ変わりとしてもいいのかなと思ひます。

最後に口腔保健支援センター、もう一言お願ひしたいと思ひます。

○高山健康課長 さまざまな支援という形で、保健センターと連携して……。〔時間切れにより答弁なし〕

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時22分休憩

○午後3時35分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願ひます。石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、２７４ページ、生活衛生費からでいいのか、旅館業法について伺いたいと思います。

国の法改正に伴って、昨年、旅館業に関する条例の一部を改正する条例が、この品川でも出されました。１室からでも旅館業が可能、フロントなし、無人で運営できるなど、旅館業法の規制緩和がされたわけです。私たちは、宿泊する側の安全、また地域の安全の確保ができるのかというところで、共産党はこの条例には反対しましたがけれども、賛成多数で決まっていきました。現在、南品川六丁目の、わずか２２．８坪という狭い土地にホテル建設が予定され、近隣の住民、また毎日そこを通る皆さんから、何でこんなところにホテルがと、声がたくさん挙がっています。

一昨日の夜にも住民に対する業者からの４回目の説明会が行われましたけれども、開始早々、大紛糾でした。先日の厚生委員会でも、このホテルに関する陳情が出され、業者の説明によるとインバウンド専用の無人のホテルということに、地域の皆さんが大変不安を抱き、地域の安全を守ってほしいという陳情が出されましたけれども、近隣１０町会長の署名が寄せられている。そして、このホテル建設地の５０ｍほどのところには二日市公園があり、日中には多くの保育園の園児が園庭がわりに使っている。その近隣の保育園の園長や保育士からも、署名が４５筆寄せられているという状況でした。

地域の安全を守り続けてきた町会、そして地域の安全を望む保育園や近隣住民が、常駐者がいないというこのホテルの建設を、地域の大問題として捉えています。陳情は継続となりましたけれども、住民の皆さんの一番の不安は、常駐者がいないということです。この間、１室からでも旅館業が可能で、フロントなし、無人で運営ができるという条例が通ってから、こうした無人のホテル・旅館が、この区内にどれだけあるのか伺いたいと思います。

また、中央区など幾つかの区では、条例で施設内への常駐者を置くことと定めていますけれども、こうした区は２３区内でどれくらいあるのか把握されているでしょうか、伺います。

○鈴木生活衛生課長 旅館業に関するご質問で、１点目の、区内のＩＣＴ等でフロントに職員が常駐しない軒数でございますが、この制度は昨年の法改正以降になりますので、その後の届け出いただいたものに関しては、区内で１８軒のみということになっております。

それと、２３区で、条例で上乗せで常駐を義務化している区については、一応調べた限りでは、中央区、千代田区、新宿区、墨田区、荒川区の５区と認識をしております。

○石田（ち）委員 法改正後ということで、軒数が１８軒ということでしたけれども、無人で、要は常駐者なしで運営されているホテルや旅館は、１８軒ということでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 はい。基本的に、常駐する場合には、ＩＣＴ等の機器は必要ありませんので、ＩＣＴ等による受け付けをするというように変更届をいただいているものが、１８軒ということでございます。

○石田（ち）委員 常駐者を置くこととしている区を私も調べました。ついさっき調べたところ、インターネットで民泊を始めたいという人や業者向けに、旅館業の規制緩和によって、民泊ではなくても、旅館業法で無人のホテルでもうけられますということを情報提供しているサイトがあったのです。そこを見ますと、２３区の情報提供をしておりました。とても丁寧にされておりました。それを見ると、施設内に常駐者を置くこととしている区が１５区ありました。置かなくていい、また隣接地に常駐者等を置いているので許可している区が８区ありました。ですので、常駐者を置くこととしている区が１５区あるという中で、なぜ品川区は常駐しなくてもいい、無人で運営できるということにしてしまったのでしょうか。

私は中央区に話を伺いました。なぜ常駐者を置くことを条例に入れたのかと聞いたところ、企業のもうけよりも区民の安全を優先した結果ですとお答えいただきました。なぜ品川区は常駐しなくていいとしたのか、伺います。

○鈴木生活衛生課長 まず、ホテル・旅館について、管理者の常駐を義務づけている区が15区というお話ですが、特別区の課長会で正式に調査をかけたのが昨年の秋ぐらいですが、そのときには、先ほど申し上げた数区しかなかったと記憶しておりますので、それ以外の15区については状況を把握しておりません。

なぜ品川区が常駐を義務づけていないかということなのですが、基本的に、旅館業法で旅館に関する許可制度が決まっております、それが東京都の所管ということでおりてきております。それをさらに特例の条例によりまして、各保健所業務としておろしているという構図がありますが、そのときに基本は、東京都の条例での規定で常駐が義務づけられておりません。ですので、品川区をはじめ、常駐を上乗せで規制をかけていない区に関しては、都の基準に沿った受託の業務を同じ形で実施しているという形で、常駐の義務化をかけていないというのが現状でございます。

○石田（ち）委員 今、特別区の課長会でというお話もありまして、私も調べたのはインターネットですので、ぜひそこは詳しく調査していただきたいとも思いますし、また、このサイトでも、管理者の常駐が不要だから、品川区はかなり運用の幅が広がって、もうけも出やすいと。宿泊需要もあるから、品川区は23区で一番もうけられる可能性があるということが書かれているのです。こうした業者がこれだけ推している区ということでは、こうした区民の不安がさらに広がる無人の宿泊施設が増えていくのではないかという思いです。

それで、土曜日に行われました業者による住民への説明会では、こうした条例を決めてしまった行政、そして区議会はどうなっているのか、なぜこんな条例にしてしまったのかという、怒りにも似た問いも飛びました。住民の安全を最優先にするのが自治体の責任ですし、しかもこの業者は、インバウンド専用のホテルと言っています。

委員会でも、外国人専用、日本人専用という区分けはないと言っていますけれども、この南品川六丁目にホテルを建設しようとしているパナソニックホームズは、民泊サイトと連携をして、Airbnbとかはこの間、問題も多発していました。そういった民泊サイトと連携をして、外国人旅行客をこのホテルに泊めていくということを公言しておりますので、そういった意味では、無人で、そして生活習慣も違う外国人が、一気に押し寄せてくるという住民の不安、外国人の皆さんを歓迎したいというのはやまやまなのに、不安と危険が伴って、安全性が確保されていないというこのホテルにおいては、とても不安で、できれば来てほしくないという思いになってしまうのは当然ではないかと思うのです。

ぜひ自治体独自で、中央区も言っていたように、企業のもうけよりも区民の安全を優先した結果だということで、自治体としてそうした条項が入れ込めるわけですから、自治体の責任として安全を守るために、こうした条項に変えていくべきではないでしょうか、伺います。

○鈴木生活衛生課長 まず、ホテルの安全に関して地域の方から不安の声があるというのは、区の保健所にも陳情をいただいておりますので、実際にお会いしてお話も伺っており、お気持ち、考えは聞いていただいております。

ただし、法にのっとった安全確保のための基準、規制は、品川区でもかけておりますので、その上で、基本的には安全が確保できるというのが前提と考えております。実際に緊急対応や危険な状態がある場合には、当然、対応できる状況は区でも整えておりますし、事業者にもそれを求めるところでござい

す。

○石田（ち）委員　ぜひこういった無人の規制緩和を……。〔時間切れにより答弁なし〕

○大倉委員長　次に、横山委員。

○横山委員　私からは、273ページ、こころの健康づくり事業についてと、291ページ、産学連携推進事業についてをお伺いいたします。

1点目は、こころの健康づくり事業についてお伺いいたします。困難を抱え孤立する若年女性と中高年女性の相談支援の充実について、それぞれ区はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。品川区における若年女性、中高年女性からの相談の傾向と、支援の方向性を教えてください。

○榎本荏原保健センター所長　若年女性と中高年女性の相談の傾向、支援の方向性についてのご質問でございます。

若年、思春期から青年期といいますのは、子どもから大人に自立をしていく、とても不安定な時期でもあります。こころの不調や不安が起きやすく、ひいては女性は妊娠や出産、子育てにかかわる不安など、さまざまな状況があります。そういった中で、保健センターにおいて昨年度、相談を受けました傾向を見させていただきますと、10代から30代ぐらいの女性についてですが、摂食障害、神経症、外出できない、産後の不安定もしくは妊娠期の不安、子育て期の鬱、パニック発作や夫のアルコールといった、さまざまご相談を受けているという傾向がございます。

中高年期につきましては、更年期で女性ホルモンの影響などもありまして、精神面にも影響がございます。また、子どもの自立や親の介護など、家族関係の変化も起こる時期で、心身の不調として不眠や鬱状態が起りやすい時期と言えます。

そういった若年と中高年のご相談ということですが、区といたしましては、さまざまな専門医相談、それから保健師や心理士などによる相談も充実を図ってきておりますし、また、相談をなるべく今後もわかりやすく、目に触れるような形でやっていく必要もあると感じているところでございます。

○横山委員　現在の若年女性、そして中高年女性をめぐる支援の方向性と傾向を確認させていただきました。

先日、特定非営利活動法人BONDプロジェクトで、若年女性を取り巻く現状についてお話をお伺いしました。次につながらないまま18歳になり、児童福祉法による支援が終了したり、学校には通えているけれども虐待家庭にあり、居場所のない大学生が、行く場所がない、お金がない、自立準備のための拠点がいないために、居場所がネットカフェ、公園、SNSで知り合った男性宅、カラオケボックスなどになっているということでした。

2018年1月から12月の相談件数で、メールが1万4,711件、LINEは1万4,041件、電話だと1,555件、面談は1,149件とお聞きしました。若年女性はメールアドレスや電話番号を持っていない女性もあり、公的支援につながりにくい、制度にたどり着けないという現状があることを伺いました。また、ツイッターや掲示板のネットパトロールを同世代の女性が担当しており、月1,000件のやりとりのうち、昨年のLINE相談数は月平均で420名、ネットパトロールからLINE相談につながった人数は、昨年3月からの1年間で202名でしたが、「泊め男」と呼ばれるような方、また援助交際、性産業のスカウトなどのSNSの反応のほうで、ネットパトロールよりも検索スピードが速く、ネットパトロールが追いつかないことが課題だということもお聞きしました。

相談から浮かび上がった問題の背景としては、複数回答で、家族が1,731件と最も多く、次いで心の状態、情緒不安定、寂しい、苦しい、しんどい、怖い、居場所がない、自責感などが1,724件、

そしてメンタルヘルス、精神疾患、不眠、フラッシュバック、トラウマ、依存症、摂食障害などが1,399件、また性被害、虐待、レイプ、セクハラ、強制わいせつが689件で、被害に遭った直後でないと証拠が残らず、病気の検査などしかできない場合もあり、また、被害直後にすぐ話せない女性が多いということでした。

荒川区から委託を受けておりまして、若年世代の自殺予防相談事業としてBONDプロジェクトは「あらかわ相談室」を実施しておりますが、既存の制度でこぼれ落ちてしまったり、性被害などの犯罪などに巻き込まれないためにも、若年女性に特化した支援のあり方というのを今後検討してはいかがでしょうか。相談窓口に行くまでのハードルが高く、行政や警察に相談に行っても安心ができない、二次被害を受け問題が増えてしまったというケースがあるとお聞きしました。若年女性に特化した問題に詳しい職員の配置や研修を実施していただきたいと思いますが、区のご見解をお聞かせください。

○榎本荏原保健センター所長 若年女性に特化した問題に詳しい職員の配置や研修の実施ということで、お話がございました。

職員の研修についてですけれども、精神保健の分野は、かなりさまざまな病気や状態、年齢によってございますので、例えばですが、東京都中部総合精神保健福祉センターなどの都の専門機関がさまざまな研修を行っております。毎年度、職員が受講しております、新たな知識、必要な知識を身につけて、職場内で共有を図っております。かつ職場内では、実際の相談場面に活かせるようにということで、さまざまな相談を受けた後に、その相談の状況と対応などの共有を図って、相談を受ける側のスキルアップも図るように努力をしております、女性に特化したという部分でも、こういった研修を少しずつ受けているところでございます。

また、職員の配置のこともございましたけれども、そういった職員の研修体制を充実させているということと、こころのケアの分野におきましては、最近、民間やNPOの団体も非常に増えてきていると認識しております。区として、保健センターではこころの専門機関としての役割を持って、わかりやすく、受けやすく、いい相談体制ということで、委員がおっしゃられたような安心して受けられる体制というものも、今後PRも含め、工夫を図っていく必要があると思っております。相談内容に応じては、女性の相談センター、児童相談所、警察や、ほかの部署などにも連携を図ってやっていきたいと思っております。

○横山委員 東京都の研修を受けていただいて、それをまたスキルアップにつなげていただいたり、また民間のNPOとの情報共有ですとか、わかりやすく、受けやすく、安心して女性の方々、若年の方も中高年の方も受けられるように、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、産学連携推進事業についてお伺いいたします。産学連携開発支援助成として、2件の実績があります。主要施策の成果報告書の実績を踏まえた評価として、多様な機会を通じて、大学との共同研究などのきっかけづくりを提供していく必要がありますとの記載がありますが、今後どのようにきっかけづくりを進めていくのか、お聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 昨年度からこうした具体的な支援メニューにつながる前段として、小さな規模の中小企業が、いきなり大学とストレートに窓口なるきっかけが、なかなかできにくいというお声も聞いていまして、産学連携の情報交流会というのを創設しています。平成30年度には、御茶ノ水の東京医科歯科大学をはじめ、3カ所に参りまして、例えばそこでリハビリの研究をされている先生と、そうした技術などを保有している中小とのマッチングといいますか、そういったやりとりを通じて、

有益な関係を創出してまいりたいと考えているところでございます。

○横山委員 産学連携の情報交流会ということで開催していただいていると思うのですが、区内の各大学の活動実績ですとか、区外でも大学でどのような研究が行われているか、または大学とともに解決したい課題というのをリスト化して、お互いが共有できるようなアンケート調査などを実施するなど、総務課の事業と連携をしながら、品川区における課題、企業と大学の研究内容とのマッチングを進めていきたいと思いますが、簡単をお願いします。

○山崎商業・ものづくり課長 区全体で連携しているCSRの活動も含めまして、今例示をされました、いいマッチングができるアンケートなども含めて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○大倉委員長 次に、若林委員。

○若林委員 271ページ、予防接種費のところ、平成30年度決算とは少し外れますが、今年東京都から、既に38週の時点でインフルエンザの流行開始が発表されました。そこで、品川区の現状、状況を教えてください。

これは昨年より11週早いということで、例年、発表から5週から10週ぐらいで患者数のピークが訪れると。予防接種の効果は接種から2週間後というところで、既に東京都内では学級閉鎖等が始まっているということで、今年度開始をされております小・中学生のワクチン接種助成制度がございますけれども、この辺のスケジュールを踏まえて、今後の対応をお聞きしたいと思います。

もう一つは、262ページの健康推進費の中で、受動喫煙についてお尋ねいたします。まず、今年の予算特別委員会で議論をさせていただきまして、その中で、受動喫煙については庁内の連絡会議を定期的に行っているというところで、この庁内の連絡会議についての所管はどこになりますか。また、名称がありましたら教えていただきたいと思います。

2つ目に、屋内外の受動喫煙対策において、同じ答弁の中で、全体的にどのようにしていけばいいのかということを含めて、取りまとめのような形で検討していますという健康課長の答弁がありました。この検討の状況、結果をお知らせいただきたいと思います。

もう一つ、3点目に、生活安全担当課長が歳入、また総務費の中で頻繁に、吸う人も吸わない人も快適なまちという趣旨の発言をされておりました。一つの担当課長にとってのスローガンのところに聞こえましたけれども、これについての健康課の感想をお聞かせいただきたいと思います。また健康課として、何かこういったスローガンのようなものがありましたら教えてください。

○鷹簗保健予防課長 まず、例年よりも早いインフルエンザの流行についてのお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、今年は例年よりもかなり早く、インフルエンザの流行が既に始まっておりまして、東京都がそのことについて注意喚起の報道発表を既に行ったところでございます。インフルエンザの発生につきましては、先ほどの麻しんや風しんのような全数報告ではございませんで、定点医療機関から毎週どれだけの患者さんが報告されるかということで、毎週月曜日から日曜日までの医療機関を受診した患者さんの数を、翌週の月曜日に保健所に届けていただいて、患者さんの区内での発生の数というのを保健所では把握しておりますが、確かにインフルエンザは今年度、例年よりも約2週間早く、既に定点当たりの報告数が上がっていると同時に、先週既に区内で学級閉鎖のあった学校を把握しております。

続いて、インフルエンザに関する予防接種でございます。これまで65歳以上の方につきましては、自己負担がある形の定期予防接種のB類の予防接種として、65歳以上全員に予診票をお送りして、積極的にインフルエンザの予防接種を受けていただくようにお知らせしたところでございますが、ご案内

のとおり、今年から品川区独自の対応といたしまして、6歳から13歳未満の方は2回、13歳以上は1回ということで、9年生までの小児を対象として、1回1,000円のインフルエンザの費用の助成という新規事業を開始しました。65歳以上について、それから小学生についても、いずれも10月1日からインフルエンザの予防接種が始まっておりますので、9月の末までに対象の方のお手元に、65歳以上については予診票を全員お届けしています。

これは法に基づく予防接種ですので、23区どこでも、各自治体に登録している医療機関で受けることができますが、小児につきましては区独自の制度ですので、区内の契約医療機関でのみ接種することができる予防接種になっております。その関係で、今年からあなたのおうち、あなたのお子さんが対象になりましたということをご案内していますが、予診票は区内契約医療機関に置いて、それを使って接種していただくということで、小児と65歳以上で少し制度が変わっておりますが、積極的な接種を推進していきたいと考えております。

○高山健康課長 私からは、受動喫煙対策に関する3つのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の庁内の会議体の名称、それから参加者というお話だったのですが、特に要綱等を設置して立ち上げている会議ではありませんので、正式な名称というのはございませんが、参加する所管といたしましては、健康課をはじめといたしまして、地域活動課、土木部の部門、そして企画のほうにも全体調整ということで入ってもらっております。

それから2点目の、屋内外の取りまとめの検討という点で申しますと、7月1日から第一種施設ということで、行政機関などは屋内が禁煙となる関係で、品川区役所管轄で申しますと、おおむね300を超える施設の区分がございます。総合庁舎をはじめとしまして、地域センター、文化センター、その他の出先機関も含めた300の区分の中で、どのような施設の類型になっていくかというところを、健康課が中心となって全庁に照会をかけ、そして7月1日に間に合わせる形で、それぞれの施設のありよう、第一種施設であるとか第二種施設の区分について、取りまとめを行ったところでございます。

それから3点目の、吸う人も吸わない人もというところのスローガンのものに対する感想と、健康課として何かあればというお尋ねなのですが、これはまさに受動喫煙対策の基本的な部分であります。健康増進をつかさどる我々としては、吸うという人の立場というのはなかなか是認しにくいわけですが、調査によりますと、喫煙人口の18%の方がたばこを吸っていて、残る82%の方が吸わない方という点からすれば、これを一律禁止することによって、無秩序に屋外で喫煙が行われたりということが出かねませんので、そういった意味では、しっかりと分煙を行った上で、吸っている方については、いずれの日か、たばこをやめていただく。また未成年者においては、たばこを吸う機会に触れることがないように、喫煙生活をしないで健康に成人期を過ごしていただきたいと考えておりまして、そういう意味では、健康課として何かスローガンを現状は持ち合わせてはおりませんが、理念的なものについては、全庁で共有してまいりたいと考えております。

○若林委員 健康所管としては、望まない受動喫煙をしっかりと防いでいく。これがスローガンとは言いませんが、法にもこれは明記されておりますので、そこはくれぐれも据えて進めていただきたいと思います。

健康増進法の一部を改正する法律、いわゆる受動喫煙対策が施行されて、特別区長宛てにも通知が厚労省から参りました。この中で、もう時間はありませんけれども、煙の流出を防止するための技術的な基準というものも定められております。要するに、煙が室外・屋外に流れ出ないようにということです。屋外についての受動喫煙が、法律では特にクローズアップされているわけですが、法の趣旨は、望まな

い受動喫煙を防いでいく、これが底流にあるわけです。

したがって、第一種施設、第二種施設等々の特定の施設以外でも、同様に屋外についても受動喫煙を防止するための措置をしっかりと講じることということでございます。この法にのっとって、健康課は事業を今年度、来年度、進めていくと理解をしておりますので、ここで一言、決意を述べていただきたいと思います。

○高山健康課長 健康増進法のカバーするところとしては、屋内が中心となってまいります。しかしながら、屋外においては当然、委員がご指摘になったような望まない受動喫煙が生じやすい状況を鑑みまして、しっかりとした閉鎖型の喫煙所を設置するなどといった形で、屋外においても取り組みを進めべく、庁内関係機関と協力して進めてまいります。

○大倉委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 263ページの健康センター事業、291ページ、産学連携推進事業をお尋ねします。

先に291ページのほうです。産学連携推進事業の中で、科学技術交流事業についてお尋ねします。以前にもモンゴルについてはお尋ねしましたが、先日NHKの首都圏ニュースで報道されておりました。中小企業の技術者不足が課題となる中、日本の高等専門学校をモデルに、モンゴルに設立された高専の初めての卒業生が、10月1日に東京の電気機器メーカーに入社しました。ということで、区が技術者を求める地元の企業とモンゴルの高専の学生をつなぐ事業で、正規雇用として採用した第1号ということです。そういったニュースがありました。

このニュースは受け入れ企業のホームページにも、また品川区のホームページにも扱われていました。そのニュースでは、卒業生がその企業の朝礼で、日本語で挨拶をされた。「日本では大変なこともたくさんあると思いますが、おもしろいこともたくさんあるので、これからが楽しみです」という挨拶をされたそうです。簡単にこれまでの経緯と今後の採用といいますか、就職に関する見通しについてお尋ねします。

○山崎商業・ものづくり課長 モンゴル高専との科学技術交流事業は、3年目に入りました。まず平成29年度は、短期交流事業から関係をつくるということと、それから、昨年度につきましては一歩前に進めまして、1カ月間にわたる長期インターンシップ事業を通じ、区内企業の技術者不足への対応として、事業を行ってきたということでございます。こうした交流の中で、今年6月にモンゴル高専の第1期の卒業生を輩出し、その卒業生の中から、先ほど例示をいただきました10月1日で、区内企業入社第1号ということに相なったものでございます。

区としましては、その意味合いは大変深いものだと思っております。今後としましては、年度内に、今回の企業とはまた別になりますけれども、さらに2名の正規雇用をということで、今準備をしているところでございます。来年度につきましては、さらに人数を拡大しまして、8名から10名ほどを目標に、区内での活躍を期待するという状況になっているところでございます。

○高橋（し）委員 3年前からの事業が一つの区切りで、区内の企業に入社できたということです。今後の展開もさらに広がっていくという見込みを、今お聞きしました。

ただ、区内の中小企業の技術者不足に対応するということは、このような小さな一歩ですが、意義があるのですが、しかし課題もかなりあると思います。ここまでの事業を進めてきましたけれども、課題があった。今後の課題もあると思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○山崎商業・ものづくり課長 もちろん、日本語のコミュニケーションというのはベーシックな課題

ということはありませんけれども、正規雇用ということになりますと、仕事への慣れということ以前に、日本で、品川区で生活するということでございます。今回、今年度予定している先ほどの3名につきましては、いわゆる中堅中小ということで、その会社に社員寮が完備されているといった条件がございました。

今後、先ほどの希望の数では、もう少し小規模な事業所で、経営者の方は、ぜひ欲しい。高専の生徒も、ぜひ日本でということで、マッチングをしても、例えば品川区内で住むところなどが非常に現実的には課題になるかなと思うところでございます。言ってみれば、住宅取得困難という意味では、区の他部署でそうした対応をしている部分と連携をしながら、何とかそこをクリアしていきながら、いいマッチングをしたいと思っているところでございます。

○高橋（し）委員 今お話があったように、住まいについては本当に、住み慣れたところでない外国に来てお仕事をされるということですから、当然大きな問題となります。今、支援のお話がありましたけれども、もう少し具体的に、庁内の関係部署とどのように連携を図っていくかということをお話しただけだと思います。ご本人たちが日本に来て働きたいという意欲をお持ちなので、それを支援する意味でも大切なことだと思います。

それと、もう一つなのですが、大もとの大もとで、モンゴルの方々の就労ビザ、高専を卒業された方が日本で働くところについて、就労ビザの課題があったのではないかと思います。その点についてどのように解決されたのか、また解決されていない場合は、どのような形でクリアされて今回の就労に結びつけたか、お願いします。

○山崎商業・ものづくり課長 例えば区で、住宅課で居住支援ということで、例えば高齢者ですとか、障害をお持ちの方ですとか、そうした住宅をお借りするときに困難な部分という意味では、外国人就労者も一つ、その中に入るだろうということもありまして、そうした居住支援の中で、例えば保証人を立てるとか、そうした諸課題、あるいは賃貸マンションのオーナーへの理解を深めるような啓発の部分といったところは、区全体の部門と連携して対応していけたらいいなと思っていまして、そのように進めたいと思っております。

それから、在留資格のほうは、今回10月1日でそこがクリアされたので、正式に入社となったということでもあります。そもそも外国に高専という5年の教育プログラムがありませんでしたので、4年制の技術系の大学を出たレベルと同等の技術がある、あるいは教育プログラムが充実しているということを知っていただく必要がありまして、入管なり法務省なり、そういったところに働きかけを、モンゴル高専、それから、支援をするNPO団体などと区が後ろ盾になるような形で連携をして、認知をさせていただいたということと、タイミングで、その事業をPRする中で、NHKなどの報道機関が取り扱っていただいたということも、一つ大きかったかなと思っております。

○高橋（し）委員 お住まいというか住居に関しては、款が違いますけれども、住宅課の協力をここでお願ひしたいと思います。

ビザのことに関しては、モンゴルは日本よりも大学の進学率が高いと言われていて、4年制大学に行かれる方がたくさんあり、今お話あったように、就労ビザに関しては大学卒業のほうが一般的で、なかなか理解していただくのが大変だったとお聞きしています。そのところをきちんとした形で、今のような手続きで就労ビザに関することを働きかけていただいて、それが認められたということで、10月1日、晴れてこういった形になったのは、大変すばらしいことだと思います。

成果報告書でもありますけれども、今後は区内製造業との継続的な就業につながるような仕組みづく

りが必要とあります。それらのことも鑑みて、モンゴルの高専卒業生に関する就業支援について、改めて今後の意欲といいますか、取り組みをお話しいただきたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 今回第1号の正規雇用が生まれまして、行政としてどこまで中小企業に実際につなげる支援、フォローというのはあると思います。できれば、この流れが一定程度経常化するような、先輩が行ったから自分も品川区に一緒に行こうというような自然な流れができて、先輩が来て後輩が来て、そこにコミュニケーションが生まれて、区内中小に長く定着し、エンジニアとしての力量を、小さな企業の中で十分発揮していただくことを期待しながら、定着支援など必要な事業について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 モンゴルという遠い国とのこのような交流を、ぜひ拡大して行っていただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、本多委員。

○本多委員 鈴木真澄委員に引き続きまして、清掃を取り上げたいと思います。ページ数は280ページから285ページになります。

初めに、285ページの東京二十三区清掃一部事務組合分担金について伺います。先日、中央防波堤の500ヘクタール帰属問題で、大田区・江東区の争いが、帰属が確定したことを、よかったなと思います。当事者はいろいろあるかもしれませんが、23区にとってはこういう問題が解決されてよかったと私は思っています。

それで質問は、清掃工場不適正搬入防止についてですが、清掃工場の水銀混入ごみによる焼却炉の停止については、発生の都度、23区で協議をしてきたところですが、平成30年度に清掃工場不適正搬入防止啓発用映像をつくって、今年度から23区と一部事務組合で防止を図るとしていますが、その点について教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 清掃工場における不適正搬入防止につきましての一組の取り組みでございます。委員おっしゃるように、水銀等が混入されると清掃工場の稼働がストップするということで、多大なる損害が生じるわけでございます。そういった中、今、不適正搬入物につきましての取り組みを強化しているということでございます。

具体的な取り組みといたしましては、取り組み月間というものを設けまして、職員等も実際に清掃工場に行きまして、そのような目視確認をしましたり、一組でも取り組みを強化しまして、委託によりまして、常時そのような不適正搬入がないかどうかというのを確認するといった取り組みをしているところでございます。

○本多委員 数年前まで、水銀混入による清掃工場の停止というのがよくあったと思うのですが、大分減ってきたから、相当いろいろな対策を講じて成果が出ているのかなと思います。大体こういう経費は、億単位でかかってしまって、億かからないときもありますけれども、すぐに工場を停止して、それを正常に戻すのに経費が1億円前後かかってしまって、その分担金というのは、毎年23区が負担をしている分担金で賄えればいいけれども、賄えないときにはまた徴収があったり、対策というのは、水銀を扱う、例えば今までの議論では、生産者責任ですとか、あるいは分別のときに水銀のものを分けて収集すればいいのではないかなど、さまざまな議論が今日までありまして、今現在の取り組みについて、さらに強化をしていただきたいと思います。思っております。

水銀混入が仮にあった場合に工場停止になって、戻す費用というのは、今まで本当に莫大な費用がかかってきましたけれども、今は最大限努力をして、そうならない対策をしていただいたのはわかりまし

た。もしなってしまったときの経費のかかり方に、何か削減できるような工夫とか、そういったものというのがおありかどうか、教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 近年は平成29年に板橋清掃工場が停止して以来、工場の水銀混入がないということでございます。その要因としましては、分別を徹底させて、水銀が入らないように各区が指導強化したという部分もございますし、清掃工場でお話を聞いていますと、自己規制値を超えそうなときに、その前に自動的に、強制的に清掃工場をとめて、長期間の停止を免れるようなノウハウもかなり確立されてきたというところでございます。

○本多委員 工場の中に入れるときの選別とか、対策が講じられていると思います。ただ、本当に数本の体温計で、また工場がとまってしまいますので、その危機管理だけは持って取り組んでいただきたいと思います。

次は、し尿処理について伺いますが、し尿等の収集処理の区分では、大きく分けて4つの区分になりますが、家庭でのくみ取りし尿、浄化槽汚泥、事業系のし尿、し尿まじりのビルピット汚泥、4つに分かれますけれども、品川区内の状況を教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 品川区内での状況ということでございますけれども、現在、平成30年度は世帯数6件でございます。年間の収集量は7.16トンという実績がございます。

○本多委員 6件、わかりました。一部事務組合が出している資料を見ますと、し尿処理に係る決算額は減っているのかなと思ったら、毎年増えていて、平成27年度が1億6,600万円余、平成28年度1億9,816万円余、平成29年度が2億100万円余ということで、軒並み増えていて、家庭の作業は減っているけれども、事業系が増えているのだなと感じましたが、それで合っているのでしょうか、教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 全体量としましては、し尿の部分というのはわずか10%という構成比になっていまして、それ以外が先ほどお話ございました浄化槽汚泥や、し尿まじりのビルピットということでございます。経費としては、一組でも経営努力を続けているところでございますけれども、昨今の人件費等の上昇によりまして、2億1,000万円余、経費がかかっているということでございます。

○本多委員 引き続き、効率的な運営になるように、品川区からも提言をお願いしたいと思います。

次に、ごみ収集の来年のオリンピック・パラリンピック開催前後の対応・収集について、例えば夜間収集など、時間を今までと違う時間にするようなことは考えられるのか、教えてください。それと、歳入のところで臨時収集436件とあるのですけれども、臨時収集についても、大会開催中など、前後忙しいときに、従来と同じなのか、何か変化があるのか教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 オリパラ時の清掃につきましてでございます。期間中は交通規制がかかることから、今、組織委員会、東京都は、交通混雑緩和に向けた取り組みを推進しております。懸念されているところといたしましては、交通規制による収集運搬への影響につきましては懸念をしているところでございます。今、二十三区、一組も交えて、いろいろと検討しておりまして、時間収集、曜日や時間帯の変更というのも検討の議論に挙がっているところでございます。引き続き、期間中に確実な収集運搬ができるように、今後検討をし、今後の策を決めてまいりたいと思っております。

また、臨時ごみの件でございますけれども、私ども品川区清掃事務所は、多量のごみが出る大きな事業所でございますと、許可事業者へ収集をお願いするわけでございますけれども、有料ごみ処理券を張っている事業所につきましては、事務所で対応しております。こちらのほうも、確実に収集ができるように対応を図ってまいりたいと思っております。

○大倉委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 ２７９ページ、アスベスト対策事業、２８１ページ、資源ステーション回収について質問させていただきます。

まず最初に、アスベスト対策事業について質問させていただきます。アスベストは断熱性と絶縁性に富んで、とても安く、３０年以上前にはさまざまな建築資材に使用されておりました。しかし、飛散したアスベストを吸引すると、肺がん等の原因となり、１０年以上経過しても発症するおそれがあるものでもあります。

そんな中、区は独自で平成３０年度からアスベスト分析調査助成等、今現在はさまざまな事業に取り組んでおりますけれども、今後解体件数がまた増えていく中、現在の相談件数はどれぐらいあるのか、まず教えていただきたいと思います。

○小林環境課長 アスベストに対する相談件数のご質問でございます。平成３０年度で申し上げますと、約１５０件程度が相談として来ているところでございます。アスベストにつきましては、法令・条例に基づく手続きがあるというところから、特に手続きに関する内容がほぼ半分を占めているといった状況でございます。

○高橋（伸）委員 １５０件あるという中で、まだまだアスベストを使用している店舗、そして住宅も相当数あると思います。そんな中、先ほど申しましたように、助成がいろいろあると思うのですけれども、助成内容も教えていただきたいと思います。

○小林環境課長 区で行っております助成につきましては、２点ございます。まず１点目は、先ほど委員からご紹介ありましたように、アスベストが建材の中に含まれているかどうか、その分析をするための費用として助成を行っているというところが、まず１点目でございます。もう１点目につきましては、吹きつけられたアスベストを除去するための費用に対して、上限２００万円として助成を行っているといった、２つの事業を進めているところでございます。

○高橋（伸）委員 助成の２００万円という枠の中で、解体するときに捨てる費用も、業者からすると、捨てる内容によっては単価が相当違う中で、例えばアスベストの検体を出したときと、解体業者が違うレベルの申請を出して、そのまま解体をしてしまう。もしそういうことで業者が工事をしてしまいますと、区民に相当、健康に対して影響があると思うのです。

そうした中、区としてはそういった業者の工事中の、申請を出したところの確認に行かれると思うのですけれども、そのことに対して、要するに違反に対して、どのようにお考えになっているのか、あるいは取り組んでいるのか、お知らせいただきたいと思います。

○小林環境課長 まず、区に届け出が行われる申請につきましては、基本的には吹きつけられたアスベストというところがございますので、それに基づいてしっかりと調査を行うところでございます。その申請に基づきまして、工事が始まる前につきましては、区の職員がその申請どおりに工事とか対策が進められたかどうかを目視で把握して、安全性は確認しているところでございます。また、工事が終わった後につきましても、書類の提出を求めて写真の確認等を行って、安全性を確認しているといったところでございます。

○高橋（伸）委員 それで、今後の取り組みとして、飛散・非飛散性に対する取り組み。非飛散というのは、昭和３０年代ぐらいからあったＰタイルとか、それも非飛散性の床材だと思うのです。その非飛散性に対する今後の取り組みをお知らせいただきたいと思います。

○小林環境課長 今、委員からお話ございました、いわゆる非飛散性アスベストに対する取り組みで

ございますが、いろいろとご心配、ご懸念の声というのは区も、国にも届いているところと捉えております。その中で、国はこれらの法改正を来年度に向けて進めるというところが、今示されているところでございます。その中では、作業基準が示されたり、あるいは、届け出についても義務化するような動きが出ているところでございます。そういった動きを区もしっかりと把握した上で、これらの事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 わかりました。ぜひ区民の不安、健康被害の未然防止に努めていただきたいと思います。

続きまして、281ページ、資源ステーション回収についてお伺いをいたします。本区では、資源の有効利用、ごみの減量を図るため、区内約1万カ所の資源回収ステーション、集積所があると思われます。そのことで、資源回収についての質問をさせていただきたいと思います。まず、その内容について教えていただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 内容でございますけれども、回収品目を定めまして、事業委託によりまして、週1回の回収を行っております。回収につきましては、委託事業者をお願いしているものでございます。

○高橋（伸）委員 それで、事業所から排出される資源処理についての考え方も、あわせてお知らせをしていただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 事業所から排出される資源処理につきましの考え方でございますけれども、事業活動により排出されたということで、事業所みずからの責任で処理をするということでございます。したがって、清掃事務所に出す場合には、事業系の有料ごみ処理券を貼付していただいて、排出をしていただく形になります。

○高橋（伸）委員 これは事例なのですけれども、例えば土曜日に会社がお休みのところが、今、多いと思われましても、会社の休みの土曜日、そのエリアが資源回収日になっている場合の対応、曜日等の変更は可能なのか、教えていただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 変更につきましては、なかなか難しい状況がございます。その理由としましては、週1回、特定曜日に収集しておりますため、区内全域を、月曜日から土曜日まで6日間分をエリアに分けて収集しているということで、区民に周知している。そのような理由からでございます。

○高橋（伸）委員 わかりました。変更が困難であることは理解できたのですけれども、そのほか考えられる対応策はあるのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 区では平成23年度から、事業系リサイクルの支援をしております。その内容は、リサイクル事業協同組合カムズ、資源の処理を扱っております区内事業者が集まった組合でございますが、こちらと協力しまして、事業系リサイクルシステムというものを構築しております。具体的には、利用者が品目別に資源を集めていただきまして、一定数以上回収量が見込まれましたら、回収に伺うというシステムでございます。こちらをご案内するようにしているところでございます。

○大倉委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は284ページ、産経費全般についてお伺いしたいと思います。

今現在、中小企業の経営の現状をどのように把握されていますか、教えてください。そしてまた、今回の消費税10%の増税開始と、それから軽減税率制度の適用に際して、中小零細企業の小売店等は新型レジを導入いたしました。これはスムーズにいつているのでしょうか、お聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 産経費全般ということで、区内産業をどのように把握しているかと

いったことでございます。大きな切り口で申し上げますと、１０年前にはリーマン・ショックが起きて、途中で震災があつてというような、経済が低迷するような大きなものを乗り越えて、現在に至っているということでございます。そういう意味では、低調感が極度に強まる事象が２回ありまして、アルファベットのWの字のように、２つ底ができていくような状況でございます。その両端で、景況調査などの専門的なD I 値によりますと、入り口と出口の部分については当時のD I 値に戻っているような状況にはあります。ただ、それぞれ業種・業態によっては、平均的によくなっているというトレンドではない部分も、細かいところでは出来しているかなと見ています。

それから、消費税の部分につきましては、軽減レジの導入は、例えば食料品を扱って、軽減税率品目とそうではない通常の品目を同時に購入するような店舗の形態が、必要に応じて、軽減税率に対応した複合レジが必要になってくるという見立てで推計をしております。国ではそうしたレジの導入について、強くこれまで推進をして、いろいろ働きかけをしている段階では、このところ急速に伸びているそうですけれども、補助の申請で適用がなされる、十分に行き渡るめどが立っているというところでございます。区としましても、そういった状況にはあるかなと捉えているところでございます。

○須貝委員 現状は課長もおわかりだと思うのですが、実質所得は、大半の勤労者は伸びていないということで、企業としてもいろいろ商売をやっていますが、所得が伸びないので、消費は減少が続いている。ここ１０年間を見ても、品川区の中小企業の景況調査でもマイナスで動いているという状況です。今現在でも大体６割以上の中小零細企業は非常に資金繰りも厳しく、売り上げも伸びない、利益が出ない、また人手が足りない、それから後継ぎがいらないなど、なかなか経営がうまくいっていない。このような状況にある中で、米中貿易戦争により、さらに世界経済が悪化傾向にあり、本日、政府は８月の景況判断を「悪化」と表明しています。このような現状があるわけです。

その中で、今回新型レジの導入ということで、値上げをできないという中小零細企業がいて、そしてさらに、新型レジを交換することによって、うちは数十万円かかる、うちは１００万円か２００万円かかる、これではやっていけない。また、お客さんもうちの定価を知っているから、これではもう来られないから廃業する。中には、資金繰りが厳しいから倒産するという話まで出ています。実質、今回新型レジを導入した中小零細企業も、約半分以上は９月３０日に間に合わなかったという記事まで出ています。

これだけ厳しい状況にある中で、もちろん課長には中小零細企業の負担の厳しさ、おそらく声も届いていると思うのですが、区ではこれに対して、何か支援をしていますか。その辺について教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 軽減税率に対応したレジにつきましては、なかなか期日が迫らないと対応がということで、区としましても商連と連携しながら、早目の備えをしてください、それから、補助金を活用して低価格で備えてくださいということは、現在も含めてずっとやっているところでございます。

政府のほうも、９月３０日の設置あるいは支払い完了ですとか、契約の部分については要件を緩和して、１２月１６日の補助金申請期限という形で、そこまで受け付けるということになっておりますので、これから対応も少し進んでいく部分はあるかなと期待しているところではあります。

それから、今回、区としまして、消費税の改定に伴って、もちろん、消費マインドの喚起ということで商品券などに取り組む一方で、中小企業の経営変化の出来についても一定程度、予測はしております。融資制度の中で経営変化に対応する資金の創設をしまして、その資金の相談で１０件ほど、この

ところ企業が来ているというところで、私どもの専門の経営相談員を含めて、いろいろな資金繰りの厳しい状況などもご相談の上、善処するという事で対応しているという状況でございます。

○須貝委員 商業・ものづくりの部署からすれば、非常におかしな話で、一般の人、我々を含めて、商店の方もそうですが、消費税を導入します。増税します。軽減税率を適用します。それは全国民が平等なので、ひとしく同じ条件で負担をする。それはいいのです。ですが、国がこうやって勝手に上げることによって、商店、小売店が自己負担をしなければいけないとか、それから、今後値上げしたらお客さんが来ないだろうから、うちは営業を続けられない、もう廃業します、倒産しますと。これはやり方がおかしくありませんか。

全員が同じ消費税を負担するのはわかります。でも、一部のこういう人たちが、小さな、まして、ものづくり、商店も含めて、さまざまなことをうちの課で、事業部で支援しているのに、こういうことでお金が足りないから、また値上げするから、困ってしまうのです。やっていけないです。お客さんに平等の負担ならいいけれども、レジの資金繰りのお金まで用意もできません。借りるのは、借りては返さなければいけない。これはおかしくありませんか。見解をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 基本的なことではありますけれども、消費税につきましては、例えば商店街の物販店で物を購入する、それから身近な商店街で、例えばクリーニングサービスを受けるとか、そういった物を買う、サービスを受ける。その方々が本来、消費税というのは負担すべきところでございます。その税率が変わったということで、実際、消費税はお店を経由して納税がなされるということで、通過する部分のお金ではありますけれども、先ほどの、消費税が上がったことによって、ただ消費税分について価格に転嫁すると、消費者にとって物を買うときに少し高くなる印象があるので、上げられないと多分思われる。そういったロジックのお話かなと思っています。

私どもとしましては、そうした消費税を正しく理解して、必要な価格転嫁については、ご商売を営む側からすれば、そこは正しく転嫁をすべきだという立ち位置で、いろいろご相談あったときににつきましては、価格表示の方法でありますとか、そういったことも含めて、経営相談の中でご相談を受けて対応しているというところでございます。

○須貝委員 それでは、最低限、新型レジに交換しなければいけない。それぐらいはどこかで負担しなければいけないでしょう。確かに国は4分の3負担します。ですけれども、残りがあります。それが数十万円なのか、二、三百万円なのか、何万円なのかはわかりませんが、それを出しなさいというのは、おかしい話ではありませんか。一律で負担する消費税はしようがないですけれども。

そして、さらに国が、介護保険や国民健康保険などの制度が変更されて、負担や補助金の率を変更したときは、ソフト変更等に伴う費用は全額、国が負担しているのです。ところが今回は、新型レジとか、ソフトもいろいろPCのほうも変えるでしょう。そういうところは、残りは自分で払ってください、自分でお金を出してくださいと。これは筋が通らないのではないですか。片や、国が制度を変えたのだから、全額国で持ちます。でも今回ののは、皆さん、申しわけない、4分の1は自分たちで負担してくださいと。だって、上げたのは国でしょう。もし国ができないなら、東京都なり区なりでしっかり補助するというのが、自治体としての役割だと私は思うのですが、いかがですか。

○山崎商業・ものづくり課長 今回、軽減税率を導入して、一般的な食料品については税額が据え置かれていたということと、それが軽減税率品目に該当する、しないということで、少し混乱も、あるいはご納得といたしますか、ご理解に少し時間がかかることもあると。それから、それに対応したレジにつきましても、レシートに税額の表示などが必要ですから、新しいものに今回のことをきっかけに切りか

えていこうというところです。

レジについても、非常に補助率が高く、低廉に切りかえられるような仕掛け、仕組みも実はあります。例えば、ネット上でソフトをということでありますと、実はほぼ経費負担なく導入できるようなものもあったりします。そういう意味では、いろいろこれからのご商売の進め方、やり方、お店のご主人の考え方もあります。私も行って、うちは現金主義でいくときっぱりおっしゃるお店の方々などもおりますけれども、区としましては、正しい情報をしっかりお伝えして、活用できる補助金がありますといった情報提供については粘り強く、どんな状況であれ、しっかり対応していくということで、日ごろ業務をさせていただいているところでございます。

○須貝委員 先ほどからお話ありましたが、品川区には85%、中小零細企業がある。まして、課長のところは商業・ものづくり課で、本当にそばでいろいろな相談も受けて、そして、このお店はどうなのか、それから製造業はどうなのか、しっかり見ているわけです。どれだけ今、厳しい状況にあるかというのがわかっているわけです。だったら、東京都、区も、しっかりこういう方たちを支援して、こんなことで廃業するとか、お金がないからとか、そんなことではなくて、やはり残して、そして今後の品川区の発展に寄与していただくように、私は、これからも頑張って支援していただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、277ページの温暖化対策事業、279ページの環境啓発・推進事業にかかわって、地球温暖化対策と廃プラスチックについて伺います。

今、地球温暖化は、これからの10年の取り組みいかんで、戻れなくなるところまで行ってしまうと言われています。9月23日から行われた国連気候行動サミットに向け、グローバル気候マーチが世界各地で行われました。日本でも東京や仙台などで、気候を変えずに自分を変えようとコールがされ、アピールされました。このサミットでスウェーデンの環境活動家、16歳のグレタ・トゥンベリさんが演説したことで、また注目を集めました。「私たちは大量絶滅のとば口にある。未来の世代の目は皆さんに注がれている。もし私たちを裏切ることを選ぶなら言おう、私たちは皆さんがこの問題から逃げることを許さない」と、取り組みの加速を求めました。

今のままでは、パリ協定での地球温暖化を1.5℃未満に抑えるという目標が困難視されています。これを受け、国連事務総長は、今後の10年間で温室効果ガス排出量を45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成するために、対策強化を呼びかけました。この呼びかけに応え、世界77カ国が2050年までの実質ゼロや対策強化を発表しました。残念ながら、その中に日本は入っていません。それだけでなく、日本はCO₂排出量の最も多い石炭火力発電所の増設を政策に持つ希有な国となっており、世界からも批判されています。

これを変えさせていくためにも、品川区から積極的に取り組みを進めていくべきだと思います。区有施設への太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置をさらに進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。また、蓄電池の設置もすれば、電力の平準化とともに災害時にも役立つと思いますが、いかがでしょうか。あわせて、太陽光発電システム設置助成のこの間の推移と、助成額の拡大を求めますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 太陽光発電の区有施設への設置についてでございますが、現在37施設で太陽光発電設置が進められているというところでございます。特に学校施設の改築、あるいは新規の施設の新築にあわせて、比較的大きな建物については設置が進められていると捉えているところでございます。

蓄電池につきましても、こういった観点から、最近の施設につきましては太陽光とあわせて蓄電池も設置しているというところございまして、9施設で蓄電池が設置されていると捉えているところでございます。

それから、環境課で行っております太陽光発電システム設置助成の推移でございますが、昨年度につきましては事業用と家庭用合わせまして、23件の助成が行われたところでございます。今年度につきましては、現在2件というところでございます。

あわせて、ご質問いただきました助成額の拡大という点でございますが、確かに平成25年の段階につきましては、1キロワット当たり10万円という助成を行っていたことがございますが、それ以降、現在は1キロワット当たり3万円の助成を行っているところでございます。助成につきましては、設置にかかわる費用の約10%に相当する額を設定額として、助成額を決めているところでございます。他区の状況等を見ても、助成額を上げたことで太陽光発電システムの設置数が伸びたというところは、あまり見られていない部分ではございますが、助成額の変更につきましては、機器の価格の動向とか、あるいは国の制度とかの動向を見ながら判断していくものと考えているところでございます。

○のだて委員 区有施設では37施設でやっているということで、蓄電池も9施設ということでした。新規の施設建設や、大きなところでやっているということでしたけれども、そういったところでも、ぜひ引き続き進めていただきたいと思いますし、今あるところでも、新規でない既存の施設でも、ぜひ設置できるところで設置を進めていただきたいと思います。今後の進め方といいますか、どこまで広げていこうと考えていらっしゃるのか、地域センターや学校などあると思いますけれども、伺いたいと思います。

また、太陽光発電システム設置助成についてですが、推移について答弁がありませんでしたけれども、この間、なかなか伸び悩んでいるという状況だと思います。1キロワット当たり10万円から3万円に減額されたということで、それを引き上げることで、今回、気候行動サミットもあったことで大きく注目を集めていると思いますので、そういった時期を捉えて、ぜひ増額もしていただきたいと思います。助成申請件数が減っている状況を拡大させていくための課題、区としては何を考えていらっしゃるのか、助成額の増額は有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長 太陽光に関するご質問が2点あったかと思います。今後どこまで区有施設で進めるかというところでございますが、区有施設の中でも、先ほど申し上げましたように、大規模な施設というところが、まず一つの焦点かと思っております。なかなか小さな施設というところになりますと、屋上にほかにも機器を載せなければいけないとか、さまざまな技術的な観点があるかと思っているところでございます。そういうところを鑑みながら、可能な限り設置については進めていきたいというところで、なかなか数字目標をお示しすることはできないかと思いますが、可能な限りの設置を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、助成額の増額についてでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には10%程度を助成額として設定しております。これは、ほかの環境に関する助成、例えば事業所用LED照明設置助成も大体同じような考え方で進めているところでございます。また、機器自体につきましても、以前に比べれば随分と値段が下がってきたというところもございまして、今回この金額を設定させていただいたところでございます。

件数の伸び悩みというところにつきましても、いろいろな要因があるかと思えます。例えば買い取り価格の変動とか、さまざまな要因があるかと思えますが、これらの動向を引き続き注視しながら、助成

額については検討していきたいと考えているところでございます。

○のだて委員 なかなか施設への設置は難しいというお話でしたけれども、個々の施設ではそういった問題はあります。品川区全体として、区有施設に再生可能エネルギーで、使用電力を何割賄っていかうという方針は持っていらっしゃるのでしょうか、伺いたいと思います。

また、太陽光発電システムの設置は、ぜひ進めていくという立場で引き続きやっていただきたいと思いますので、課題などを、ぜひ整理していただきたいと思います。

○小林環境課長 方針として、どこまで賄うかというところでございますが、なかなかこういった形で数値でお示しするかとか、難しいかと思っておりますが、例えば環境基本計画の中でもお示ししており、区有施設の温室効果ガスの一番大きな要因であります二酸化炭素の排出量を、基準年からしっかりと削減していかうというところは計画の中で示したところでございます。

そういった中で、目標達成に向けて、その解決策の一つとしましては、こういった再生可能エネルギーの積極的な活用というところも、効果としてあらわれてくる部分でございますので、そういうところをしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 世界の流れは、地球温暖化を1.5℃に抑えるために、企業も動き出しておりまして、RE100プロジェクトというのが行われています。これは、使用電力の全てを再生可能エネルギーで賄うことを公約した企業の連合体です。世界では179社以上が加盟しており、アップルなども加盟しております。日本でも20社以上が加盟していきまして、リコーやソニーなどが参加しております。

これは大きな企業しか入れない仕組みになっていますけれども、同等のもので、中小企業や自治体、病院、学校などを対象とする再エネ100宣言、英語ではRE Actionといいますが、この仕組みがつけられました。品川区も再エネ100宣言への参加検討を求めますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 今、委員からご案内ございました仕組みづくりにつきましては、引き続き研究をしていくところではございますが、区につきましても、こういった再生可能エネルギー100%の電力会社から電気を購入しているというところは、せんだって開設が行われました品川区障害児者総合支援施設でも、そういったところからのエネルギーの導入というのを進めているところでございます。温室効果ガス削減に向けては、こういったところも含めながら、また、みずからつくり出すということも考えながら、両軸で考えていながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 今、障害児者総合支援施設でそういった取り組みをやられているということですので、ぜひ今後もそれを引き続き進めていただきたいと思いますと思いますが、また、世界の流れとして、国や都市が気候非常事態宣言を行うことによって、気候変動への政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的にとることを宣言しているというところもあります。日本でも、長崎県の壱岐市で行われています。品川区でも、こうした気候非常事態宣言をすることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 区内の状況においてでございますが、例えば温室効果ガス排出量を、区内全体でございまして、今、計画の中では平成25年度を基準年としまして、令和9年度、計画最終年でございまして、令和9年度までに33%削減するというところで、計画を進めているところでございます。

最新のデータであります平成28年度の状況に行きますと、約10.4%削減が進んだというところで、計画・目標について引き続き順調というか、傾向としては減少傾向で進められているというところでございます。これらの減少傾向の推移を十分注視しながら、今後の検討については進めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 減少しているというお話でしたけれども、今、区内各地で再開発が行われて、CO₂の排出量が増えているのではないかと危惧をしております。実際、この計画でも、家庭部門が人口増によって増えているということになっております。まさに再開発によって、もとは数十軒の住宅が600戸などになるということで、排出量が増えていると思っております。地球温暖化対策に向けても、再開発事業はやめるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、一定規模の企業やビル建設には太陽光発電など、自然エネルギー導入を義務づけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 再開発と温室効果ガスの関係でございますが、基本的には一定規模の建築物につきましては、建築物省エネ法によってさまざまな義務づけが行われているところでございます。また、建物を運営していく上でも、エネルギー管理を行っていくという観点から、これも一定規模の建物でございますが、省エネ法によりまして使用量の報告等が義務づけられているところでございます。

そういったところを考えていきますと、一定規模の建物については、一定の省エネに対する配慮がなされていると判断しております。そういった中で、一定規模の建物に対しては、さまざまな取り組みが進められている中で、自主的な太陽光発電システムの設置等についても進められていると認識しているところでございます。

○のだて委員 省エネ法などで一定、義務づけられているとありますが、それを受けても、やはり増えているということだと思うのです。そこをしっかりと見ていただいて、それが減っていくように、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

最後に、廃プラスチックの問題も伺いたいと思います。この問題は、海洋汚染ですとか生態系への影響、海に流れ出ることによって海洋生物が飲み込んで死んでしまうということも指摘されております。また、マイクロプラスチックは有害物質を吸着して、最終的には人間にも有害になってくるということも言われております。この品川区においても取り組むことが必要だと思います。レジ袋やプラスチックストローの禁止など、使い捨てプラスチックをなくしていくきっぱりとした姿勢を示していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長 廃プラスチックの関係でございますが、さまざまなイベント、特にエコにかかわるイベントを通じて啓発を進めております。引き続き、可能な限りの対策は進めてまいりたいと考えているところでございます。

○大倉委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は、265ページの休日・応急診療費、それから273ページの、午前中も出ましたけれども、先天性風しん症候群対策をお聞きしたいと思います。

初めの休日・応急診療費ですが、この中に休日診療に関しての医師賠償責任保険というのが計上されていると思いますが、その内容と金額を教えてください。

それから風しんについては、本当に大変だという話を鈴木博委員からもさんざんお聞かせいただいて、今、国としても、昭和37年から昭和54年生まれ、一番抗体価が低いのではないかとこのころに絞って、クーポン券を送っていただいているということで、まずは今年度は、昭和47年から昭和54年生まれの方にとのことだそうですが、今、品川の状況は、きちんと無事に送られて、それに対してどれぐらいの方が抗体検査を受けられているかというのがわかれば、教えてください。

○高山健康課長 私からは、前段の休日・夜間に係る医師賠償責任保険の中身、内容と金額というお尋ねのほうでお答えをさせていただきます。こちらは区がお願いしております休日・夜間診療に関しま

して、医療上の過失によって患者の身体に障害を与えた場合、被保険者に法律上の賠償責任が発生した場合など、保険金をお支払いするもので、具体的には、被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用と、訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用などを弁償するようなものでございまして、金額につきましては、休日歯科と休日医科と合わせて31万6,300円の予算を組んでいるところでございます。

○鷹箸保健予防課長 風しん第5期定期予防接種に関するお尋ねでございます。今年度につきましては、委員ご指摘のとおり、対象のうち年齢が若い40歳から47歳までの方に、5月末までの間に2万4,121名の方にクーポン券を送付いたしました。それ以降、この年齢以外の方、あるいは転入の方でご希望されている方、242名に追加でクーポン券を送付いたしまして、8月末までに全部で2万4,363名の方にクーポン券をお送りしました。

このうち、品川区では23区全体の調整等もありまして、6月から事業が始まっているところでございますが、8月末までの間で抗体検査は1,498名の方がお受けになりまして、このうち抗体価が低くて、麻しん風しんMRワクチンを接種された方が275名でございます。検査の受検率は全体から6.1%という状況でございます。

○たけうち委員 医師賠償責任保険なのですけれども、医師会の方たちが休日診療ということでやっていただいて、万が一何かあったときに、患者に対してということなのですが、いろいろ団体の懇談会の中で要望も出ておりましたけれども、災害時の体制のときに同じような形で、非常に限られた環境の中で医療行為をしたときに、相手に対して、患者とか区民に対して、何かあった場合の補償というのが、平成25年に両医師会と品川区で、「災害時における医療救護活動に関する協定」を結んでいるそうなのですが、その中には、そうした場合の対応というか、補償等が盛り込まれていないということなのですが、そこについての見解を教えてください。

それから、風しんについては、私も実は昭和38年生まれでして、クーポンが送られてこなかったもので、心配になってお問い合わせをしたら、希望されれば受けられますということで、いただきまして、私は6月に検査をしまして、幸いにして大丈夫だったのですけれども、そういう中で、新聞等でも報道されていますけれども、新聞等では1割にも満たないということで、品川でも残念ながら、今お話に出たとおり、1割にも満たない状況になっていますけれども、ここについて今後どのような形で、さらにプッシュをしていくのかというのを教えてください。

○鷹箸保健予防課長 この年齢の方々でございますけれども、平日昼間、お仕事に行かれていたり、また、もともと医療機関に行く頻度が年齢的に少ない方々ということもありまして、なかなか検査を受けに行かないということで、国も今、心配しているところでございますが、この受検率というのでしょうか、受診率がなかなか上がらないことが問題だと思っているところでございます。

今後の対策といたしましては、区内企業を通じて、会社から積極的に受診勧奨していただいたり、一つとしては、例えばせんだって、こちら区役所に勤める職員を対象には、区の人事課で、ふだんの健康診断とは別に、8月に対象職員に抗体検査を、それぞれ住んでいるところが違うわけで、お住まいの自治体から対象の方にクーポン券が送られているわけですが、それを持ってきてくれば、区役所の中で検査を受けることができるという、追加の対策を実施したところでございます。その結果、対象の職員の接種率が、今の時点で18.1%ということがわかっておりますので、お勤めの方については、会社の健康診断のときに同時に検査できるとか、そういった体制を、しっかり会社にも我々からお伝えして、積極的に進めていくことが非常に重要ではないかと考えております。

○中島防災課長 委員からご紹介のありました医師会との協定に基づくところでございますが、内容につきまして、費用負担等の扶助費の記載はございますが、その具体的なところにつきましては、国、都、あるいはほかの自治体の状況を踏まえながらと考えております。

○たけうち委員 風しんについては、MRワクチンを打つことで、先ほど出た麻しんと風しん、両方抑えられるということですが、残念ながら抗体検査はそれぞれやらなければいけないということで、そこはしっかりやっていかなければいけないのかなと思うので、ぜひよろしくお願いします。

それで、防災のほうなのですが、今、課長のお話があったのは、扶助費とおっしゃったかな、それはお医者さんが活動しているときに、ご自分がけがされたときには明記されていると思うのですが、さっきの休日診療ではないのですが、お医者さんが活動して医療をやっているときに、おけがされている方が万が一、お亡くなりになったとか、さらに症状が悪化したということで賠償責任が生じた場合の補償を、それはお医者さんが持つのか、区が持つのか、どうするのか、そこを明記してもらいたい、明確にしてもらいたいということだと思うので、もう一回お答えをお願いします。

○中島防災課長 答弁漏れでございまして、先ほどの賠償責任につきましては、災害時にそのような保険対応が可能なのかも含めて、ほかの事例等も含めまして研究等をさせていただきたいと思えます。

○大倉委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、263ページ、健康づくり支援事業で、健康プラン21、先ほど午前中も話が出たのですが、**「みんなで築く健康・福祉都市」**ということで、これを今、推し進めていて、中間にかかってきて、先ほどの答弁でも49の指標の達成度をしっかり精査してという話がありました。これは数値を入れかえるだけなのか、これを事業にいかにつ結びつけていくのかとか、あとは、新たな数値目標をつけたときに、その数値目標のつけ方があります。現実の問題と、それをこう変えていくというところがあると思うのですが、その辺のところをどうお考えなのかということ。

あと、平均寿命と健康寿命の話を教えてください。この中で見ていると、こちらは65歳健康長寿を出しておりまして、それは東京都の保健所長会がやっている健康長寿を使っている、品川区の助成などは23区でもトップクラスになっておりますけれども、国は必ず平均寿命と健康寿命でゼロ歳からやっているから、この相違が十何歳あったりして、厚労省なども2040年までに3年間の延伸をやっているというのだけれども、こちらの65歳健康長寿のほうがもっと正確です、そのほうがわかりやすいという形で進められていて、結構この辺のところをどのように理解して、区民の方にどうやってわかってもらうか。わかりやすさもあるではないですか。この辺のところをどうやって捉えて、どのようにわかりやすさを訴えていくのかということをお教えください。

○高山健康課長 3点のお尋ねかと思います。1点目の健康プラン21の中間評価見直しという点で申しますと、先ほど委員がご紹介になった49の指標がありまして、それを束ねる形で、個別指標ということで15の指標に束ねているものでございます。これらを、まず計画を策定した段階で、何年後にこの数値が増加するのがふさわしいか、減少するのがふさわしいのかといったところで、まず策定時に目標を立てております。

そして、今回5年目を迎えるに当たりまして、改めて調査をした数値との比較の中で、5年経った施策、取り組みの推進状況をはかるものでございます。残念なことに、策定時に用いた数値が、必ずしも現状に置きかえると、例えば事業が廃止になってしまったりとか、さまざまな理由によって、今後5年間指標として使うにはふさわしくないようなものについては、改めてこの段階で後期5年に向けて、指

標について置きかえを図るところでございます。

したがいまして、今回検討を進める中では、今後5年間で5%程度の改善が見られるものを、一つ成果ととってこうと考えているところでございます。それが1点目と2点目のお尋ねについてです。

3点目の健康寿命につきましては、いろいろな言葉が確かに躍っておりまして、せんだっての報道では、国が発表した平均寿命と健康寿命という形であったかと思います。特別区が採用しております65歳健康寿命という、東京都保健所長方式というこちらのほうは、国が使っている平均寿命などは大きな自治体でないと、なかなかふさわしくないということで、健康寿命もそうなのですけれども、ということで、政令市とか都道府県レベル、全国レベルでは、とてもいい捉え方なのですが、特別区が採用するものについては、介護保険の認定を受けるまでの期間という形で使っているもので、実態に近い数値として、特別区においては65歳健康寿命方式というものを採用するものでございます。

○石田（秀）委員　今で私はいいと思うので、その数字を、例えば今、要支援と要介護の認定ということだと、要支援だと平成29年で男の方が81.5歳、女性が83.03歳、要介護2だと86.65歳と女性は高くなって、男の方でも82.89歳。これぐらいまで健康で、それなりの要介護度の方でも、今は健康寿命に入れていくというやり方なわけですね。これであるならば、私もデータはデータでいいのだけれども、先ほど言ったように、どのように活用していくのかということだと思っています。

健康づくり推進委員会でもこの前、研修があつて、健康長寿の3要素は運動、栄養、社会参加だという講演会をやられたと思うのですが、このところで区長などもよく言う、例えば社会参加で高齢者の方は教養と教育が必要ですよということがあつて、これはこれで頭にぱっと入るから、いいではないですか。こういうことをどこかでやってもらったほうがいいような気がしてなりません。

どうしてこういうことを言うかということ、筑波大学の田中教授がいらっしゃって、講演会と懇親会があつて、私も食事をする機会があつたのですが、その先生は、学術論文の題名は「健幸華齢」と言っています。健康の「康」を「幸」せにして、加齢の「加」えるというのを「華」やかという字を使っています。この先生は、これは学術論文みたいなものなので、例えば医療費を抑制することの重要性は明らかだけでも、運動の習慣による医療費抑制効果はあまりにも小さいと言わざるを得ないと。医療費の抑制には、医療そのものの抜本的な見直しが必要であり、後期高齢者は死ぬまで患者なのか、病気は死ぬまでつきまとうものなのか、現行の検査や内服薬は適切なのかななどを精査することのほうが、より効果的で有益であると。

最後は、そのうち医師やコ・メディカルは、これは医療従事者のことらしいのだけれども、良質な健康支援を展開していくことを願っていると。だけれども、ここは「健幸華齢」という言葉を使って、さまざまそういう形の政策を打っていかう。これは「みんなで築く健康・福祉都市」でもいいし、そういうものがあれば、私はそういうところにも踏み込んで、皆さんのほうがいろいろな案が出るのではないか、ぜひそういうことを踏まえて、そういうところを盛り込んでやっていくほうがいいと思っています。

それはどうしてかということ、ここの所長会でも、せっかく要介護だ何だということまで踏み込んでいるのであれば、まさにこれは地域包括ケアだから横串を刺していただいて、その部分の、これが高齢者福祉か高齢者支援かは別としても、そこと一緒になって地域包括ケアを、みんなで幸せに華やかに楽しく、高齢者の部分を楽しんでいきたいと思います。特に健康なのだから、そういう考えを持っていらっしゃると思うのだけれども、その辺のお考えを聞かせてほしい。

○高山健康課長　先ほどもう少しご説明を加えるべきところだったのですが、今回の健康プラン21の見直しの中で、15の個別目標というお話もさせていただいたのですが、見直しの中で、対象を明確にした健康づくりへの支援という中で、これまで個別目標が設定されていなかった高齢者の健康づくりを進めることを、新たな項目として追加いたしました。これが前期5年にはなかった発想で、後期5年に向けては、このような視点のもと、例えばフレイル対策に取り組むでありますとか、あるいは認知症の関係。それから、薬の関係でいきますと、例えば必要以上に多くの薬を処方されていて、適切に服薬していないという課題などもありますので、これを一つ、対象を明確にして、高齢期の健康施策ということで取り入れていきたいということでございますので、委員がご指摘になるような介護予防の視点なども踏まえた目標設定をしてまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員　最後はお願いになりますけれども、今、品川区でも2年に1回、世論調査等もかけて、項目の中でもこの部分はあるではないですか。そうすると、例えば食事だ、睡眠だ、喫煙だ、こころの健康だ、飲酒だと、主要項目はどのようになっていきますか。比較をしているいろいろな形が出てくるとしても、それは世論調査の話として、正確なデータでいろいろなことを考えて、こういう項目を増やしていったら、その中で健康づくり、健康プランをやっていくというところに、ぜひ今言ったような印象的な言葉も含めて、このようにやっていきたいと思いますというのが、私は非常に今、弱いというか、少ないような気がしてならない。

だから、その辺はもう少し強く健康課で、介護予防を含めて健康づくりをやっていただきたいと思います。

○大倉委員長　最後に、大沢委員。

○大沢委員　287ページ、中小企業事業資金融資あっせん、それと時間があれば293ページ、商店街関係を伺いたいと思います。

まず、融資あっせんの件ですけれども、事務事業概要の経営相談事業費というところで、認定件数が載っておりますけれども、この表を見ると、平成26年度から平成30年度で激減をしているのですけれども、まず、この理由を教えてくださいというのが一つ。

それと、先ほど来もお話が出ているように、事業承継の話ですけれども、私は事業承継というのは、以前からこういう事業というのがあって行われていたと思って、おそらくやっていたのでしょうけれども、今回、事業開始が平成28年度からということになっています。これは何か都なり国なりの政策が新たに出てきたから、ここであえて書いていらっしゃるのか、教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長　認定件数と申しますのは、例えば国で、不況業種の認定ということでございます。そういう意味では、リーマン・ショックなどのころには、指定業種が1,000ほどありました。どんどん景気がよくなることによって、指定業種が減ったということがあって、要は、不況業種認定を行いますと、それだけ少し有利な融資が使えるという前提としての認定事業ということでございます。景気動向によって上げ下げしますが、今、平均的には200とかという数字に落ちついているということでございます。

それから、事業承継につきましては、古くからあって新しい課題という捉え方をしています。いつの時代もご商売といいますか、中小企業の創業者がどのタイミングで、例えば息子さんに譲ろうかとかというところにつきましては、昔からあった課題なのですが、それが一気に経営者の高齢化などがトレンドとして全体を押し上げて、そろそろ事業承継を考えなければいけない年齢に平均的に到達しているような状況があって、そういう意味で、平成28年度から事業承継の問題について、品川区は取り組んだ

ということです。

○大沢委員 今、2つすれ違いがありまして、私は相談件数ということで聞いたので、課長はさっき200と。これは、不況業種認定事業のことをおっしゃっていたので、そのところをお答えになっていらっしやったのかと。

それともう一つ、事業承継のことでも、トレンドと言いますけれども、今に始まった高齢化ではないわけです。既に5年、6年前から高齢化が始まっていて、今に始まったことではない。平成28年度当時は高齢化も始まっているわけで、なぜその前に、もう少しこういう事業が出てこなかったのか、これは国なり都でこういう事業がクローズアップされたから、玉突きでおりにてきたから、区で行ったのか、そこを教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 大変失礼しました。不況業種認定の件数を先ほど答弁させていただきました。経営相談の件数ということでお答えをさせていただきます。報告の平成26年度から平成30年度に関して、2,000件台というところで推移をしていると受けとめているところでございます。

それから、事業承継につきましては、例えば、先ほど経営相談なりで融資のお話もありましたけれども、ある企業が次の代に譲ろうと思って、なかなかそれがうまくいっていないのだという情報は、以前はそういう情報が、例えばまちの金融機関などに来ますと、そこで信用力ですとか企業力というのが低下につながるという考え方が一般的で、いわゆるタブーのような状況でありました。そういう情報については、なかなか相談もできずに、隠そうとされるという傾向がありました。

そこを行政が、事業承継の問題についてはオープンで、みんなで考えるべきことと、それぞれの企業の持つ問題については、そういった領域の中で支援をしていこうという必要性が高まった時代背景があるということでございます。国よりも東京都よりも、いち早く手がけているのが品川区でございます。

○大沢委員 まだ少しすれ違っていて、私が言いたかったのは、経営相談事業費の中で、その他ということで、平成26年度が148件、平成30年度に至っては29件になっていますので、これがかなりの数、減っているんで、それは何でしょうかということで質問させていただいたのですけれども、わかりますか。これは、もう答弁は結構です。

私もこだわりが強いので、事務事業概要では、「経営相談事業費」と書いてあります。創業支援のパートに行くと、何とか経費と書いてあるのですけれども、そもそもこれは事務事業概要なので、何とか事業費という「費」をつけること自体が不適切ではないかと思っております。款別の歳入歳出決算書には、経営相談事業と書いてあります。もしこの表記が変わって、内容も変わるのであれば、変える必要はないと思うのですけれども、そもそもが事業の説明をしているのに、「費」というお金の項目を表示するのはいただけないような気がするのですけれども、そのところはどのようにお捉えになっているでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 先ほどのその他の部分でございます。引用していただきました事務事業概要の注釈にも記載をさせていただいてございます。その他に分類される要素は、主に中小企業信用保険法の認定相談件数であるというのは、先ほどの不況業種認定に係る相談のことということで、トレンドが減っていますということでご理解をいただけたらと思っております。

それから事業費については、事業名称については委員おっしゃるとおりだということでございます。ここについては、項目として予算額という箇所が事務事業概要にはございますので、そのために、経営相談事業費ということで「費」をつけておりますけれども、一般的な事業名称では、私どもも経営相談事業ということで呼称しておりますので、ご意見を参考にさせていただいて、いろいろ事業名称の表記

など、工夫してまいりたいと感じたところでございます。

○大沢委員　これで質問を終わらせていただきますが、商店街のほうは、また改めまして質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○大倉委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は明日、午前１０時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後５時３５分閉会

委　員　長　大倉　たかひろ